

平泉町地域防災計画

本編（風水害対策編）

令和6年3月

平泉町防災会議

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	2
第2節 町民の責務	2
第3節 他の法令に基づく計画との関係	3
第4節 災害時における個人情報の取り扱い	3
第5節 平泉町防災会議	4
第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	6
第7節 平泉町の概況	12
第8節 災害の発生状況	15
第9節 防災対策の推進方向	16
第2章 災害予防対策計画	17
第1節 組織体制の整備	18
第2節 防災知識普及計画	21
第3節 地域防災活動活性化計画	26
第4節 防災訓練計画	30
第5節 気象業務整備計画・通信確保計画	35
第6節 避難対策計画	37
第7節 災害医療体制整備計画	49
第8節 要配慮者の安全確保計画	52
第9節 食料・生活必需品等の備蓄計画	58
第10節 孤立化対策計画	60
第11節 防災施設等整備計画	62
第12節 建築物等安全確保計画	65
第13節 交通施設安全確保計画	70
第14節 ライフライン施設等安全確保計画	72
第15節 危険物施設等安全確保計画	80
第16節 風水害予防計画	83
第17節 雪害予防計画	87
第18節 土砂災害予防計画	91
第19節 火災予防計画	97
第20節 林野火災予防計画	102
第21節 農業災害予防計画	105
第22節 文化財の災害予防対策	107
第23節 防災ボランティア育成計画	109
第24節 事業継続対策計画	112
第25節 原子力災害予防計画	114

第3章 災害応急対策計画	115
第1節 活動体制計画	116
第2節 気象予報・警報等の伝達計画.....	138
第3節 通信情報計画	142
第4節 情報の収集・伝達計画.....	148
第5節 広報広聴計画	154
第6節 交通確保・輸送計画.....	158
第7節 公安警備計画	169
第8節 消防活動計画	170
第9節 水防活動計画	176
第10節 県・市町村等応援協力計画.....	180
第11節 自衛隊災害派遣要請依頼計画.....	184
第12節 防災ボランティア活動計画.....	190
第13節 義援物資・義援金の受け付け・配分計画.....	194
第14節 災害救助法の適用計画.....	196
第15節 避難・救出計画.....	199
第16節 医療・保健計画.....	219
第17節 食料、生活必需品等物資供給計画.....	227
第18節 給水計画.....	232
第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画.....	237
第20節 感染症予防計画.....	244
第21節 廃棄物処理・障害物除去計画.....	249
第22節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画.....	258
第23節 応急対策要員確保計画.....	262
第24節 文教対策計画	265
第25節 農畜産物応急対策計画.....	272
第26節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画.....	276
第27節 ライフライン施設応急対策計画	279
第28節 危険物施設等応急対策計画.....	286
第29節 林野火災応急対策計画.....	291
第30節 防災ヘリコプター等活動計画.....	298
第31節 原子力災害対策計画.....	301
第4章 災害復旧・復興計画	302
第1節 公共施設等の災害復旧計画.....	303
第2節 生活の安定確保計画.....	307
第3節 復興計画の作成.....	314

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、平泉町防災会議が作成する計画で、各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めることを目的とする。

第2節 町民の責務

町民は、「みんなで取り組む防災活動促進条例」（平成22年岩手県条例第49号）第4条に規定する、町民の責務その他法令又はこの計画若しくは町の地域防災計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

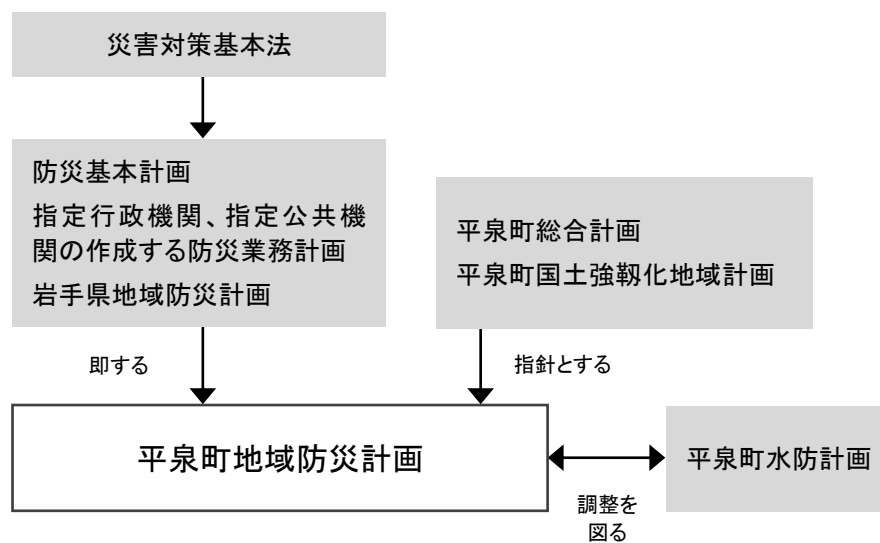
また、同条例の定めるところにより、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、住民が自らを災害から守る「自助」の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る「共助」の適切な役割分担に基づき、これらが連携した防災協働社会の実現を目指しながら、みんなで防災に取り組むものとする。

[資料編 1-2-1 みんなで取り組む防災活動促進条例]

第3節 他の法令に基づく計画との関係

この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく平泉町国土強靱化地域計画を指針とするものである。

また、この計画は、平泉町地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法第42条に掲げる防災業務計画、県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「平泉町水防計画」と十分な調整を図る。特に、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、現在及び将来策定される平泉町総合計画に矛盾することのない計画とする。



第4節 災害時における個人情報の取り扱い

町は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、それぞれが定める条例の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるよう努める。

第5節 平泉町防災会議

1. 所掌事務

平泉町防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- ① 平泉町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- ② 平泉町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する。
- ③ 平泉町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する災害応急対策及び災害復旧に関し、町並びに関係地方行政機関、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- ④ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- ⑤ 各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

[資料編 1-5-1 平泉町防災会議条例]

2. 組織

平泉町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。

職名	区分	防災機関等
会長		平泉町長
委員	指定地方行政機関の職員	東北農政局岩手県拠点
	〃	東北森林管理局岩手南部森林管理署
	〃	東北地方整備局岩手河川国道事務所一関出張所
	岩手県知事部局の職員	県南広域振興局総務部一関総務センター
	〃	県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター
	〃	県南広域振興局農政部一関農林振興センター
	〃	県南広域振興局土木部一関土木センター
	〃	岩手県一関保健所
	岩手県警察本部	一関警察署
	町長部局の職員	副町長
	〃	農林振興課長（農業委員会事務局長兼務）
	〃	町民福祉課長
	〃	建設水道課長
	〃	観光商工課長
	〃	保健センター所長
	教育委員会部局の職員	平泉町教育委員会教育長
	〃	文化遺産センター館長（世界遺産推進室長兼務）
	消 防 機 関	平泉町消防団長
	〃	一関市消防本部一関西消防署平泉分署長
	〃	平泉町婦人消防協力隊長
〃	平泉町自主防災組織連絡会	
指定公共機関又は指定 地方公共機関の職員	東日本電信電話(株)岩手支店	
〃	東日本旅客鉄道(株)一ノ関駅	
〃	東北電力ネットワーク(株)	
〃	岩手県交通(株)一関営業所	

3. 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行う。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1. 町

町は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

機関名	業務の大綱
町	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置及び運営に関すること。 ② 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 ③ 防災訓練の実施に関すること。 ④ 防災知識の普及及び教育に関すること。 ⑤ 防災に関する施設及び設備の整備点検に関すること。 ⑥ 防災に関する資材の備蓄及び整備点検に関すること。 ⑦ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 ⑧ 災害に関する予警報の伝達及び避難の勧告又は指示（緊急）に関すること。 ⑨ 消防、水防、その他の被災者の救護、救助活動に関すること。 ⑩ 災害応急対策の実施に関すること。 ⑪ 被災施設の復旧及び被災地域の復興の実施に関すること。 ⑫ 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。

2. 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

機関名	業務の大綱
県	<ul style="list-style-type: none"> ① 県防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 ② 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 ③ 防災訓練の実施に関すること。 ④ 防災知識の普及及び教育に関すること。 ⑤ 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関すること。 ⑥ 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。 ⑦ 災害応急対策の実施に関すること。 ⑧ 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。 ⑨ 被災施設の復旧、被災地城の復興に関すること。 ⑩ 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。

3. 消防機関

機関名	業務の大綱	内容
一関市消防本部 (一関西消防署 平泉分署を含む。)	災害予防対策及び災害応急対策に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防活動 ② 救急救助業務 ③ 災害予防対策の実施協力 ④ 災害応急対策の実施協力

4. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等を行う。

機関名	業務の大綱
一関警察署 (一関警察署平泉 駐在所及び長島駐在 所を含む。)	① 災害状況の把握及び報告連絡等に関すること。 ② 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 ③ 防災関係職員の派遣に関すること。 ④ 関係機関との連絡調整に関すること。
東北農政局 岩手県拠点	災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局 岩手南部森林管理署	① 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 ② 山火事防止対策に関すること。 ③ 災害復旧用材の供給に関すること。
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ④ 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ⑤ 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。
東北地方整備局 岩手河川国道事務所	① 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること。 ② 指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関すること。 ③ 水防活動の指導に関すること。 ④ 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。 ⑤ 直轄公共土木施設の復旧に関すること。
東北地方測量部	① 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 ② 復旧測量等の実施に関すること。

5. 自衛隊

機関名	業務の大綱
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

6. 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

機関名	業務の大綱
日本放送協会盛岡放送局	① 気象予報・警報等の放送に関すること。 ② 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 ③ 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。 ④ 防災知識の普及啓発に関すること。
東日本高速道路(株)東北支社	① 高速自動車道の整備及び災害防止に関すること。 ② 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 ③ 高速自動車道の復旧に関すること。
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 日本貨物鉄道(株)東北支社	① 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 ② 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株) (株)NTT ドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	① 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 ② 災害時における通信の確保に関すること。 ③ 電気通信設備の復旧に関すること。
日本通運(株)一関支店	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力ネットワーク(株)	① 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 ② 災害時における電力供給に関すること。 ③ 電力施設の災害復旧に関すること。
郵便事業(株)一関支店	① 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 ② 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。

7. 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

機関名	業務の大綱
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	① 気象予警報等の放送に関する事。 ② 災害状況及び災害対策についての放送に関する事。 ③ 町長からの要請に基づく災害放送に関する事。 ④ 防災知識の普及啓発に関する事。
岩手県交通(株) 一関営業所	災害時における車両による緊急輸送に関する事。
土地改良区	① 水門、水路、ため池等の施設の整備及び災害防止に関する事。 ② 水門、水路、ため池等の災害復旧に関する事。
(一社)岩手県高圧ガス 保安協会 (一社)岩手県高圧ガス 保安協会一関支部	① ガス施設の整備及び災害防止に関する事。 ② 災害時におけるガス供給に関する事。 ③ ガス施設の災害復旧に関する事。
(一社)岩手県医師会 (一社)一関市医師会 (一社)岩手県歯科医師会 一関市歯科医師会	① 医療救護に関する事。 ② 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関する事。
社会福祉法人 平泉町社会福祉協議会	防災ボランティアの連絡調整等に関する事。

8. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務の大綱
農業協同組合及び森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ① 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。 ② 農林関係に係る県、町の実施する被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 ③ 被災農林家に対する融資及びあっせんに関すること。 ④ 被災農林家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関すること。
平泉商工会	<ul style="list-style-type: none"> ① 商工業関係の県、町の実施する被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 ② 被災商工業者に対する融資あっせん及び資金導入計画の指導に関すること。 ③ 災害時における物価安定についての協力に関すること。 ④ 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ① 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 ② 災害時における負傷者等の収容、保護及び医療救護に関すること。 ③ 救護班に対する協力に関すること。
一般運送事業者	災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。
危険物施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
教育施設の管理者	災害時における避難者の誘導、安全確保に関すること。

第7節 平泉町の概況

1. 位置

本町は、岩手県の南部に位置し、一関市と奥州市に接する北緯 38 度 59 分、東経 141 度 7 分の位置にある。

一関市市街地へ約 7 km、盛岡市へ約 80 km の距離にあり、J R 東北本線、東北縦貫自動車道、一般国道 4 号などの幹線が南北に貫通している。

2. 面積

本町は、東西 16.15 km、南北 8.51 km の矩形状を呈し、総面積は 63.39 km² で、内訳は次のとおりである。

固定資産概要

区分	面積 (km ²)	構成比 (%)
田	12.08	19.0
畑	2.01	3.2
宅地	2.78	4.4
山林	21.06	33.2
牧場原野	6.63	10.5
雑種地	1.12	1.8
その他	17.71	27.9
計	63.39	100.0

(令和 5 年 1 月現在)

3. 地形・地質

3-1. 地形

地形は、北上盆地を挟んで、東が標高 596 m の東稲山（たばしねやま）を主峰とする 500 m 級の北上高地、西が奥羽山脈から張り出す標高 200 m 内外の平泉丘陵の間にわたり、盆地中央を北上川が南流し、平泉丘陵を挟んで西から戸河内川（へかないがわ）・太田川が流入している。総面積の 33.2% は山林によって占められ、平地は町の中央を流れる北上川筋に開けている。

(1) 山地

区分 山名	位置	標高 (m)
東稲山	平泉町長島 (一関市との境界点)	595.7
音羽山	〃 (奥州市及び一関市との境界点)	539.0
経塚山	〃 (奥州市との境界点)	518.3
観音山	〃 (一関市との境界点)	325.2
東岳峠	〃 (一関市との境界点)	295.0
和山	平泉町平泉 (奥州市との境界点)	258.1

(2) 河川

奥羽山脈より東に流れる太田川、戸河内川及び北上高地より流れる荒川が町の中央を流れる北上川に合流している。

区分 川名	川幅 (m)	水位 (m)	流路延長 (m)	流域面積 (m ²)
北上川	295	2.3	5,630	1,660.85
戸河内川	35	0.5	10,560	369.60
太田川	32	0.5	11,750	376.00
荒川	8	0.5	8,550	68.40

3-2. 地質

北上高地は、日本列島の背骨となっている古生層が本州の中で最も広く露出している地域である。また、北上高地の北東縁部には中生層が分布する。北上高地に広範に広く分布する花崗岩類も中生代に生成したものである。

これに対し奥羽山脈は、新生代第三紀の地層が古生層を被覆して分布している山脈であり、その一部は更に新しい第四紀火山に覆われている。

本町はこれら山地、山脈に挟まれ、北上平野の低地に分布する第三紀後半の比較的軟らかい地層、その表面を段丘堆積物が覆っている地域である。

4. 道路交通

町内には、一般国道4号及び東北自動車道が南北に縦走しており、奥州市と接するところに東北自動車道平泉前沢インターチェンジと、町中心部に近い平泉スマートインターチェンジがあり、一般国道4号と接続されている。平泉前沢インターチェンジ、平泉スマートインターチェンジともに盛岡市までは約1時間、J R東北本線の平泉駅から盛岡駅へは約1時間20分で連絡している。また、隣接している一関市にJ R東北新幹線一ノ関駅があり、仙台市や盛岡市まで約40分となっている。

主要地方道は一関北上線と平泉巖美溪線があり、平泉巖美溪線は平泉駅前を起点とし、名勝天然記念物の巖美溪に至る路線で観光ルートにもなっている。一方、一関北上線は町東部の長島地区を北上川に沿って走る路線で広域幹線道路となっている。

一般県道は相川平泉線が一関市相川を起点とし、平泉駅前を起点とする一般県道平泉停車場中尊寺線に接続され長島地区及び南三陸からの広域幹線道路となっている。

平泉停車場中尊寺線は生活用道路及び中尊寺への観光ルートとなっている。

一関平泉線は佐野地内より国道から分岐され一関市街地を結ぶ路線で通勤通学に利用されている。また、長坂東稲前沢線は長島地区から町内及び奥州市前沢区を結ぶ幹線道路である。

町道の整備状況

路線名	路線数	実延長 (km)	改良率 (%)	舗装率 (%)
1級	16	35.3	93.2	91.1
2級	27	44.8	91.2	88.1
その他	349	172.8	69.2	50.1
独立専用自歩道	6	1.5	100.0	92.5

(令和5年4月1日現在)

5. 気象

本町の気象は、北上高地と奥羽山脈に挟まれているため、年間降水量は1134.5 mm、年平均気温は12.2℃と県内では比較的温暖な内陸性の気候となっている。

第8節 災害の発生状況

1. 過去の主な災害

本町の過去の災害の発生は、台風による被害、気象条件（異常気象）による被害が多い。最近では、平成19年9月の台風9号による長雨で北上川がはん濫し、本町でも大きな被害が発生した。

昭和54年以降の本町地域内の災害記録は資料編1-8-1のとおりである。

[資料編 1-8-1 本町における災害記録]

2. 今後予想される災害

本町の自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から、将来次のような災害の発生が予想される。

【想定される災害】

- ① 大雨、台風等による洪水による浸水害
- ② 台風等による暴風災害
- ③ 地震による地盤沈下、家屋倒壊等の災害
- ④ 市街地や林野における大火災
- ⑤ 危険物の爆発による災害
- ⑥ 土砂災害
 - (ア) がけ崩れ
 - (イ) 土石流
 - (ウ) 地すべり
- ⑦ 雪害
- ⑧ 道路災害
- ⑨ その他の特殊災害

第9節 防災対策の推進方向

町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を守ることは、町の基本的責務であり関係機関の協力を得てあらゆる手段、方法を用いてその万全を期さねばならない。

したがって、町は次の点に重点を置いて防災対策の推進を図る。

また、これらの実施に当たっては、町総合計画等に基づいて実施する。

【防災対策の推進に関する重点事項】

- ① 防災意識の啓発
- ② 自主防災組織の育成
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 治山治水事業
- ⑤ 防災施設の整備
- ⑥ 要配慮者の避難支援体制の整備
- ⑦ 観光客の避難対策

第2章 災害予防対策計画

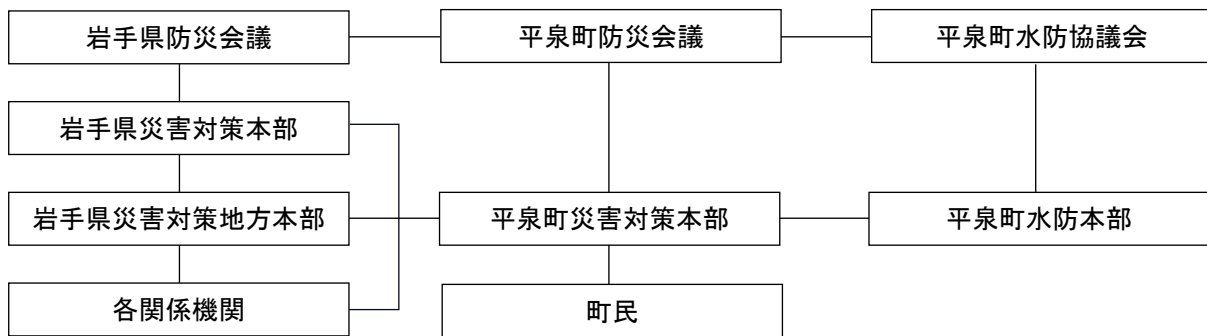
第1節 組織体制の整備

○町及び防災関係機関の平時からの防災組織体制について定める。

主管部署	総務課
------	-----

1. 実施計画

町は、総合的な防災対策を推進するため、平時から防災に係る組織体制の整備及び充実に努める。町における防災組織は次のとおりである。



1-1. 平泉町の防災組織体制

項目	内容
平泉町防災会議	● 災害対策基本法及び平泉町防災会議条例に基づき、平泉町地域防災計画の作成及びその実施を推進するため、平泉町防災会議を設置する。
平泉町災害対策本部	● 町長は、災害対策基本法及び平泉町災害対策本部条例に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特にその対策又は防災活動の推進を図る必要があると認めるときは、平泉町地域防災計画の定めるところにより、平泉町災害対策本部を設置する。

1-2. 災害対策要員等の確保体制

町は、災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努める。

(1) 24時間監視・即応体制の確立

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の監視及び災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外においても当直（日直・宿直）体制を実施する。

1-3. 防災関係機関

防災関係機関は、災害対策基本法の規定に基づき、予防及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、絶えずその改善に努める。

(1) 協定の締結

実施主体	内容
町、県、 防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。 ● 応援協定の締結に当たっては、実効性の確保に留意し、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。

(2) 応援・受援計画

実施主体	内容
町、県、 防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、日頃から、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点を確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

(3) 迅速な救助実施体制の構築に向けた調整

実施主体	内容
町、県	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

1-4. 災害対応マニュアル等の整備

実施主体	内容
町	● 職員の動員配備、初動対応や住民の避難誘導、情報伝達に係る災害対応マニュアル等の充実を図り、職員の行動ルール、防災体制の強化、危機管理能力の向上に努める。

第2節 防災知識普及計画

○防災知識の普及、自主防災思想の普及について定める。

主管部署	総務課、教育委員会
------	-----------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

火災及び災害等に対する円滑な応急対策の実施を確保するため、職員に対し防災の教育を行い、また、児童・生徒に対し災害の基礎的な知識や対応の教育指導を行う。

さらに、町民に対しては、社会教育あるいは各行政区、各事業所を通じて自らが生命、身体、財産を守り、併せて地域の各災害を未然に防止するため必要な教育及び広報を行う。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

特に、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点にも配慮する。

1-2. 防災知識普及計画の作成

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 所掌する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。 <p style="text-align: right;">[参考 2-1 普及計画及び広報事項]</p>

参考 2-1 普及計画及び広報事項

- ① 地域防災計画及び各機関の防災体制の周知
- ② 災害時の心得、避難誘導
- ③ 過去における災害の実例
- ④ 警戒方法及び火災予防事項
- ⑤ その他必要な事項

1-3. 職員に対する防災教育

実施主体	内容
町、防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員に対して災害の防止及び災害対応に必要な教育の徹底を図り、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次の事項に重点を置いて防災教育を実施する。 <p style="text-align: right;">[参考 2-2 防災教育に関する重点事項]</p>

参考 2-2 防災教育に関する重点事項

【防災教育の方法】

- ① 講習会・研修会等の開催
- ② 防災活動の手引等印刷物の配布
- ③ 防災関係施設等の見学・危険地域等の現地視察及び現地調査等の実施

【防災教育の内容】

- ① 各機関の防災体制及び各自の任務分担に関すること。
- ② 災害の原因、対策等の科学的・専門的知識に関すること。
- ③ 過去の主な被害事例に関すること。
- ④ 防災関係法令の運用に関すること。
- ⑤ 土木・建築・その他災害対策に必要な技術、災害を防止するための技術に関すること。
- ⑥ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ⑦ 町民に対する防災知識の普及方法に関すること。

1-4. 町民に対する防災知識の普及

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には、町民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、次により防災知識の普及徹底を図る。 <div style="text-align: right; font-size: small;">[参考 2-3 防災知識の普及内容]</div> ● 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。 ● 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

参考 2-3 防災知識の普及内容

【防災知識の普及方法】

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図る。

- ① テレビ・ラジオ・新聞等
- ② 町広報・パンフレット（チラシ・ポスター等）、ホームページ、SNS
- ③ 防災映画、ビデオ、スライド等の製作、上映、貸出し
- ④ 広報車の巡回（災害時等に重点的に行う）
- ⑤ 講習会、展覧会等の開催及び訓練の実施
- ⑥ 町防災行政無線
- ⑦ 自主防災活動に対する指導

【防災知識の普及内容】

- ① 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
- ② 気象警報、避難指示等の意味及び内容
- ③ 平常時における心得
 - (ア) 避難場所、避難道路等を確認する。
 - (イ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - (ウ) いざというときの対処方法を検討する。
 - (エ) 防災訓練等へ積極的に参加する。
 - (オ) 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - (カ) 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。
 - (キ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
- ④ 災害時における心得、避難誘導
- ⑤ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
- ⑥ 災害危険箇所に関する知識
- ⑦ 過去における主な災害事例
- ⑧ 災害に関する基礎知識
- ⑨ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等査等の実施

1-5. 児童・生徒に対する教育

実施主体	内容
学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒に対し、学級活動や避難訓練等の教育活動を通じて、災害に関する防災安全教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各種災害の基礎的な知識の教育 (2) 災害が発生した時の対策等の指導 (防災マップの周知、マイタイムライン作成の普及拡大等)

1-6. 防災関係機関等が行う防災教育等

実施主体	内容
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの所掌する事務又は業務に関する災害応急対策及び町民等の実施すべき安全対策等について防災教育及び広報を行う。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員、利用者等の安全を確保するとともに従業員の防災教育や情報の収集・伝達体制の確立、火災等災害の予防、避難・応急救護体制を確立し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災活動に努める。

1-7. 町民の心がまえ

実施主体	内容
町民	<ul style="list-style-type: none"> ● 平常時は各家庭・事業所等において避難場所、避難所や避難路及び最寄りの医療救護施設の確認、火気取扱器具等の火災予防措置について話し合い適当な措置をして万が一に備える。 ● 災害が発生した場合は、正確な情報の把握に努め初期消火、負傷者の応急手当及び軽傷者の救護を行い自力による生活手段の確保に努める。

1-8. その他実施事項

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災予防運動週間、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、防災と防災ボランティア週間等一連の防災関係行事を通じて各関係機関・団体等の協力の基に講習会、展覧会等により防災知識の普及を図る。

1-9. 防災文化の継承

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。 ● 災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。 ● 町民等による防災文化の継承について、各種資料の活用等により支援する。
町民等	<ul style="list-style-type: none"> ● 自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努める。

1-10. 防災と福祉の連携

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

1-11. 専門家の活用

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

第3節 地域防災活動活性化計画

○地域において、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に関する事項について定める。

主管部署	町民福祉課、総務課
------	-----------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

災害時には、種々の要因により防災機関が行う応急対策活動が遅れたり、阻害されることが予想され、このような事態において被害を最小限に止め、災害の拡大を防止するためには、町民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を自主的、かつ組織的に行うことが効果的である。このため、町は、地域ごとに町民の連帯感を基に自主防災組織の結成を促進し、その育成強化に努める。

1-2. 自主防災組織等結成促進及び育成

(1) 結成促進

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織等の結成のためには、町及び消防機関による指導の積み重ねが必要であることから、あらゆる機会をとらえて行政区等の関係者に対し、自主防災組織等の意義を強調し、地域等の実情に応じた組織の結成促進を図る。

[資料編 2-3-1 自主防災組織一覧表]

(2) リーダーの育成

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織等の活動を活発にするためには、中核となるリーダーの役割が重要であることから、各種の防災関係講習会等に積極的に参加するよう促進する。

(3) 自主防災組織活動施設

実施主体	内容
町 各地区自主防 災会	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災活動組織の拠点となるべき施設及び防災用資機材は、(一財)自治総合センターのコミュニティ助成事業等により計画的に整備する。

(4) 活動要領の作成

実施主体	内容
町	● 地域住民が効果的な防災活動ができるよう、マニュアル等を作成し指導する。

1-3. 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

項目	内容
防災知識の普及	● 正しい防災知識を普及するため、映画会・講演会・研究会等を開催する。 ● 普及事項は、災害の知識・災害情報の性格や内容・平素における防災対策・災害時の心得・自主防災組織が活動すべき内容・自主防災組織の構成員の役割等とする。
防災訓練の実施	● 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。
防災資機材等の備蓄	● 災害時の食料・飲料水・日用品・医薬品等生活必需品の準備等について自主防災組織が中心となってその促進を図る。
地域内の他組織との連携	● 地域内の事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織と連携し、総合的な自主防災活動の推進に努める。
家庭防災の促進	● 家庭における出火防止や非常用必需品の準備等の災害対策について、自主防災組織が中心となってその促進を図る。
要配慮者への支援	● 災害時における要配慮者の安全を図るため、地域住民は協力して要配慮者への支援体制の確立を図る。
自主防災組織の防災計画の作成	● 地域を守るために必要な対策及び構成員ごとの実施の役割をあらかじめ定めておく。
危険箇所や避難場所等の把握	● 地域の危険箇所や避難場所等を把握し、発災時における地域内での連絡体制を構築しておく。

(2) 災害時の活動

項目	内容
地域内の被害状況等の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ● テレビ、ラジオ、町防災行政無線等で情報を入手する。 ● 応急対策の実施状況について、必要に応じ町へ報告する。
出火防止及び初期消火	<ul style="list-style-type: none"> ● 出火防止、初期消火活動を行う。
安否確認及び避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂崩れ・がけ崩れ等危険予想地域の町民に対して避難指示等を伝達し、危険地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。また、避難状況を確認後、町に報告する。 ● 要配慮者について、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 ● 倒壊危険のある家屋には、付近の安全な空き地等へ避難を勧める。
救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> ● 負傷者の救出、応急手当及び軽傷者の救護に当たるとともに、町への報告を行う。
炊出し及び救援物資の配分等避難所運営に対する協力	<ul style="list-style-type: none"> ● 食料・飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、町等と連絡をとり、その確保に努める。
住民に対する避難指示等の伝達、確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示等の発令時における、地域住民への伝達と確認を行い情報伝達の充実に努める。

1-4. 町の役割

項目	内容
自主防災組織に関する意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織の手引書等を作成配布、自主防災組織が開催する講演会、映画会等を利用し、防災組織の普及と教育を行う。 ● 地域住民が開催する座談会等に参加し、その地域にあった必要な助言を行う。
自主防災組織づくりの指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 未組織の行政区に対し組織結成の指導を行うとともに、すでに組織化を図っているものについては必要な指導・助言を行う。
組織活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織が行う訓練その他の行事に参加し、訓練等の実施を呼びかけ組織活動の推進を図り、参加に当たっては必要な指導・助言を行う。

1-5. 消防団の活性化

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。 <p style="text-align: right;">[参考 2-4 消防団の活性化]</p>

参考 2-4 消防団の活性化

- ① 「消防団活性化総合計画」の策定
- ② 消防団の施設・設備の充実強化
- ③ 消防団員の教育訓練の充実強化
- ④ 報酬・出勤手当の引き上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
- ⑤ 消防団総合整備事業等の活用
- ⑥ 競技会、行事等の開催
- ⑦ 青年層、女性層及び公務員の消防団への加入促進
- ⑧ 地域消防及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第4節 防災訓練計画

○職員等の災害対応能力の向上のための訓練について定める。

主管部署	総務課
------	-----

1. 実施計画

1-1. 基本方針

町及びその他の防災関係機関は、災害を予防し、又は災害が発生した場合に、その被害を最小限に止めるため単独又は共同により、毎年度計画的に訓練を行うことにより、町防災計画に習熟するとともに相互協力態勢の緊密化を図る。

1-2. 実施方法

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める。 ● 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、町の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し定期的に実施する。 ● 毎年、9月1日を中心とする防災週間中に、県と共催により総合防災訓練を実施する。 ● 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。

1-3. 個別訓練計画

(1) 防災訓練の種類

各防災機関は、所掌する事務又は業務に応じ、次に掲げる訓練の実施計画を定め実施する。

項目	内容
図上訓練	● 図上訓練は、災害応急対策について図上で行うもので、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
実地訓練	● 実地訓練は、具体的な災害の想定に基づき、防災対策用資機材を用いて各々の対策要員が関係機関と連携のもと、防災活動に習熟するため実施する。また、以下の種別及び区分により訓練目的を効果的に達成し得るよう地域又は場所を選定して、実地において訓練する。 [参考 2-5 実地訓練]

参考 2-5 実地訓練

【種別】

① 警報等の伝達及び通信訓練

(ア) 気象業務法、水防法、消防法に定める警報等の受領及び伝達等について、それぞれの伝達系統を通じて、関係機関の通信施設により訓練を行う。

(イ) 警報等の町民に対する伝達及び徹底についての訓練又は停電時等非常事態における伝達訓練も必要に応じ実施する。

② 災害防ぎょ訓練

災害による被害の拡大を防ぎょするための訓練は、おおむね次のとおりとする。

- ・ 消防訓練
- ・ 水防訓練
- ・ 避難訓練
- ・ 自衛隊災害派遣要請依頼訓練
- ・ 医療救護訓練
- ・ 施設復旧訓練
- ・ 救助訓練
- ・ 林野火災防ぎょ訓練
- ・ 災害対策要員の動員訓練
- ・ 必要資材の応急確保訓練

③ 救護救援訓練

災害による被災者の救護救援を実施するための訓練は、おおむね次の項目について行う。

- ・ 救出救助訓練
- ・ 医療救護訓練
- ・ 炊出訓練
- ・ 給水訓練
- ・ 必要資材の調達訓練

④ 災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練は、おおむね次の項目について行う。

- ・ 道路の交通確保
- ・ 電力通信施設及び給水施設の応急修復
- ・ 決壊堤防の応急修復
- ・ 復旧資機材、人員の緊急輸送

【区分】

① 単独訓練

各防災機関責任者が単独でその所掌する事務又は業務に関連した訓練種目を選定して図上又は実地について行う。

② 総合訓練

各防災機関責任者が協議して災害を想定し、訓練種目を選定して図上又は実地について合同にて行う。

(2) 総合防災訓練実施計画

大規模な地震等による災害等の発生を想定し、町本部長が中心となり各防災機関が共同して、年1回以上総合防災訓練を実施する。

(3) 防災訓練参加体制

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災教育の推進及び参加者の拡大策として、町内幼稚園、保育所、小中学校の参加の促進を図る。 ● 総合防災訓練の一環として、町内各医療施設、福祉施設等の協力の基に、施設入居者の避難、誘導等、避難行動要支援者を対象とした避難訓練を実施する。 ● 自衛隊災害派遣要請依頼訓練及び実戦に則した救援活動訓練を展開するため、県及び自衛隊との連携を図る訓練を実施する。
町本部・各防災機関、その機関に属する職員等	<ul style="list-style-type: none"> ● 前記の防災訓練に、積極的に参加するとともに、町民は進んで訓練の実施に協力する。

1-4. 実施に当たって留意すべき事項

町は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

項目	内容
主要防災関係機関の参画	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、主要防災関係機関の参画を得て各種訓練を実施する。 ● 特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参画を得て、自衛隊災害派遣要請依頼訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練を実施する
地域住民等の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 訓練の実施に当たっては、自主防災組織、防災ボランティア団体、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。
広域的な訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域応援体制の確立を図るため、近隣市や、消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。
教育機関等における訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒に対する防災教育の観点から、幼稚園、保育所、小中学校等の参加を得て各種の訓練を実施する。
要配慮者を対象とした訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を、地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。
地域の実情を踏まえた災害想定	<ul style="list-style-type: none"> ● 訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実際の災害想定を行う。
各種訓練の有機的な連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関合同での訓練、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。
訓練災害対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 町に訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。
所有資機材等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 訓練の実施に当たっては、自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用する。

第5節 気象業務整備計画・通信確保計画

○災害気象情報の収集、提供及び伝達手段として機能する情報通信機器及び施設の整備並びに運用について定める。

主管部署	総務課、建設水道課
------	-----------

1. 気象観測体制整備計画

1-1. 基本方針

町は災害による被害の防止・軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、県、その他の防災関係機関や報道機関を通じて住民に適時・適切に、防災気象情報を提供できる体制を整備する。

1-2. 観測体制の整備等

町は、観測体制の整備・充実及び観測、研究成果の防災対策への活用を図るため、設置している観測施設のデータの相互利用を進めるなど、協力・連携体制の強化に努める。

2. 通信確保計画

2-1. 基本方針

町は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。

災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、サブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

効率的・効果的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

2-2. 通信施設・設備の整備等

(1) 町防災行政無線

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 町防災行政無線の屋外拡声器、戸別受信機等の機能確認や不感地帯の解消を図り、機能強化に努めるとともに、今後の町防災行政無線の更新計画の策定及び更新事業の推進に努める。また、防災行政無線、その他の通信施設に係る非常用電源設備の整備等に努める。

(2) 県防災行政無線

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 県防災行政無線のデジタル方式による衛星通信施設の整備などにより、町の防災行政情報通信ネットワークの機能拡充を図る。また、防災行政情報通信ネットワークの関連施設の耐震化を図る。

(3) 防災相互通信用無線の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

(4) 指定有線電話の指定

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害等によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に指定有線電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

(5) 通信運用マニュアルの作成等

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。 ● 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。 ● 情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。

第6節 避難対策計画

○災害時における避難や避難所の迅速かつ円滑な管理及び運営等を図るための体制整備について定める。

主管部署	総務課、町民福祉課、保健センター、子育て支援課
------	-------------------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

火災、水害等の災害から町民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難所及び避難道路等の整備を進めるとともに、町民等への周知徹底を図るものとし、また、学校、医療機関、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図るものとする。

町は避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

1-2. 避難計画の作成

(1) 町の避難計画

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、避難計画を作成する。 <p style="text-align: right;">[参考 2-6 町の避難計画] [参考 2-7 避難計画作成に関する留意点]</p>

参考 2-6 町の避難計画

項目	内容
発令基準等	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者等避難（町民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの）、避難指示等の発令基準・発令区域・タイミング及び伝達方法
避難場所等に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難場所等への経路及び誘導方法
避難場所等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理責任者 ● 管理運営体制 ● 職員の動員体制及び運営スタッフの確保 ● 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段 ● 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法 ● 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法 ● 医療機関との連携方法 ● 避難収容中の秩序維持 ● 避難者に対する災害情報の伝達 ● 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 ● 避難者に対する各種相談業務 ● 自主避難者に対する各避難所の随時開放体制
避難者に対する救援、救護措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水 ● 給食 ● 空調 ● 医療・衛生・こころのケア ● 生活必需品の支給 ● その他必要な措置
避難行動要支援者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）に対する救援措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報の伝達 ● 避難の誘導及び避難の確認 ● 避難所等における配慮 ● 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有 ● 避難支援計画（全体計画、個別計画）の策定 ● 福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結 ● 避難場所から避難所への移送手段
避難場所等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 収容施設 ● 給食施設 ● 給水施設 ● 情報伝達施設
町民に対する広報	—
避難訓練	—

参考 2-7 避難計画作成に関する留意点

- ① 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- ② 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。
- ③ 町は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下本編中「避難指示等」という。）の具体的な発令基準を策定し、市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画と併せて住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。
- ④ 避難計画に盛り込む避難指示等の発令基準は、町の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。
- ⑤ 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童・生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。
- ⑥ 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。
- ⑦ 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- ⑧ 避難計画の作成に当たっては、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。
- ⑨ 町は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成・配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、町民等の参加も考慮する。

(2) 学校、医療機関、社会福祉施設等における避難計画

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
各施設管理者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校、医療機関、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実にを行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。 ● 各施設の管理者は、町及び関係機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により避難体制の確立に万全を期する。 ● 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を関係機関の協力を得て作成し、これを町長に報告する。 <small>[資料編 2-6-1 浸水想定区域内等に位置する要配慮者利用施設]</small> ● 学校、幼稚園、保育所等においては、児童・生徒、園児を集团的に避難させる場合の避難場所、避難所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定める。 ● 病院においては、患者を他の医療機関等に集团的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。 ● 町の主要施設である観光施設等、不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難指示等の周知方法、避難させる場合の避難場所、避難所、経路、誘導方法等を定める。

(3) 広域避難及び広域一時滞在

1) 町の役割

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。 ● 災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。 ● 広域避難又は広域一時滞りの受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

1-3. 避難場所等の整備

(1) 避難場所等の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定する。この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。 <p style="text-align: right;">[参考 2-8 避難場所等の整備]</p>

参考 2-8 避難場所等の整備

【避難場所】

- ① 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。
- ② がけ崩れ、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が保管されていない場所であること。
- ③ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。
- ④ 避難者 1 人当たりの必要面積をおおむね 2 平方メートル以上（新型コロナウイルス感染症に対応する場合、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン等を参考に設定）とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を受け入れることができる場所であること。
- ⑤ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。
- ⑥ 水害に対する避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。

【避難所（収容施設）】

- ① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- ④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- ⑤ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。
- ⑥ 暖房施設・器具を有し、容易に暖房器具等を確保できるものであること。
- ⑦ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けられることができる体制が整備されているもの。
- ⑧ 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。

【留意点】

- ① 避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- ② 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを住民等へ周知するよう努める。
- ③ 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- ④ 町は災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- ⑤ 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。
- ⑥ 特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- ⑦ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定する。

- ⑧ 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。
- ⑨ 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。
- ⑩ 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
- ⑪ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- ⑫ 必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

[資料編 2-6-2 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン]

(2) 避難道路の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

[参考 2-9 避難道路の整備に関する留意事項]

参考 2-9 避難道路の整備に関する留意事項

- ① 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- ② 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
- ③ 浸水等の危険のない道路であること。
- ④ 避難路は、原則として相互に交差しないこと。
- ⑤ 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議の上で、交通規制計画を定めること。

(3) 避難場所等の環境整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 平時から避難場所等の環境整備を図る。 ● 避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

[参考 2-10 避難場所等の環境整備]

参考 2-10 避難場所等の環境整備

- ① 住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備
- ② 非常用電源の配備とその燃料の備蓄、再生可能エネルギーの活用
- ③ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置
- ④ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
- ⑤ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- ⑥ 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備
- ⑦ 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備
- ⑧ 避難の長期化に応じたプライバシーの確保、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備
- ⑨ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備

1-4. 避難所の運営体制等の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所を円滑に設置及び運営するため、あらかじめ避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成や訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、町民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

1-5. 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 平泉町避難行動要支援者避難支援計画に基づき、平常時より避難行動要支援者の安否確認、避難行動の支援、避難所での生活支援を行うため、支援を必要とする方々の氏名、住所、連絡先等を事前に把握して、地域で支援する人々と情報共有を図る必要がある。 [参考 2-11 避難行動要支援者（名簿登録者）の範囲] ● 災害対策基本法をはじめとする各種法令や、個人情報に係る条例等に基づき、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。 [参考 2-12 名簿の記載事項] ● 避難行動要支援者名簿の作成にあたり、必要な限度で町関係課が保有している情報を活用するほか、町で把握していない情報については、知事その他の者に対して、情報提供を求める。 [参考 2-13 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及び入手方法] ● 名簿は、電子データに加え、紙媒体でも最新の情報を、総務課、町民福祉課と保健センターで保管するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。 ● 避難行動要支援者の種別に対応して、名簿に関する相談、調整、記載、削除などの事務は、次の担当課が行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保健センター 避難行動要支援者（名簿登録者）の範囲の①から⑤の者 (2) 町民福祉課 避難行動要支援者（名簿登録者）の範囲の⑥の者

参考 2-11 避難行動要支援者（名簿登録者）の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持する者
- ③ 療育手帳Aを所持する者
- ④ 精神保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤ 難病患者
- ⑥ 上記以外で、町長が避難支援等の必要を認めた者

参考 2-12 名簿の記載事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所及び居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援を必要とする理由
- ⑦ その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

参考 2-13 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及び入手方法

- ① 介護保険認定者台帳
- ② 身体障害者手帳交付台帳
- ③ 療育手帳交付台帳
- ④ 精神保健福祉手帳交付台帳
- ⑤ 難病患者に係る情報

(2) 名簿の更新と情報の共有

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 名簿全体の更新は、1年に2回（受付などは随時）とする。 ● 避難行動要支援者が転居や死亡、社会福祉施設等へ長期入所をした場合は、名簿から削除し、削除された旨を避難支援等関係者に周知する。

(3) 名簿情報提供に関する同意確認

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者名簿登録者に対して、名簿情報を平常時から外部提供することについての意思確認を行う。

(4) 名簿情報の提供

1) 名簿情報の事前提供

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 平常時から外部提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に対し提供する。

2) 災害時における名簿情報の提供

実施主体	内容
町	● 災害時等において避難行動に必要な範囲で、名簿に記載された本人の同意を得ることなく、避難支援者等関係者に対して名簿情報を提供する。

(5) 名簿情報の提供に際しての情報漏えいの防止措置

実施主体	内容
町	● 名簿情報の提供に際し、避難支援者等関係者に名簿情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図る措置を講じる。

1-6. 避難に関する広報

実施主体	内容
町	● 町民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所等、避難経路、危険箇所及び洪水による浸水区域等を示した広報紙、パンフレット、平泉町防災マップ（令和3年3月作成）等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、町民に対する周知徹底を図る。 [参考 2-14 避難に関する広報の内容]

参考 2-14 避難に関する広報の内容

<p>【避難場所等に関する事項】</p> <p>① 避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の別</p> <p>② 避難場所等への経路</p> <p>③ 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方</p> <p>【避難行動に関する事項】</p> <p>① 平常時における避難の心得</p> <p>② 避難指示等の用語の意味</p> <p>③ 避難指示等の伝達方法</p> <p>④ 避難の方法</p> <p>⑤ 避難後の心得</p> <p>【災害に関する事項】</p> <p>① 災害に関する基礎知識</p> <p>② 過去の災害の状況</p>

1-7. 避難訓練の実施

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none">● 災害時に町民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所、避難所等を町民自らが実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督励するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で、避難訓練を実施する。● 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての町民が参加するよう配慮すること。

第7節 災害医療体制整備計画

○多数の負傷者等に対する救急医療、並びに避難所及び応急仮設住宅等における医療対策を想定した災害医療体制の整備について定める。

主管部署	保健センター
------	--------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。

県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター※、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、岩手県ドクターヘリ運航要領に基づく運用や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保と運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

※災害医療コーディネーターとは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを実施する、県本部長から委嘱された者をいう。

1-2. 災害拠点病院

町に係る県の災害拠点病院の指定は以下のとおりである。

病院名	住所	DMAT	救命	電話番号
盛岡赤十字病院 (基幹災害拠点)	盛岡市三本柳6地割1-1	○	×	019-637-3111
岩手医科大学附属病院 (基幹災害拠点)	紫波郡矢巾町医大通2-1-1	○	○	019-613-7111
県立磐井病院 (地域災害拠点)	一関市狐禅寺字大平17	○	×	0191-23-3452

1-3. 災害医療情報ネットワークの整備

災害発生直後においては、災害規模等により、地域の医療機関自体が被災することも想定される。このため、診療の可否等必要最小限の事項について、緊急かつ一元的に把握するとともに、それらに関係機関に伝達できる機能を地域で有することが必要となる。

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 県広域災害・救急医療情報システム等による災害医療情報システムの有効活用方策について、平時より災害拠点病院等の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、健康福祉事務所及び消防本部等関係機関と協議し、体制の整備に努める。

1-4. 初動医療体制の確立

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、県の協力のもと地区医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ救護班を編成する。

1-5. 医療品等の確保体制

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生後3日程度の間に必要な医薬品等（輸液、包帯、消炎鎮痛剤及び殺菌消毒剤等）の円滑な確保を図るため、医療機関及び関連業者との連携のもと、調達体制を整備するとともに、薬剤師会及び関連業者による流通備蓄の利用についての協定締結を推進する。

1-6. 町民に対する救急知識の普及啓発

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における多数の負傷者に対する救護手段を確保するため、消防団、町内会、自主防災組織及び自発的に救急活動に携わろうとする町民等に対し、救命講習の受講を促進できるよう、普及啓発に努める。

1-7. 広域災害・救急医療情報システムの整備

実施主体	内容
県	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に医療設備の診療状況等を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）による情報収集及び連絡体制の整備に努める。

1-8. 災害中長期への備え

実施主体	内容
町	● 保健師、看護師、薬剤師、歯科衛生士等医療従事者に対し、災害時における被災者の健康管理や衛生指導に関する研修等を実施し、人材育成を図る。

第8節 要配慮者の安全確保計画

○高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。

主管部署	町民福祉課、保健センター、子育て支援課
------	---------------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

町及びその他の防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者※の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制の整備を推進する。特に、「平泉町避難行動要支援者避難支援計画」を参考にした避難行動要支援者※の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制を整備する。

町は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

※要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

※避難行動要支援者：自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

1-2. 避難行動要支援者の把握と情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者の実態把握

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理し、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。 ● 町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。 ● 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。 ● 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。 ● 避難支援プラン及び避難行動要支援者情報を掲載した地域福祉マップづくりに取り組む。 ● 避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。

(2) 災害情報等の伝達体制の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者の避難支援は「自助」、地域（近隣）の「共助」を基本とし、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。 ● 情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。 ● 平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。 ● 要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。
消防団、 自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。

(3) 避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達体制の確立

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 音声、映像又は文字表記等による情報のやりとりが難しい障がい者等、避難行動要支援者に対し、地域が一体となった声かけ・見守り等を推進するとともに、情報伝達に必要な機材、並びに専門技術を有する手話通訳者及び防災ボランティア等の派遣協力体制を整備する。

(4) 聴覚障がい者向け災害情報FAXの運用

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により避難が必要な時は、事前に申請により登録された聴覚障がい者に対し、FAXにより情報を伝達する。

1-3. 避難誘導

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導體制の整備を図る。

1-4. 避難生活

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携し、避難所における要配慮者の窓口の設置、保健師等による健康相談など、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。 ● 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築等に努める。

1-5. 社会福祉施設等の安全確保対策

実施主体	内容
社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。 ● 入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

1-6. 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

1-7. 外国人の安全確保対策について

(1) 防災教育、防災訓練の実施

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。なお、町は、外国人が多く就業している事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。
県	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における多言語支援窓口を設置し、運営体制を構築するとともに、市町村間の相互支援体制を構築する。
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 県、町及び国際理解関係団体等の協力を得て、外国人に対する防災知識の普及に努める。

(2) 避難計画

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

(3) 情報伝達及び案内標示板等の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語等による避難指示等の伝達手段を確保するとともに、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。 ● 国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

(4) 情報の提供

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。

(5) 防災ボランティアの育成等

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際理解関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語防災ボランティアの養成、登録、研修を行う。

(6) 生活相談

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際理解関係団体等及び多言語防災ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。
県	<ul style="list-style-type: none"> ● (公財)岩手県国際交流協会と連携し、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、適切なアドバイスが得られるよう、外国人相談体制の充実を図る。

1-8. 障がい者等に配慮した避難施設の使用に関する協定

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により障がい者等が避難所生活を強いられる場合に備え、福祉施設等を「福祉避難所」として指定する協定を締結し、避難所の確保に努める。

1-9. 要配慮者関連施設に係る総合的な土砂災害対策

実施主体	内容
町	● 要配慮者関連施設に対して行われる、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、総合的な土砂災害対策の推進に協力する。

第9節 食料・生活必需品等の備蓄計画

○災害時に迅速かつ的確な食料・生活必需品等の供給を図るため、備蓄体制整備について定める。

主管部署	総務課、町民福祉課
------	-----------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

町は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、町民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

1-2. 備蓄の種類

備蓄の種類については、次のとおりである。

備蓄類型	内容
備蓄物資	● 災害に備え、町、事業所、町民が主体となり備蓄する食料、飲料水等の物資
義援物資	● 災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの
流通在庫備蓄	● 町又は県が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、原則、調達費用等の対価が生じるもの
プッシュ型支援	● 国が、被災地方自治体からの具体的な要請を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み

1-3. 町の役割

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。 ● 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。 ● 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。 ● 備蓄は、指定避難所等に分散して、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。 ● 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

1-4. 町民及び事業所の役割

実施主体	内容
町民	<ul style="list-style-type: none"> ● 各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。 <p style="text-align: right;">[参考 2-15 家庭における備蓄品の例]</p>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時において必要な資機材、燃料等、及び従業員のための物資を備蓄又は確保し、定期的に点検及び更新に努める。

参考 2-15 家庭における備蓄品の例

飲料水、食料（アレルギー対応含む）、ラジオ、懐中電灯・ローソク、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ等

[資料編 2-9-1 岩手県災害備蓄指針]

第10節 孤立化対策計画

○災害時における孤立化対策の対応を図るための体制整備について定める。

主管部署	総務課、建設水道課
------	-----------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

町は、県が関係機関と連携を図りながら実施する災害時における孤立化対策の総合的な推進に協力する。

町は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

1-2. 災害時孤立化想定地域

本町には県の調べによる孤立化のおそれがある地域は想定されていないが、その孤立化の発生原因としては、「集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び「集落へのアクセス道路が1本しかない場合」が多くを占めており、町はこれらに留意した対策を推進する。

1-3. 孤立化想定地域への対策の推進

(1) 通信手段の確保

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定有線電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図る。 ● 防災ヘリコプター等による空中偵察に対し、住民側から送る県の定める統一合図と、その方法をあらかじめ周知しておく。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合） (2) 黄旗（負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合） (3) 白旗（異常なし又は存在を知らせる場合） ● 孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

(2) 避難先の検討

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

(3) 救出方法の確認

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 孤立の可能性がある地域において、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所（以下「飛行場外離着陸場等」という。）の確保に努める。 ● 地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

(4) 備蓄の奨励

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。 ● 備蓄に当たっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。

(5) 防災体制の強化

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

第11節 防災施設等整備計画

○防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進し、また、防災機能の向上を図るため、事業の推進について定める。

主管部署	総務課
------	-----

1. 実施計画

1-1. 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

1-2. 防災施設等の機能強化

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災施設等の整備を進め、機能の強化を図る。 <p style="text-align: right;">[参考 2-16 防災施設の機能強化の内容]</p>

参考 2-16 防災施設の機能強化の内容

- ① 災害応急対策活動における中枢機能
- ② 町庁舎等の被災時におけるサブ機能
- ③ 防災ヘリコプター等による、災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
- ④ 町民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
- ⑤ 人員、物資等の輸送、集積機能
- ⑥ 災害対策用資機材の備蓄機能
- ⑦ 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
- ⑧ 被災住民の避難・収容機能
- ⑨ 警察署・消防機関・自衛隊等の活動の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

1-3. 公共施設等の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 道の駅等の活用により、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実を図り、食料・物資、車両等の輸送拠点、避難情報の配信などの総合的な防災機能を有する防災拠点施設の整備を推進する。 ● 避難道路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの町民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を收容する重要施設等についての不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。 <p style="text-align: right;">[参考 2-17 防災関係機関による公共施設等の整備]</p>

参考 2-17 防災関係機関による公共施設等の整備

<p>【防災上重要な施設の耐震化】 庁舎等の防災上重要な建築物で、昭和 56 年 6 月 1 日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物は、耐震診断の実施に努めると同時に、耐震改修の促進に努める。</p> <p>【水防関係施設】</p> <p>① 水防組織・資機材 水防組織・資機材は、平泉町水防計画により整備されているが、なお一層の万全を期するため組織の強化を図るとともに、資機材の更新、補充のための点検整備を実施するものとし、不足するものについては順次補充する。</p> <p>② 雨量観測網の整備 集中豪雨に備えるため、雨量観測網を整備し、観測体制の万全を期するよう努める。</p>

1-4. 消防施設の整備

地域の実情に即した消防車両、消防無線、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行い、装備の改善等を積極的に推進する。

(1) 消防機器の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 救助工作車、水槽車、動力消防ポンプ、救急車等の増強と装備の近代化を促進し、消防活動の効果的運用と円滑化を推進する。

(2) 消防水利の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）を充足するため、消防水利の増設を計画的に推進するとともに、地震に備え耐震性の防火貯水槽等の整備に努める。

(3) 消防通信施設の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 指揮、命令、情報交換等連絡系統の充実を図り、消防活動の円滑化を促進するため、消防専用無線電話施設の整備充実を計画的に推進する。

1-5. 防災用資機材等の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的又は大規模な災害においては、災害応急対策活動を行うため、特殊災害用資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。 ● 広域的又は大規模な災害における災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

第12節 建築物等安全確保計画

○災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の予防に関する対策について定める。

主管部署	建設水道課、文化遺産センター
------	----------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

都市災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化を図る。

町民の身体、生命及び財産を守るとともに、本町の歴史的建造物は文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

1-2. 対策事業の計画

(1) 建築物の安全確保

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震、台風、豪雪、火災等に対する建築物の構造上安全を確保するため関係者に対する指導を行うとともに、学校、医療機関、庁舎等の主要建築物については、火災害発生時における避難及び救急救助活動の拠点建築物として位置づけ、積極的にその機能を確保するよう努める。

(2) 公共の建築物の耐震性、不燃化への改修の促進

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の避難所となる公共の建築物は、相当数年月の経過もあり、また、耐震基準と合致しない建築物もあることから、調査等を行い危険度の高いところから改修を促進していく。

(3) 屋根の不燃区域

項目	内容
面積	217.2ha
計画決定年月日	平成8年2月27日

1-3. 建築物の不燃化の促進

(1) 公営住宅の不燃化促進

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。 ● 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

(2) 民間住宅の不燃化促進

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

1-4. 防災空間の確保

(1) 緑の基本計画

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における良好な生活環境の形成と防災に資する効果を考慮し、公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って、公園及び緑地を整備する。

(2) 都市公園の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における大規模火災等に対する延焼防止や避難場所、防災拠点等の防災的機能を発揮する空間を確保するため、公園の整備を推進する。

1-5. 市街地再開発事業等による都市整備

(1) 市街地再開発事業

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地内の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るべき地域においては、防災機能を一層充実させるため、市街地再開発事業を推進する。

(2) 密集住宅市街地整備促進事業等

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽住宅が密集する地区において、老朽住宅を建て替えることにより、耐火性、耐震性の向上を図るとともに、道路、公園等の公共施設を整備するため、町及び地区住民と協調の基に、密集住宅市街地整備促進事業等を推進する。

(3) がけ地近接等危険住宅移転事業

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● がけ崩れ等による災害の発生のおそれがある地区において、町及び関係住民と協力して、がけ地近接等危険災害住宅移転事業を推進する。

(4) 土地区画整理事業

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。

1-6. 建築物の安全確保

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、上期と下期に県が実施する建築物防災週間を設け、各種防災啓発活動を実施し、町民に対する情報提供を行う。 ● 地震、台風、豪雪、火災等に対する建築物の構造及び防火上の安全を確保するため、関係者に対する指導を行う。 ● 防水扉及び防水板の整備など建物等を浸水被害から守るため、関係者に対する指導を行う。 ● 学校、病院、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能を確保するよう努める。 ● 特定空家等の倒壊による、避難や応急活動への影響を防止するため、空き家の所有者に対し適正管理について促進するとともに、地域の生活環境と景観を守るため、空き家・空き地バンク事業の推進やリノベーションの促進など必要な措置を講じ、総合的な空き家対策を推進する。

1-7. 宅地の安全確保

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地造成に伴う災害及び洪水、出水等による災害の防止を図るため、宅地造成等規制区域及び災害危険区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。

1-8. 防火対策の推進

実施主体	内容
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。 ● 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。 ● 事業所、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに町民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

[資料編 2-12-1 防火対象物の現況]

1-9. 文化財の災害予防対策

(1) 文化財保護思想の普及

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、町民の防火・防災意識の高揚を図る。

(2) 防災施設等の整備

実施主体	内容
文化財の所有者 又は管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

[参考 2-18 防災施設等の整備内容]

参考 2-18 防災施設等の整備内容

【建造物】

- ① 指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓消防道路等の設置を進める。

【美術工芸品、考古資料、有形民俗文化財】

- ① 国指定文化財については、収蔵施設の設置が進んでいるが、さらに、自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の設備拡充を進める。
- ② 県指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等を整備する。

【史跡、名勝、天然記念物】

- ① 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。
- ② 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講じる。

(3) 文化財防災組織の編成、訓練等

実施主体	内容
文化財の所有者 又は管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。 ● 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。 <p style="text-align: right;">[参考 2-19 文化財の搬出計画]</p>

参考 2-19 文化財の搬出計画

- ① 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
- ② 文化財の避難場所を定める。
- ③ 搬出用具を準備する。

第13節 交通施設安全確保計画

○多方向からの交通ルート確保を考慮し、災害に強い交通施設の整備等について定める。

主管部署	建設水道課
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

災害による道路施設等の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

1-2. 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、道路について法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を進める。

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。 ● 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。 ● 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

1-3. 跨線橋・跨道橋の整備

災害時における跨線橋・跨道橋の交通機能を確保するため、跨線橋・跨道橋について、安全点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定して、跨線橋・跨道橋の整備を進める。

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 跨線橋・跨道橋の耐震点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定する。 ● 上記調査に基づき、補強対策工事の必要と指定された箇所について跨線橋・跨道橋の補強工事を実施する。

1-4. 障害物除去用資機材の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、関係団体が保有するレッカー車、クレーン車、工作車等の障害物除去用資機材の活用を図る協力体制の整備に努める。

1-5. ヘリポート対策の実施

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 県によるヘリコプター臨時離着陸場適地の指定を受け、災害時における人員及び物資等の輸送にあたりヘリコプターを使用する場合に備える。 ● ヘリコプター臨時離着陸場適地と、庁舎、広域輸送拠点及び地域防災拠点等とを円滑に連絡するため、必要となる人員及び資機材等を整備するとともに、緊急輸送路等道路の通行確保を図る。 ● 負傷者の迅速な搬送の場合は、避難所の開設状況を踏まえ、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から学校関係者と協議しておく。

第14節 ライフライン施設等安全確保計画

○災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備・災害対策用資機材の整備等を図り安全確保計画について定める。

主管部署	総務課、建設水道課
------	-----------

1. 上水道施設安全確保計画

1-1. 基本方針

町は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

1-2. 施設の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。 ● 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を図る。 ● 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

1-3. 給水体制の整備

実施主体	内容
町、水道事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の給水を確保できるよう、耐震貯水槽の整備、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資材の備蓄増強を図る。

2. 下水道施設（農業集落排水施設）安全確保計画

2-1. 基本方針

下水道施設の整備等を図ることにより、災害時における町民の衛生的な生活環境を確保するため、次の対策を講ずる。

2-2. 下水道施設の整備

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

(1) 下水管渠

実施主体	内容
下水道施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 ● マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。 ● 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。

(2) ポンプ場、終末処理場

実施主体	内容
下水道施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。 ● 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。 ● 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。 ● 農業集落排水処理場は、災害時においても汚水処理の機能を維持するための耐震構造とし、場内機器及び処理設備の監視体制を充分検討し、管理上支障をきたすことのないよう計画する。

3. 電力施設安全確保計画

3-1. 基本方針

電気事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

3-2. 電気事業者による施設の整備

(1) 水害対策

対象	内容
送電設備 (架空電線路)	● 土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある箇所ルート変更、擁壁強化等を実施する。
送電設備 (地中電線路)	● ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備	● 浸冠水のおそれのある箇所は、建物床面や屋外機器のかさ上げ、出入口の角落し対策等を行う。

(2) 風害対策

対象	内容
各設備共通	● 計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮する。 ● 既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

(3) 雪害対策

対象	内容
送電設備	● 鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐張型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。 ● 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、電力気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
配電設備	● 配電線の太線化、緑まわし線の支持がいしの増加、耐雪支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等を行う。 ● 降雪期前に、樹木の伐採を行う。

(4) 雷害対策

対象	内容
送電設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。 ● 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 ● 電力気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 避雷器、気中放電キャップを設置するとともに、架空地線によるしゃへいを行う。 ● 重要系統の保護継電装置を強化する。
配電設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 襲雷頻度の高い地域においては、避雷器及び架空地線を取付け、対処する。

3-3. 電気工作物の予防点検等

実施主体	内容
電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気工作物を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。 ● 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。 ● 町民に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についてのPRに努める。

3-4. 災害対策用資機材の確保等

実施主体	内容
電気事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備ごとの必要最小限の資機材の種類、数量を定め、整備を進める。 <p style="text-align: right;">[参考 2-20 資機材の確保等に関する重点事項]</p>

参考 2-20 資機材の確保等に関する重点事項

① 所要資機材計画
② 輸送計画（車両、ヘリコプター等）
③ 保管施設の整備
④ 資機材及び輸送の調達
⑤ 資機材輸送の調査確認

4. ガス施設安全確保計画

4-1. 基本方針

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減する。また、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

ガス事業法並びに道路法、及びこれらに基づく施行令、規則、省令等、関係法令に定められている基準に基づき耐震性の確保を図る。

4-2. LPガス施設の整備

(1) 製造施設及び貯蔵所

実施主体	内容
ガス事業者	● 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。

(2) 容器置場

実施主体	内容
ガス事業者	● 火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。

(3) 容器

実施主体	内容
ガス事業者	● 容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。

(4) 安全器具

実施主体	内容
ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 ● 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ● ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

4-3. 災害対策用資機材の確保等

実施主体	内容
ガス事業者	● 災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

4-4. 防災広報活動

実施主体	内容
ガス事業者	● 災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し周知徹底を図る。 (1) ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置 (2) ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

5. 通信施設安全確保計画

5-1. 基本方針

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

5-2. 電気通信設備

(1) 設備の整備

実施主体	内容
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 豪雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を行う。 (2) 暴風又は豪雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を行う。 (3) 火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐火構造化を行う。 ● 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、通信網の整備を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。 (2) 主要な中継交換機を、分散配置する。 (3) 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。 (4) 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

実施主体	内容
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。 ● 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。 ● 災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

実施主体	内容
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 保管場所及び数量を指定して、以下の機器、機材、車両等を配備する。 <p style="text-align: right;">[参考 2-21 災害対策用機器及び車両の配備]</p>

参考 2-21 災害対策用機器及び車両の配備

① 非常用衛星通信装置	⑤ 移動基地局及び臨時基地局
② 可搬型衛星地球局	⑥ 応急ケーブル
③ 可搬型無線機	⑦ 電気通信設備等の防災用機材（消火器、
④ 移動基地局及び臨時基地局	土のう等）

(4) 災害対策用資機材の確保等

実施主体	内容
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。 ● 災害対策用資機材の設置場所について、町と協議し、あらかじめ定めておくよう努める。

(5) 電気通信設備の点検調査

実施主体	内容
電気通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

第15節 危険物施設等安全確保計画

○危険物施設等の保全、安全性の強化及び保安対策について定める。

主管部署	農林振興課、観光商工課
------	-------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

関係機関と連携して法令の定めるところにより危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

1-2. 石油類等危険物災害予防対策

(1) 保安教育等の実施

実施主体	内容
危険物施設の所有者等	● 危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(2) 指導強化

実施主体	内容
消防機関	● 危険物施設に対し、関係法令に基づき次の事項を重点に、立入検査等を実施する。 [参考 2-22 危険物施設に対する指導等の重点事項]

参考 2-22 危険物施設に対する指導等の重点事項

- ① 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
- ② 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
- ③ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導

(3) 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

実施主体	対象	内容
消防機関	不等沈下の著しいタンクの措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところによりタンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施させる。 ● 欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努めさせる。
	敷地外流出防止措置	● 危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は河川等への流出による二次災害を防止するため、危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。
危険物施設の所有者等	沈下測定の実施	● 屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(4) 自衛消防組織の強化措置

実施主体	内容
危険物施設の所有者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 自衛消防隊等の組織化を推進すること。 ● 隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(5) 化学防災資機材の整備

実施主体	内容
町	● 化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

1-3. 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

施設の所有者等は、関東東北産業保安監督部東北支部及び県の指導に基づき、高圧ガス又は火薬類による災害の発生及び拡大を防止するための保安意識の高揚、規制の強化、自主保安体制の強化促進を図る。

(1) 保安意識の高揚

実施主体	内容
施設の所有者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。 ● 高圧ガス、火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。 ● 危害予防週間を設け、保安意識の高揚に努める。

(2) 規制の強化

実施主体	内容
施設の所有者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 高圧ガスの製造施設、貯蔵所又は火薬庫等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているか、保安検査及び立入検査を実施する。 ● 指導の適正を期するため、指導取締方針の統一、相互協力等により、関係機関との連携を密にする。

(3) 自主保安体制の整備

実施主体	内容
施設の所有者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期すよう指導する。 ● 定期自主検査の完全実施及び責任体制の確立を指導する。 ● 災害発生時の自主防災対策の策定を指導する。

第16節 風水害予防計画

○河川の氾濫等を予防し、地域の災害防止を図るための対策について定める。

主管部署	建設水道課
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

洪水等による水害を予防するため、河川改修事業、砂防事業、農地防災事業、障害防止対策事業及び治山事業を計画的に実施する。

災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。

町、その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

1-2. 現況

本町の河川は、西部奥羽山脈に源を発した太田川、戸河内川、また、北上山地より源を発する荒川が流下し、北上川に合流している。

1-3. 風水害に強いまちづくり

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。 ● 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。 ● 溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
町、県	<ul style="list-style-type: none"> ● 豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

1-4. 水害予防事業の目標

項目	内容
河川改修事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 一関遊水地事業により北上川、太田川、衣川の河川改修、堤防や遊水地の整備等の総合的な治水対策を推進し、市街地を洪水から守る治水安全性の確保に努める。 ● 道路や公共公益施設等の整備に当たっては、緑地の確保、雨水浸透性の高い舗装や排水施設の整備を図るとともに、新規の宅地開発では適切な防災調整池を整備する。 ● 戸河内川は、地質的に岩盤が多く、全面改良が困難ではあるが、下流部の改修を計画的に実施する。
砂防事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 西部山間に源を発する戸河内、達谷等の砂防事業は、砂防堰堤等により災害を防いでいるが、土砂流入のため埋没し、砂防の機能を失っている箇所もあるので、関係機関の協力を得て増設する。
農地防災事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽ため池事業及び土砂崩壊防止事業については、緊急度及び効果の大きいものから優先実施するとともに、年間施行量の増大を図る。 <p style="text-align: right;">[資料編 2-16-1 ため池一覧]</p>
治山事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 山地災害の多発化傾向に対処するため、既存荒廃地への復旧治山、荒廃危険地への予防治山等の山地治山を強化し、山地災害の未然防止を図る。特に集落の地域的な保全強化を目的とした防災対策総合治山事業を積極的に推進する。

1-5. 水害予防対策

(1) 水害発生予想箇所、危険箇所の調査把握

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 水害発生予想箇所、危険箇所等を調査し、状況の把握に努める。 ● 避難所、異常現象等については、地域住民に周知徹底できるように体制を整え、有事には即応する。 <p style="text-align: right;">[資料編 2-16-2 重要水防箇所・重要河川箇所表]</p>

(2) 災害情報の収集

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 各行政区長等を通じて災害情報を早期に収集し、適切に対応する。

(3) 水防資機材等の点検、整備

実施主体	内容
町	● 水防管理者は、水防のための資材、機材等について常時点検し、不足するもの及び追加を要するものは速やかに補充し、常に活用できるように整備しておく。

1-6. 施設の管理

洪水防ぎよ又は、内水排除等のため河川法指定河川に設置された水門、ひ門及びひ管は、洪水時等における緊急操作の必要性に鑑み、管理事務の一部を町等に委託されており、有事に即応した適切な管理体制を講ずる。

河川水門管理委託状況

委託市町村名	河川名	委託箇所数	
		ひ門	ひ管
平泉町	戸河内川	0	8
	太田川	2	6
	小金沢川	0	0
	徳沢川	0	5
	計	2	19

(令和5年3月末現在)

1-7. 浸水想定区域の公表及び周知

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。 ● 洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。 ● 町地域防災計画において、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。 ● 平泉町防災マップ（令和3年3月作成）の住民への配布、その他の必要な周知を図る。

1-8. 風害予防の普及啓発

実施主体	内容
町、県、 防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第17節 雪害予防計画

○雪害の災害を予防し、地域の災害防止を図るための対策について定める。

主管部署	建設水道課
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止、町民の日常生活の安定と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。

1-2. 雪崩防止対策

(1) 雪崩危険箇所の調査及び周知

実施主体	内容
町及び 各実施機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 適期に、雪崩の発生が予想される危険箇所を調査し、注意標識の設置、防災マップ等の作成、その他の方法により、関係者に対し、適切な周知を行う。 <p style="text-align: right;">[参考 2-23 雪崩危険箇所の調査対象]</p>

参考 2-23 雪崩危険箇所の調査対象

実施機関	調査対象	
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域内の一般住家に危険を及ぼすもの ● 町道に危険を及ぼすもの 	
県	道路環境課	知事が管理を委託されている一般国道及び県道に危険を及ぼすもの
	砂防災害課	人家5戸以上(公共的建物を含む。)に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
	林業振興課	製炭業従事者、製炭窯に危険を及ぼすもの
	森林保全課	私有林地域で主要公共施設又は人家に危険を及ぼすもの
県警察本部	各機関に協力し、主として人命に危険を及ぼすもの	
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	国が直接管理する一般国道に危険を及ぼすもの	
岩手労働局 (一関労働基準監督署)	事業所における寄宿舎等の施設及び作業場に危険を及ぼすもの	
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社	鉄道に危険を及ぼすもの	

(2) 雪崩危険箇所防止対策事業

実施主体	内容
町及び 各実施機関	● 雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵、スノーシェッド等の整備を進める。

1-3. 道路交通の確保

(1) 道路整備

実施主体	内容
町	● 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。

(2) 除雪対策

実施主体	内容
町及び 各実施機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 除雪を行い、国・県道、主要路線の交通を確保する。なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、町と各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。 [参考 2-24 除雪対策] ● 除雪用機械の整備、保守点検・除雪要員の確保等を図るとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めるものとする。特に、集中的な大雪に対しては、町及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。 ● 民間事業者及び地域住民からなる地域コミュニティ等による除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じる。 ● 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。 ● 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うよう努めるものとする。

実施主体	内容
道路管理者	● 立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラックシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努める。

参考 2-24 除雪対策

実施機関	除雪路線
国土交通省	直轄管理の一般国道
県	国土交通省直轄管理路線以外の一般国道、主要地方道及び一般県道
町	管内町道
東日本高速道路(株)	東北自動車道

(3) 凍雪害防止対策

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 冬期の安全で円滑な交通を確保するため、スノーシェッド、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩車道の無散水消融雪施設の整備を促進する。 ● 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

1-4. 医療の確保

次の方法により、豪雪時における地域住民の医療を確保する。

措置区分	措置方法	担当医療機関
救急医療	● 救急患者の受入れ、治療を目的とする救急医療班を編成する。	県立磐井病院

1-5. 町民への防災思想、知識の普及、徹底

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民に対して、次の雪害に対する思想、知識を普及させるよう努める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 集中的な大雪が予測される場合は、町民一人ひとりが非常事態であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。 (2) 雪道を運転する場合には、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

1-6. 雪害発生直前対策関係

(1) 雪害未然防止活動

実施主体	内容
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。 ● 過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定する。

1-7. 防災訓練の実施

実施主体	内容
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

第18節 土砂災害予防計画

○風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、砂防設備等の整備、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、「土砂災害警戒区域等」という。）における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）等に基づく対策について定める。

主管部署	建設水道課
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、地すべり防止対策事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。また、土砂災害が発生するおそれのある区域について、その周知、警戒避難、体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

1-2. 土砂災害防止事業の実施

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 豪雨及び地震等により地すべり又は山崩れの発生が予想される箇所を調査し、現況の把握に努める。 ● 土砂災害対策 <p>本町で発生が予想される「急傾斜地崩壊」、「地すべり崩壊」、「土石流災害」、「山地災害」に対する防止対策を積極的に促進していくものとする。なお、これらの防止対策は県の事業として実施されるものが多く、町は事業の円滑な進行に協力するとともに、積極的な対策事業の推進を関係機関に要請する。ただし、緊急性を要するような場合には、必要に応じ町単独の事業としても実施する。</p> ● 危険箇所についての災害防止措置については、国や県の計画と並行して緊急度の高い箇所から年次計画を持って事業を推進する。 <p style="text-align: right;">[参考 2-25 土砂災害危険箇所の状況]</p>

参考 2-25 土砂災害危険箇所の状況

① 急傾斜地崩壊危険箇所	[資料編 2-18-1]
② 土石流発生危険箇所	[資料編 2-18-2]
③ 地すべり危険箇所	[資料編 2-18-3]
④ 山地災害危険地区	[資料編 2-18-4]

1-3. 土砂災害防止対策の推進

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害環境を知らせるため、町内の災害危険箇所の周知や防災知識の普及・啓発を図るとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。 ● 特に、土砂災害防止法の指定箇所では、指定を受けた区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。 ● 危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。 ● 土砂災害警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画に、当該警戒区域ごとに定める。 <p style="text-align: right;">[参考 2-26 町地域防災計画に定める事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県が実施する土砂災害から住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の規制をすべき土地の区域の指定、町長への意見の聴取、土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置への勧告、建築物の移転等に必要な資金の確保、融通、あっせん等の措置に協力する。
県	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒区域等のための基礎調査を行い、町長の意見を聞き、その区域を指定する。 <p style="text-align: right;">[参考 2-27 土砂災害警戒区域等の指定]</p>

参考 2-26 町地域防災計画に定める事項

<ol style="list-style-type: none"> ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③ 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 ⑤ 救助に関する事項 ⑥ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

参考 2-27 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域等は、土砂災害防止法第7条及び第9条の規定に基づき、知事が指定する。

【令和4年12月現在の指定状況】

- ① 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊：88箇所、土石流：6箇所、地すべり1箇所）

土砂災害のおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

- ② 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊：99箇所、土石流：5箇所）

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、町民等に著しい危害が生じるおそれがある区域

1-4. 土砂災害警戒情報の発表

(1) 目的及び発表機関

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示等や住民の自主避難の判断を支援するため、県と気象台が警戒を呼びかける情報を共同で発表する。

(2) 発表・解除基準

項目	内容
発表基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨警報（土砂災害）発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で発表する。 ● 地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。
解除基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、県と気象台が協議の上で基準を下回っても解除しない場合がある。

項目	内容
利用に当たっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。 ● 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。 ● 町長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断する。 ● 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、警戒レベル5 緊急安全確保の発令を検討する。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「災害切迫（黒）」（実況で大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5 緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。

(3) 災害情報の連絡体制の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生した場合は被害状況等を速やかに報告できるよう関係機関との連携を密にし、連絡体制を整備する。 ● 連絡系統の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集、伝達等の連絡系統は従来からの水防、防災等の系統を利用する。 (2) 災害の発生又は、報告が夜間、休日にわたるときは、あらかじめその連絡方法等の措置を講じておく。 <p style="text-align: right;">[参考 2-28 情報の伝達体制]</p>

参考 2-28 情報の伝達体制

- ① 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、県より町に伝達されるとともに、一般住民に周知される。
- ② 気象台は、気象業務法第 15 条により大雨警報（土砂災害）を県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報（土砂災害）を解説する気象情報の 1 つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。
- ③ 伝達先及び伝達系統図については、資料編 2-18-5 に示すとおりである。

[資料編 2-18-5 土砂災害警戒情報伝達系統図]

(4) 避難指示等のための情報提供

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨による土砂災害のおそれがある時に、県ホームページで提供される危険度を表示した地図情報や総合防災情報ネットワーク等を活用し、避難指示等を発令する際の判断や町民に的確な避難警戒活動が行えるよう情報の提供を行う。

[参考 2-29 土砂災害警戒情報の補足情報]

参考 2-29 土砂災害警戒情報の補足情報

危険度	表示	状況
災害切迫 【警戒レベル 5 相当】	黒	大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達
危険 【警戒レベル 4 相当】	紫	2 時間先までに土砂災害警戒情報の発表基準に到達すると予想（避難指示の判断が必要な状況）
警戒 【警戒レベル 3 相当】	赤	2 時間先までに警報基準に到達すると予想（高齢者等避難の検討が必要な状況）
注意 【警戒レベル 2 相当】	黄	2 時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に留意	白	—

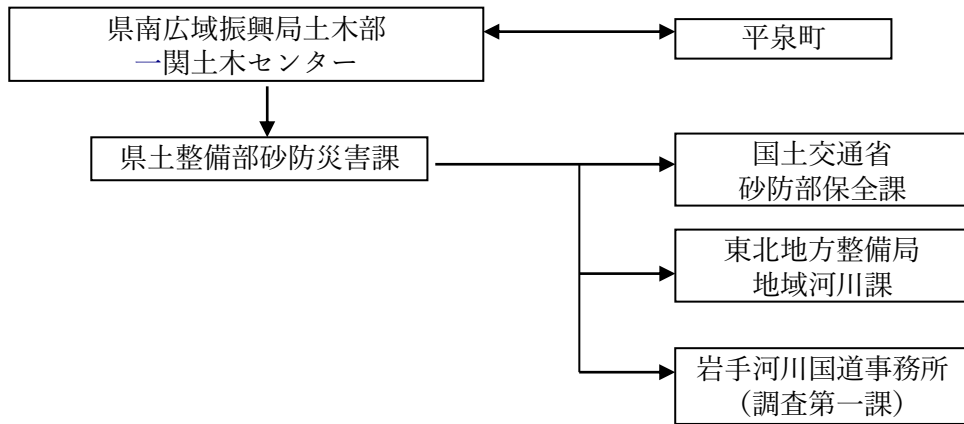
※県は、警戒避難判定参考情報として、危険度を 1 km メッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。

1-5. 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

[参考 2-30 土砂災害発生時における報告系統]

参考 2-30 土砂災害発生時における報告系統



第19節 火災予防計画

○出火防止及び初期消火体制の整備について定める。

主管部署	総務課
------	-----

1. 実施計画

1-1. 基本方針

火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及・啓発、出火防止、初期消火の徹底等を図り、また消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

1-2. 出火防止、初期消火体制の確立

(1) 火災予防の徹底

実施主体	内容
町及び消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 出火防止等を重点とした講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防運動期間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。 ● 出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、町民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。 <p style="text-align: right;">[参考 2-31 出火防止及び初期消火に関する指導内容]</p>

参考 2-31 出火防止及び初期消火に関する指導内容

【一般家庭】

- ① すべての町民が参加できるよう全区域を対象に防災指導を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性についての知識の普及を図る。
- ② 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止に関する適切な指導を行う。
 - (ア) 火気使用設備の取扱方法
 - (イ) 消火器の設置及び取扱方法
 - (ウ) 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法
- ③ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について指導を行う。

【職場】

- ① 予防査察、火災予防運動、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。
 - (ア) 災害発生時における応急措置要領の作成
 - (イ) 消防用設備等の維持点検及び取扱方法の徹底
 - (ウ) 避難、誘導體制の確立
 - (エ) 終業後における火気点検の励行
 - (オ) 自衛消防隊の育成

(2) 地域ぐるみの防火防災訓練、防火組織の育成

実施主体	内容
町及び消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災時において地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や防火組織の育成に努める。 ● 防災関係機関の訓練と併せ、町民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。 ● 幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした幼年少年消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。 ● また、家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、女性を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

(3) 予防査察の強化

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的実施する。 ● 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほかに、随時、特別査察を行う。

(4) 防火対象物の防火体制の推進

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 多数の者が出入りする防火対象物について指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。 <p style="text-align: right;">[参考 2-32 防火対象物に対する指導事項]</p>

参考 2-32 防火対象物に対する指導事項

- ① 防火管理者の選任
- ② 消防計画の作成
- ③ 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
- ④ 消防用設備等の点検整備
- ⑤ 火気の使用又は取扱い方法
- ⑥ 消防用設備等の設置

(5) 危険物等の保安確保指導

実施主体	対象	内容
町	石油類	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。 ● 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。 ● 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。
	化学薬品	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。
県	高圧ガス、火薬類	<ul style="list-style-type: none"> ● 高圧ガス、火薬類による災害を未然に防止するため、必要に応じて製造施設等への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理の状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを指導する。 ● 大火災（爆発）を発生する危険性のある施設等に対しては、災害発生予防計画の策定を指導する。

1-3. 消防力の充実強化

実施主体	内容
町	● 町は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の策定

消火活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

項目	内容
災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力の基に、被害の軽減を図るための対策について定める。

(2) 消防活動体制の整備強化

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災発生時における初動体制を確立するため、消防機械装備の近代化等に努める。また相互応援協定の締結等により活動体制を整えておく。 ● 「消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）」に基づき、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

(3) 消防施設等の整備強化

項目	内容
消防水利の確保	消火栓、防火水槽の整備、河川等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図り、その適正な配置に努める。
消防通信施設の整備	災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実に努める。
可搬式小型動力ポンプの増強	災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。
ヘリコプターの離着陸場の確保	ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第20節 林野火災予防計画

○林野の出火防止及び初期消火体制の整備について定める。

主管部署	農林振興課、総務課
------	-----------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

1-2. 林野火災防止対策の推進

(1) 林野火災予防思想の普及、徹底

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 山火事防止運動月間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。 ● ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。 <p style="text-align: right;">[参考 2-33 林野火災予防思想の普及内容]</p>

参考 2-33 林野火災予防思想の普及内容

【林野火災予防活動】

- ① 枯葉等のある危険な場所でのたき火の禁止
- ② 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止
- ③ たき火、たばこ火の完全消火
- ④ 車からのたばこ火の投げ捨て禁止
- ⑤ 火入れの許可遵守
- ⑥ 子供の火あそびの禁止

【林野火災防止の広報活動】

- ① 登山口、役場、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示
- ② テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、パンフレット等による林野火災防止広報
- ③ ヘリコプター等の航空機、広報車などによる巡回広報

(2) 林野火災予防対策の実施

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 林野火災は、入山者等のたばこ、たき火の不始末など、そのほとんどが失火により発生しており、気象条件等によっては大規模火災に拡大するおそれがある。このため、火災発生危険期を中心に林野の巡回監視の充実を期するとともに、ハイカー等入山者に対して愛林思想・防火思想の普及啓発を図る。火入れをする場合は、必ず火入れ許可をとり、許可条件の遵守を励行させる。 <p style="text-align: right;">[参考 2-34 林野火災予防対策の内容]</p>

参考 2-34 林野火災予防対策の内容

<p>【火入れ対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 火入れ方法を指導する。 ② 火入れをする場合は、必ず火入れ許可をとり、許可条件の遵守を励行させる。 ③ 警報発令又は気象状況急変の際は一切の火入れを中止させる。 ④ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせる。 ⑤ 森林法及び条例規則等で規制している火入れ以外についても指導する。 <p>【林内事業者対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区内に巡視員を配置する。 ② 事業箇所に喫煙所並びにたき火、ごみ焼場を設け、標識及び消火設備を完備する。 ③ 火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期す。 ④ 道路整備、その他の事業者は事業区域内より失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずる。 <p>【一般入林者対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① タバコ、たき火による失火防止について、十分な啓発を図る。 ② 掲示板等を設置して啓発を図る。 ③ 観光関係者に対する火災予防思想の普及を図る。 ④ 森林火災危険期に、山火事防止月間を設ける。
--

(3) 予防及び初期消火体制の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● ジェットシューター、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。 ● 防火帯等を設置する。

(4) 組織の強化

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。 ● 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

(5) 各関係機関別の実施事項

実施主体	内容
盛岡地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ● 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 林野火災防止に関する打合せ会の開催 ● 県の広報活動に対する協力及び広報活動と、防火思想の周知徹底 ● 林野火災予防組織の育成強化 ● 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 ● 火災警報等発令時の巡視強化 ● 初期消火資機材の整備 ● 火入れに関する条例の町民への周知徹底
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 ● たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導
森林管理署等	<ul style="list-style-type: none"> ● 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 ● 職員によるパトロールの実施 ● 防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備 ● 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	<ul style="list-style-type: none"> ● 火入れの許可・指示事項の遵守 ● 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 ● 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 ● 一般入山者に対する防火思想の普及啓発 ● 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 ● 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 ● 作業小屋周辺の防火帯の設置 ● 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 火入れの許可・指示事項の遵守 ● 火災警報等発令時における火気厳禁の周知徹底 ● 森林周辺農家に対する防火思想の普及啓発
その他の機関等	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 ● 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第21節 農業災害予防計画

○農作物及び畜産物などの農業災害の被害の軽減のための予防対策について定める。

主管部署	農林振興課
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び警報の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

1-2. 予防対策

現在、農作物及び畜産物に災害をもたらす異常気象を完全にコントロールする方法はない。したがって、災害の発生のおそれがある場合は、気象災害を最小限に防止することに重点を置き、広報車、町防災行政無線等の方法により予報及び技術対策の周知を図り被害を最小限に止めるための対策を行う。

項目	内容
冷害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 耐冷性品種の育成普及 ● 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ● 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 ● 長期予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 低温注意報、霜注意報等の早期伝達 ● 樹園地における燃料等燃焼、散水の準備と励行 ● 野菜のビニール栽培における保温資材等の被覆の励行
水・雨害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 水稻の品種向上のための乾燥施設の利用 ● 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 水源（水利施設）の確保 ● 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 ● 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 防風林、防風垣の設置 ● 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 ● 樹園地における枝折れ防止対策（支柱の準備等） ● 落果防止のための薬剤散布

項目	内容
雪害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） ● 消雪の促進 ● 牛乳、飼料等の輸送路の確保 ● 樹園地の柱折れ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起こし等） ● 牧草の雪害防止のための秋まき牧草の適期播種の励行 ● 施設園芸等ハウスの倒伏防止のための除雪の励行
病虫害発生予察	<ul style="list-style-type: none"> ● 県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達
農業用施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業用水施設としての用水堰、用排水路及び溜め池の整備と管理 ● 農道、ほ場整備及び集落排水の整備と管理
突発的な異常気象の対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 生鮮食品の輸送力の確保 ● 異常気象を媒体とする病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備 ● 災害常襲地帯への安定技術の普及 ● 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導 ● 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜の伝染病発生防止

第22節 文化財の災害予防対策

○文化財の被害軽減のための予防対策について定める。

主管部署	教育委員会、世界遺産推進室、平泉文化遺産センター
------	--------------------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

文化財は、我が国民の文化的遺産であって、歴史上、学術上又は芸術上の価値は高い。そのため文化財の災害予防の関しては、次のような対策を講じるものとする。

- 文化財保護思想の啓発に努める。文化財は貴重な国民的財産であって、ただ単に所有者のみでなく、公共的立場に立って、その保護の責に任じ、あるいは協力するようその体制を確立する。
- 所有者又は管理者（管理責任者及び管理団体をいう。以下本節において同じ。）対象物に必要な防災施設の拡充整備を図る。
- 所有者又は管理者は、文化財に対する防災訓練を計画的に実施する。

1-2. 文化財とその防災施設の現状

本町には各種の文化財が多く遺存しているが、その歴史上、学術上あるいは芸術上の価値により、文化財保護法、県及び平泉町文化財保護条例（昭和 35 年条例第 2 号）に基づいて保護の対象とされている。指定建造物のうち国宝中尊寺金色堂は、昭和 43 年 4 月に耐火耐震構造の覆堂に収納された。

[資料編 2-22-1 指定文化財一覧表]

1-3. 文化財防災施設設備計画

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは文化財保護事業のなかでも大きな課題であり、立地条件に応じて緊急に自動火災報知器、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、消防道路等の設置計画を推進する。 ● 文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。 <p>[参考 2-35 防災施設等の整備]</p>

参考 2-35 防災施設等の整備

【建造物】

指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の設置を進める。

【美術工芸品、考古資料、有形民俗文化財】

- ① 国指定文化財については、収蔵施設の設置が進んでいるが、さらに、自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の設備拡充を進める。
- ② 県指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等を整備する。

【史跡、名勝、天然記念物】

- ① 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。
- ② 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講じる。

1-4. 文化財防災組織の編成及び訓練

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財保護思想の普及 歴史的建造物等の文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、町民及び観光客等の防火・防災意識の高揚を図る。 ● 指定文化財の所有者、管理責任者は防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに所有者、管理者、檀徒、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。 ● 指定文化財ごとに、その文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め搬出に当たっての安全に努める。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。 (2) 文化財の避難所を定める。 (3) 災害の種別、規模等を想定し、それぞれ対策を樹立する。 (4) 搬出用具を準備する。

第23節 防災ボランティア育成計画

○大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲に及ぶ場合など、円滑な災害応急対策の推進に防災ボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時から防災ボランティア活動の支援体制について定める。

主管部署	町民福祉課
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

<p>防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。</p> <p>防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。</p> <p>防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。</p>

1-2. 実施機関（責任者）

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災ボランティア活動の普及啓発 ● 防災ボランティアの受入体制の整備
日本赤十字社岩手県支部 （以下、本節中 「日赤県支部」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災ボランティア活動の普及啓発 ● 防災赤十字奉仕団（以下、本節中「日赤奉仕団」という。）のコーディネーターの養成 ● 防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成
日本赤十字社岩手県支部地区及び分区 （以下、本節中 「日赤地区等」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災ボランティア活動の普及啓発 ● 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成
岩手県社会福祉協議会 （以下、本節中「県社協」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災ボランティア活動の普及啓発 ● 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成
町社会福祉協議会 （以下、本節中「町社協」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災ボランティア活動の普及啓発 ● 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成

1-3. 実施要領

(1) 防災ボランティア・リーダー等の養成

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 日赤県支部、日赤地区等、県社協、町社協等と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。 ● 研修修了者に対し、適宜、情報の提供を行う。 <p style="text-align: right;">[参考 2-36 研修修了者への情報提供]</p>
日赤県支部	<ul style="list-style-type: none"> ● 日赤奉仕団に対するコーディネーターの養成研修、防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成研修を行う。
町社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。この場合において、日赤県支部、日赤地区等、県社協、町社協等は、防災ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、町と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。

参考 2-36 研修修了者への情報提供

- ① 地域事情に関すること
- ② 要配慮者の状況
- ③ 要配慮者に対する心構え
- ④ 避難所の状況
- ⑤ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

(2) 防災ボランティアの登録

実施主体	内容
日赤県支部、日赤地区等、県社協、町社協	<ul style="list-style-type: none"> ● 日赤県支部、日赤地区等、県社協、町社協は、あらかじめ、災害時において防災ボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。また、地域防災力の向上を図るため、関係機関と連携したセミナー等の開催により、地域リーダー及び防災士等の養成に努める。 ● 防災ボランティア登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

(3) 防災ボランティアの受入体制の整備

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 日赤県支部、日赤地区等、県社協及び町社協その他の団体等とともに、防災ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。 ● 想定する被災状況に応じ、防災ボランティアの受入体制を整備する。 [参考 2-37 防災ボランティアの受入体制に関する整備事項] ● 県社協、町社協等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者に補償を行う「防災ボランティア保険（災害特約付）」への加入について配慮する。

参考 2-37 防災ボランティアの受入体制に関する整備事項

- ① 防災ボランティアの受入担当課（町民福祉課）
- ② 防災ボランティアに提供する情報
- ③ 防災ボランティアに提供する装備、資機材
- ④ 防災ボランティアの宿泊する施設
- ⑤ 防災ボランティアの活動拠点
- ⑥ 防災ボランティアとの連絡調整の方法
- ⑦ その他必要な事項

(4) 関係団体等の協力

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ、以下の団体と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 青年会 (2) 婦人会 (3) 町内会 (4) 自主防災組織等 (5) その他必要と思われる団体

(5) 中間支援組織との連携

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

第24節 事業継続対策計画

○災害時に重要業務を継続するための業務継続計画について定める。

主管部署	観光商工課
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努め、防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。

町及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）※の策定の促進に努める。

町は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

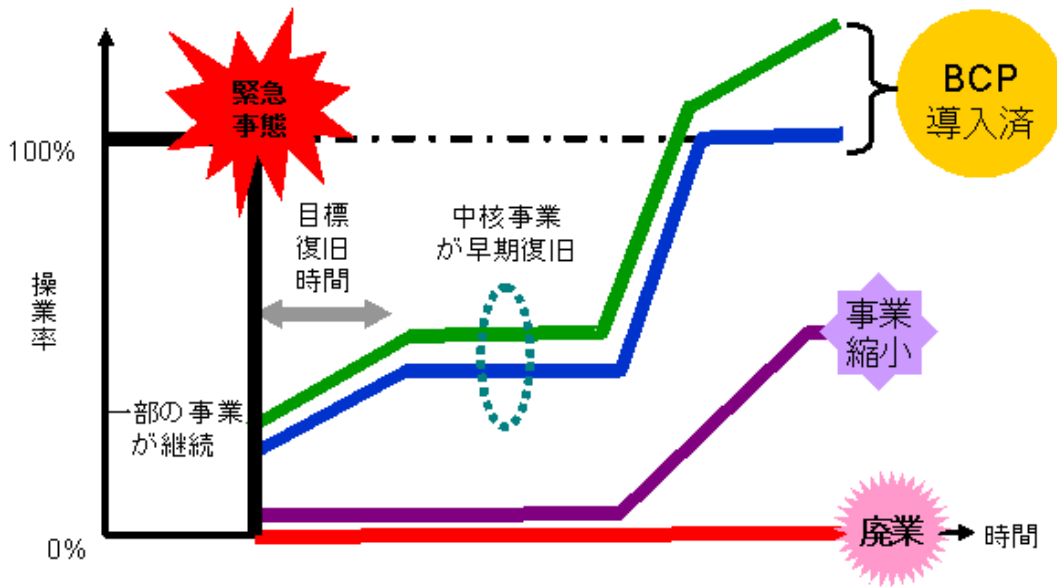
町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

※事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

1-2. 事業継続計画の策定

実施主体	内容
町	● 災害時に重要業務を継続するため、庁舎の耐震化、行政データのバックアップその他の業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。
町、関係団体	● 各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。 [参考 2-38 企業の事業復旧に対するBCP導入効果のイメージ]
企業等	● 各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

参考 2-38 企業の事業復旧に対する BCP 導入効果のイメージ



1-3. 企業等の防災活動の推進

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 企業等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進させる。 (2) 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスを行う。
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ● 町との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。

第25節 原子力災害予防計画

○町は、原子力災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図るため、国・県の方針に基づき、除染対策等について定める。

主管部署	町民福祉課
------	-------

1. 実施計画

1-1. 原子力災害に対する考え方

東日本大震災では、福島第一原子力発電所において地震及び津波により原子炉の炉心が損傷して大量の放射性物質が環境中に放出されるという深刻な事態に至り、福島第一原子力発電所の半径20km圏内が避難区域（警戒区域）となり、また、緊急時避難準備区域（20km～30km圏内）及び計画的避難区域（50km圏内の一部）が設定され、長期かつ広範囲にわたってあらゆる分野に大きな影響をもたらし、原子力発電所事故が及ぼす影響の甚大性が広く認識されたところである。

町は、このような状況を踏まえ、万一の原子力災害発生に備え、住民の健康、財産等を保護するため、国等の方針や指示に基づき、緊急時において迅速かつ効果的な対策を講じるよう努める。

1-2. 原子力災害に対する予防対策

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力発電所の事故に起因した放射性物質等から、住民の生命、身体及び財産を守り、住民生活と経済活動を維持していくために、国や県と連携を図りながら原子力災害に備えた防災対策を進めるとともに、緊急時には、住民の避難や避難者の受入れ、放射線の測定、除染対策等による被ばく医療対策及び飲食物の安全性の確保などの所要の対策を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

○風水害等の災害発生時の防災組織について定める。

主管部署	全部署
------	-----

1. 実施計画

1-1. 基本方針

町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制に就いて、計画を定める。

職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣すること等により情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。

町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。

町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。

町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

1-2. 町の活動体制

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、平泉町災害警戒本部（以下、「災害警戒本部」という。）又は平泉町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）を設置する。

(1) 防災体制

区分	時期	概要
準備体制 (0号配備)	防災気象情報等を入手し、気象状況の進展を見守る段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 連絡要員を配備し、防災気象情報等の把握や気象台からの情報収集等に努める。 ● 関係部署に対し、警戒体制へ適切に移行できる準備を要請する。
注意体制 (1号配備)	警戒レベル3 高齢者等避難の発令を検討する段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 副町長の指揮の下、予め定めた職員を配備し、高齢者等避難の発令を判断できる体制とする。 ● 事務局（総務課）は、防災気象情報を分析（台風（大雨）説明会等）し、気象台等や近隣自治体との情報交換ができる体制とする。 ● 小規模な災害に対する応急活動が実施できる体制とする。
警戒体制 (2号配備)	警戒レベル3 高齢者等避難を発令する段階 警戒レベル4 避難指示の発令を検討する段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 町長以下幹部により、「災害警戒本部」を設置できる体制とする。 ● 警戒レベル3（高齢者等避難）を発令できる体制とする。また、警戒レベル4（避難指示）の発令を判断できる体制とする。 ● 応急対策活動に即応できる体制とする。
非常体制 (3号配備)	警戒レベル4 避難指示を発令する段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 町長以下幹部により、「災害対策本部」の設置及び災害対策本部会議を開催できる体制とする。 ● 警戒レベル4（避難指示）を発令できる体制とする。
緊急非常体制 (4号配備)	警戒レベル5 緊急安全確保を発令する段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 予め定めた全職員により、組織・機能の全てをあげて応急対策活動を実施できる体制とする。 ● 警戒レベル5（緊急安全確保）を発令できる体制とする。

(2) 意思決定権者及び代理者

本部体制	配備体制	意思決定権者	代理権者 (第1位)	代理権者 (第2位)	代理権者 (第3位)
—	準備体制	総務課長	総務課長補佐	—	—
—	注意体制 (1号配備)	総務課長	総務課長補佐	—	—
災害警戒本部	警戒体制 (2号配備)	副本部長 (副町長)	副本部長 (教育長)	総務課長	総務課職員
災害対策本部	非常体制 (3号配備)	本部長 (町長)	副本部長 (副町長)	副本部長 (教育長)	総務課長
	緊急非常体制 (4号配備)	本部長 (町長)	副本部長 (副町長)	副本部長 (教育長)	総務課長

※上表における職名については以下のとおりとする。

本部長：災害対策本部長

副本部長：災害対策副本部長

(3) 配備基準

区分	配備基準	配備要員
準備体制 (0号配備)	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象注意報、洪水注意報が発表されたとき。 ● 指定河川（北上川）の基準水位観測所の水位が「水防団待機水位」を超え、さらに水位の上昇が見込まれたとき。 ● その他、総務課長が必要と判断したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務課長・指名された総務課職員
注意体制 (1号配備)	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象注意報、洪水注意報が発表され、災害発生危険が予想される時。 ● 北上川上流洪水予報のうち、はん濫注意情報が発表されたとき。 ● 台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に町域にかかることと予想されている、又は、台風が24時間以内に町域に接近することが見込まれる時。 ● 大規模な事故災害の発生するおそれのある時。 ● その他、副町長が必要と判断したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務課長・指名された総務課職員
警戒体制 (2号配備)	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象警報又は洪水警報が発表されたとき。 ● 北上川上流洪水予報のうち、はん濫警戒情報が発表されたとき。 ● 台風情報で台風の暴風域が12時間以内に町域にかかることが予想される時。 ● 長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがあるとき重大な事故災害が発生したとき。 ● 町内に震度4又は5弱の地震が発生したとき。 ● 長周期地震動階級3の地震が発生したとき。 ● その他、本部長が必要と判断したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部長 ● 副本部長 ● 本部職員 ● その他本部長が指名する職員
非常体制 (3号配備)	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ● 北上川上流洪水予報のうち、はん濫危険情報が発表されたとき。 ● 相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測される時。 ● 町内に震度5強以上の地震が発生したとき。 ● その他、本部長が必要と判断したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての課等の課長補佐等以上の職員 ● 課長等が指名する職員
緊急非常体制 (4号配備)	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨に関する特別警報が発表されたとき。 ● 北上川上流洪水予報のうち、はん濫発生情報が発表されたとき。 ● 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ● 長周期地震動階級4の地震が発生したとき。 ● その他、本部長が必要と判断したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全職員

(4) 災害警戒本部の設置

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害警戒本部は、平泉町災害警戒本部設置要領（資料編3-1-1）に基づき、総務課長を災害対策警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）として設置し、主に災害情報の収集を行う。災害警戒本部の設置基準は次のとおりとする。 <p style="text-align: right;">[資料編 3-1-1 平泉町災害警戒本部設置要領]</p>

1) 組織等

災害警戒本部の組織は次のとおりとする。

警戒本部長	副本部長	本部職員
総務課長	課長補佐	本部長が指名する職員 総務課全職員

2) 設置場所

災害警戒本部の設置場所は、町役場庁舎2階（総務課）に置く。

ただし、その場所が被害を受け、使用できないときは、次の順位により移設する。

優先順位	指定場所	電話番号
第1順位	町役場庁舎2階	(代表) 0191-46-2111
第2順位	一関西消防署 平泉分署	(代表) 0191-46-0119

3) 所掌事務

- 気象警報等の受領及び関係機関への伝達
- 気象情報及び河川の水位情報等の収集並びに関係機関への伝達
- 被害発生状況の把握
- 一関地方支部への被害報告
- その他情報の収集

4) 関係各部の防災活動

災害警戒本部の設置と並行して、関係各部においては、次の防災活動を実施する。

実施主体	内容
民生対策部	● 社会福祉施設等被害情報の収集
農林振興対策部	● 農作物等被害情報の収集
土木対策部	● 土木施設被害情報の収集 ● 交通規制情報の収集 ● 都市施設等被害情報の収集 ● 河川、上下水道施設の被害情報の収集 ● 農地農業用施設被害情報の収集

5) 廃止基準等

災害警戒本部を廃止する基準は、次のとおりとする。

- 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、警戒本部長が災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- 町長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

[資料編 3-1-2 平泉町災害対策本部条例]

6) 設置等の報告

町長は、災害警戒本部の設置又は廃止及び被害状況を次に掲げる者に報告する。

- 県知事（一関地方支部長）
- 防災関係機関の長又は代表者

(5) 災害対策本部の設置

実施主体	内容
町	● 災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、町長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。 ● 災害対策本部は、県災害対策本部一関地方支部が置かれたときは、これと綿密な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。 ● また、県災害対策本部一関地方支部が置かれていない場合においても、県南広域振興局及び防災関係機関等と連携を図る。

1) 組織等

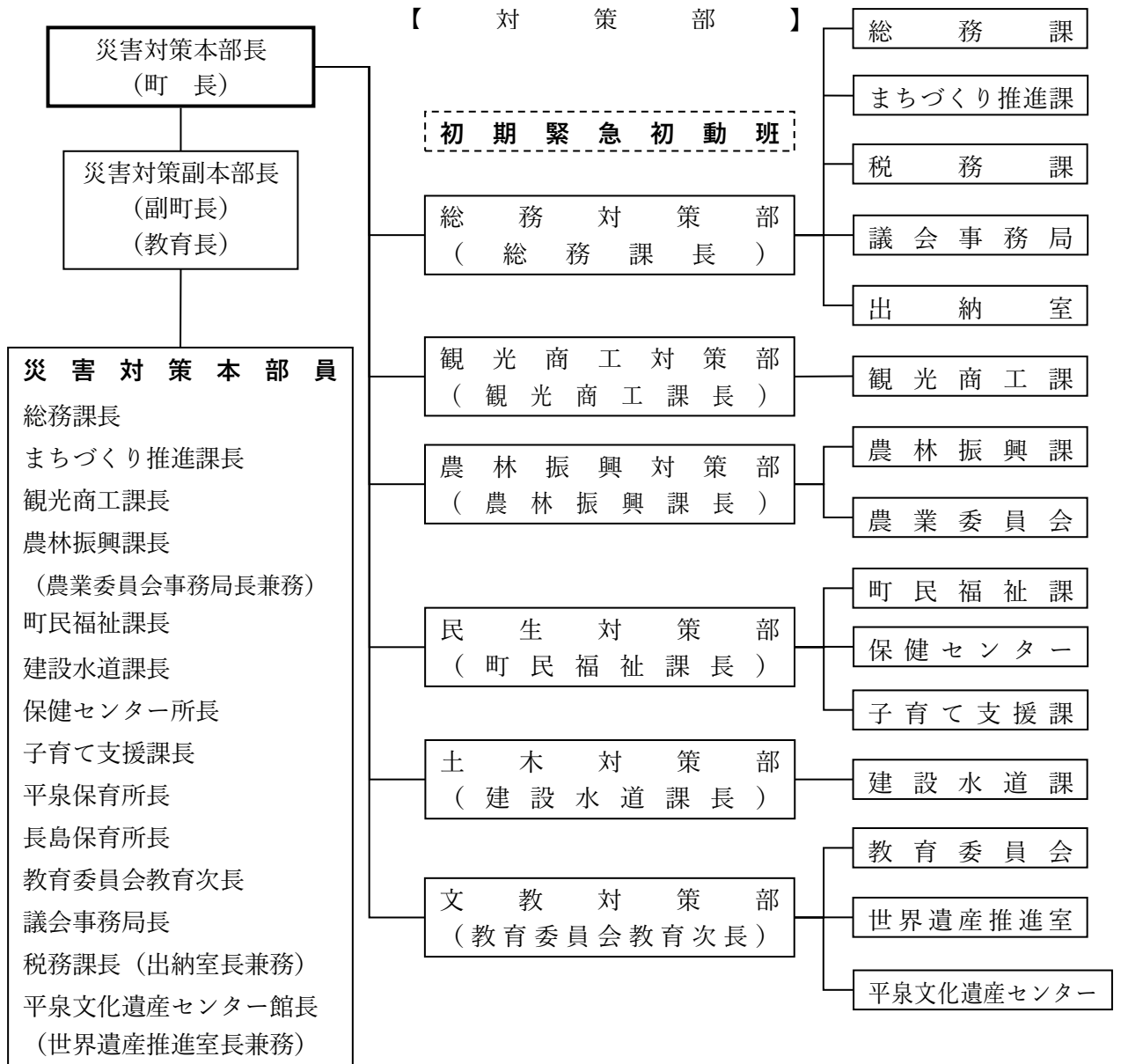
項目	内容
本部員会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進する。 ● 本部員会議は、災害応急、対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。
部	<ul style="list-style-type: none"> ● 部は、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。 ● 災害対策本部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。
調査班	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査班が設置されている各部の部長は、災害現地における被害状況を調査の上本部長に報告する。 ● 災害対策本部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。
現地災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害地において災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集、現地作業班等の指揮、監督、災害対策本部等との連絡調整を行う。 ● 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員で構成し、本部長が副本部長、本部員その他の職員のうちから指名する。

[参考 3-1 災害対策本部の組織]

[参考 3-2 災害対策本部各班及び班長]

[参考 3-3 執務時間外配備指令通報順位表]

参考 3-1 災害対策本部の組織 ※下記体制については令和6年4月1日以降の体制としている。



参考 3-2 災害対策本部各班及び班長

部（課等）	班	班長に充てる職	
総務対策部 （総務課） （まちづくり推進課） （税務課） （議会事務局） （出納室）	総務班	総務課長補佐、まちづくり推進課長補佐、 税務課長補佐、出納室長補佐、防災係	
	庶務班	庶務係	
	財政班	財政係	
	出納班	財政係、出納係	
	管財班	管財係	
	連絡班	企画調整係、情報施策係、議会事務局	
	広報班	公聴広報係、交流施策係	
	調査班	統計係、企業誘致係、男女共同参画係	
	第1調査班	諸税係	
	第2調査班	収納係	
観光商工対策部 （観光商工課）	総務班	観光商工課長補佐	
	調査班	観光係、企業労政係、駐車場係 商工係	
農林振興対策部 （農林振興課） （農業委員会）	総務班	農林振興課長補佐、農業委員会事務局次長	
	第1調査班	農業委員会事務局、農政係	
	第2調査班	林務畜政係	
民生対策部 （町民福祉課） （保健センター） （子育て支援課）	総務班	町民福祉課長補佐、保健センター次長、子育 て支援課長補佐、戸籍住民係、環境係、健康 管理係、	
	調査班	子育て支援課長補佐	
	援護班	年金係、国保係、健康管理係、交通安全係、 放射線対策係	
	医療班	社会福祉係、保健指導係	
高年齢者援護班	高年齢者援護班	国保係、介護保険係、健康管理係 保健福祉係、介護保険係	
	土木対策部 （建設水道課）	総務班	建設水道課長補佐
		建設班	土木係
		住宅班	住宅係
		調査班	北上川治水対策係
		計画班	都市計画係
		施設班	農林土木係
下水道班		業務係	
給水班	給水班	給水係、管理係、浄水係	
	工務班	工務係	
文教対策部 （教育委員会） （世界遺産推進室） （平泉文化遺産センター）	総務班	教育委員会事務局教育次長補佐、世界遺産推 進室長補佐、平泉文化遺産センター館長補佐	
	施設班	総務係	
	第1調査班	学校教育係	
	第2調査班	社会教育係	
	第3調査班	平泉文化遺産センター文化財係、文化振興係 世界遺産推進室、推進係、企画係	

参考 3-3 執務時間外配備指令通報順位表

対策部	受令責任者		
	第1順位	第2順位	第3順位
総務対策部	総務課長	まちづくり推進課長	税務課長 (出納室長兼務)
観光商工対策部	観光商工課長	観光商工課長補佐	—
農林振興対策部	農林振興課長 (農業委員会事務局長兼務)	農林振興課長補佐	農業委員会事務局次長
民生対策部	町民福祉課長	保健センター所長	子育て支援課長
土木対策部	建設水道課長	建設水道課長補佐	—
文教対策部	教育次長	平泉文化遺産センター 館長 (世界遺産推進 室長兼務)	教育次長補佐

2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、町役場庁舎2階（総務課）に置く。

ただし、その場所が被害を受け、使用できないときは、次の順位により移設する。

優先順位	指定場所	電話番号
第1順位	町役場庁舎2階	(代表) 0191-46-2111
第2順位	一関西消防署 平泉分署	(代表) 0191-46-0119

3) 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、次のとおりとする。各部は、所管する次の事項について活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

平泉町災害対策本部 事務分掌表

部名	班名	分掌事務
総務対策部 【総務課、まちづくり推進課、税務課、出納室、議会事務局】	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の総括に関する事。 ・災害対策本部長の権限に基づく指示に関する事。 ・災害対策本部各部が行う災害対策の総合調整に関する事。 ・災害対策本部の被害情報の収集及び取りまとめに関する事。 ・国及び県との連携・調整及び情報の提供に関する事。 ・防災関係機関との連絡調整に関する事。 ・気象情報等の収集及び伝達に関する事。 ・自主防災組織との連絡調整に関する事。 ・避難所の開設、運営体制の整備に関する事。 ・防災関係機関との連絡調整に関する事。 ・関係機関、団体に対する協力並びに応援要請に関する事。 ・他市町村相互応援要請に関する事。 ・自衛隊の災害派遣要請に関する事。 ・避難の指示、勧告、誘導及び避難者の確認に関する事。 ・警戒区域の設定に関する事。 ・防災行政無線施設の管理に関する事。 ・庁内ネットワーク及び電子機器等の保全に関する事。 ・警察本部（警察署）等との災害情報の照合に関する事。 ・現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣に関する事。 ・災害に対する国、県の動向把握及びその対策（関係省庁等への陳情要望対策）に関する事。 ・被災者の生活相談及び苦情に関する総合受付窓口の設置に関する事。 ・その他他部に属さない事項に関する事。

部名	班名	分掌事務
総務対策部【総務課、まちづくり推進課、税務課、出納室、議会事務局】	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の庶務に関する事。 ・国・県職員の応援要請に関する事。 ・消防団員の召集及び配置に関する事。 ・消防活動に関する事。 ・災害対策本部長及び災害対策副本部長（副町長に限る）の秘書に関する事。 ・町議会に関する事。 ・罹災証明の発行に関する事。 ・防災資機材の貸付に関する事。 ・文書の收受及び発送に関する事。 ・部内各班等の連絡調整に関する事。
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との連絡調整に関する事。 ・防災行政無線の運営に関する事。 ・災害広報、記録に関する事。 ・記録写真等の整備提供に関する事。 ・町ホームページによる各種被害情報の提供に関する事。
	連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害報告に関する事。 ・町の職員の動員及び調整に関する事。 ・行方不明者の捜索及び救助救出活動に関する事。 ・気象予警報の伝達に関する事。 ・被災地の秩序維持に関する事。 ・通信施設の被災状況及び応急対策実施状況の情報収集に関する事。 ・非常通信、非常無線等通信施設に関する事。
	財政班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策予算の調整に関する事。 ・財政金融措置に関する事。 ・応急公用負担に関する事。 ・損失補償、損害補償等に関する事。 ・緊急救助費用の経理に関する事。 ・災害対応緊急輸送車両の確保及び配車に関する事。
	出納班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係物品の購入及び受払に関する事。 ・会計に関する事。 ・災害見舞金等の出納保管に関する事。

部名	班名	分掌事務
総務対策部【総務課、まちづくり推進課、税務課、出納室、議会事務局】	管財班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策の請負契約に関すること。 ・ 町有財産等の貸与、使用に関すること。 ・ 町有財産等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 自衛隊に対する航空輸送及び運送事業者等に対する陸上輸送の要請に関すること。 ・ 見舞金品の取りまとめに関すること。
	調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陳情及び請願に関すること。 ・ 関係者等の災害見舞い及び災害視察に関すること。 ・ 消防応援隊の編成及び活動に関すること。 ・ 輸送車両用燃料の調達及び確保に関すること。 ・ 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣に関すること。 ・ 住家被害認定業務に関すること。 ・ その他調査に関すること。
	第1調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般資産災害統計調査に関すること。 ・ 人的被害及び建物等（他部に属さないもの）の被害調査に関すること。 ・ 公共交通機関の被害調査に関すること。 ・ 帰宅困難者に関すること。
	第2調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の減免納税の取扱いに関すること。 ・ 災害関係調査員等の宿泊に関すること。 ・ 応援及び災害派遣隊員等の宿泊に関すること。
観光商工対策部【観光商工課】	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工観光業の応急復旧資材の確保に関すること。 ・ 被災商工観光業者の災害融資に関すること。 ・ 部内各班等の連絡調整に関すること。
	調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工、観光関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 商工、観光関係施設の応急復旧資材の確保に関すること。 ・ 観光に係る風評被害対策に関すること。 ・ 応急用材の調達あっせんに関すること（産業用）。 ・ 応急対策のための食料品、衣料品及び日用品等生活必需品の調達に関すること。
	施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災労働者の福祉対策及び雇用対策に関すること。 ・ 高圧ガス、火薬類及び鉱山関係の被害調査に関すること。 ・ 危険物の保安に関すること。

部名	班名	分掌事務
農林振興対策部 【農林振興課】	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・農林関係の応急復旧資材の確保に関する事。 ・被災農家等の災害融資に関する事。 ・農業気象に関する事。 ・雨量計の記録管理に関する事。 ・部内各班等の連絡調整に関する事。
	第1調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物等の被害調査及び応急対策に関する事。 ・被災農作物の病害虫の防除に関する事。 ・病害虫防除用の資機材の調達及びあっせんに関する事。 ・農作物の被害の技術対策に関する事。 ・種苗、種子、肥料の確保及びあっせんに関する事。
	第2調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産関係被害調査及び飼料確保、応急対策に関する事。 ・家畜伝染病予防及び家畜防疫対策に関する事。 ・林業関係被害調査及び応急対策に関する事。 ・地すべり、山崩れ等の防止に関する事。
	施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・治山施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・農林施設等の被害調査及び応急対策に関する事。
【町民福祉課、保健センター、子育て支援課】 民生対策部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生に関する事。 ・被災者生活再建支援法に関する事。 ・災害救助法の適用に関する事及び同法に基づく救助（応急仮設住宅の建設及び修理を除く。）に関する事。 ・避難所の設置に関する事。 ・福祉避難所の設置及び運営に関する事。 ・被災者に対する他市町村在住者からの照会等の連絡回答に関する事。 ・被災した女性のための相談に関する事。 ・日本赤十字社、その他社会事業団体等との連絡調整に関する事。 ・被災者の保健サービスについての連絡調整に関する事。 ・部内各班等の連絡調整に関する事。 ・放射線対策の連絡調整に関する事。 ・被災者台帳に関する事。

部名	班名	分掌事務
民生対策部【町民福祉課、保健センター、子育て支援課】	調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の処理及び埋葬に関すること。 ・被災者の救援及び遺体の捜索の事務に関すること。 ・社会福祉施設、児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・衛生施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・家庭用ごみ、廃棄物の処理及び清掃に関すること。 ・世帯ごとの避難先の確認に関すること。 ・災害発生前後の交通安全に関すること。 ・ボランティアの登録、受入れ、活動に関すること。 ・ペット対策に関すること。 ・仮設トイレの設置及びし尿処理に関すること。 ・空間線量の測定等状況の把握及び放射線対策に関すること。
	援護班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 ・被災者に対する世帯更生資金等に関すること。 ・生活必需品の調達及び支給に関すること。 ・応急食料の確保及び供給に関すること。 ・炊き出しの手配及び応急給食に関すること。 ・要配慮者等の救護及び応急対策に関すること。 ・義援物資及び義援金の受付及び配分に関すること。 ・その他厚生、援護に関すること。
	医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・医薬品、衛生材料及び医療器材の調達確保に関すること。 ・医療、助産に関すること。 ・医療機関並びに医療関係者の派遣要請に関すること。 ・医療救護班の編成並びに医療及び助産活動に関すること。 ・救護所の設置及び運営に関すること。 ・患者の輸送に関すること。 ・臨時託児所の設置に関すること。 ・保健活動班の編成並びに被災者の保健指導、健康診断、及び予防接種の実施に関すること。 ・遺体の検案に関すること。
	高齢者援護班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の援護及び応急対策に関すること。 ・社会福祉に関するボランティア活動に関すること。（他部に属さないもの）

部名	班名	分掌事務
土木対策部【建設水道課】	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・水防及び土砂災害関係の気象情報等の収集及び通報に関すること。 ・水防活動に関すること。 ・部内各班等の連絡調整に関すること。
	建設班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、橋りょう等公共土木施設の被害調査及び応急修理に関すること。 ・応急復旧用建築資材の確保に関すること。 ・障害物の除去に関すること。 ・重機等の確保に関すること。 ・町管理道路に係る交通規制及び道路情報に関すること。
	調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・建設建築業者の確保及び連絡に関すること。 ・水門、門扉の閉鎖に関すること。
	計画班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急収容施設の設置協力に関すること。 ・電力施設の被害調査に関すること。
	施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅及び建設水道課所管施設の被害調査に関すること。 ・公共土木施設の復旧資材の確保及び応急対策に関すること。 ・都市施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・建築物及び被災宅地の応急危険度判定活動に関すること。 ・その他都市施設に関すること。
	住宅班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の建設並びに供与に関すること。 ・住宅の応急修理に関すること。 ・応急復旧用住宅資材の確保に関すること。 ・被災者に対する住宅情報の提供に関すること。 ・公営住宅等への入居のあっせんに関すること。 ・公営住宅及び施設の応急対策、復旧資材の確保に関すること。
	工務班	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・上水道施設の応急復旧資材の確保に関すること。 ・上水道配水施設の応急修理及び災害復旧に関すること。
	給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保及び給水対策に関すること。 ・その他水道に関すること。
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・農業集落排水路の被害調査及び応急対策に関すること。 ・下水道施設等の応急復旧資材の確保に関すること。 ・下水道施設の応急修理及び災害復旧に関すること。

部名	班名	分掌事務
文教対策部【教育委員会】	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策活動に関する関係団体への協力要請に関すること。 ・部内各班等の連絡調整に関すること。
	施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童、生徒及び教職員の被害調査及び応急対策に関すること。 ・被災児童、生徒の学用品等の調達及び支給に関すること。 ・災害時の応急教育に関すること。 ・教職員の確保及び非常配備に関すること。 ・被災児童、生徒の給食に関すること。 ・学校保健対策に関すること。 ・被災児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置に関すること。
	第1調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	第2調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設、文化施設、公民館等の被害調査及び応急対策に関すること。
	第3調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の被害調査に関すること。 ・文化財の応急復旧に関すること。 ・その他調査に関すること。

活動マニュアル作成指針

区分		活動項目
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	① 気象状況の把握及び分析 ② 気象予報・警報等の迅速な伝達 ③ 県南広域振興局、その他防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化
	2 災害対策用資機材の点検整備	① 災害対策用物資及び機材の点検整備 ② 医薬品及び医療資機材の点検整備 ③ 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備
	3 公安警備対策	① 避難指示等及び避難誘導の準備
	4 活動体制の整備	① 本部長による対策会議の設置 ② 医療関係の活動開始準備
	5 活動体制の徹底	① 災害対策本部及び一関地方支部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 ② 報道機関に対する災害対策本部設置の発表 ③ 一関地方支部及び防災関係機関に対する災害対策本部設置の通知 ④ 災害応急対策用車両等の確保 ⑤ 各部及び一関地方支部の配備状況の把握 ⑥ 一関地方支部内の被害速報の収集報告の指令（人的及び住家被害情報の優先）
災害発生後	1 情報連絡活動	① 被害状況の迅速、的確な把握 ② 被害速報の集計及び報告 ③ 災害情報の整理 ④ 災害情報の一関地方支部及び防災関係機関への伝達 ⑤ 気象情報の把握及び伝達 ⑥ 一関警察署等との災害情報の照合
	2 本部員会議の開催	① 災害の規模及び動向の把握 ② 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 ③ 自衛隊災害派遣要請依頼 ④ 災害救助法の適用 ⑤ 災害応急対策の調整 ⑥ 配備体制の変更 ⑦ 現地対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣 ⑧ 本部長指令の通知
	3 災害広報	① 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 ② 災害写真、災害ビデオ等の撮影災害情報等の広報資料の収集
	4 公安警備対策	① 避難指示等及び避難誘導 ② 被災者の救出救護 ③ 交通規制の実施
	5 避難対策	① 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の放送要請 ② 避難状況の把握 ③ 避難所の設置、運営
	6 自衛隊災害派遣要請依頼	① 孤立地帯の偵察及び救援 ② 被災者の捜索、救助 ③ 給食給水活動

区分		活動項目
災害 発生 後	7 県等に対する応援要請	① 被災者の捜索、救助要請 ② 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 ③ 災害応急対策活動要員の派遣要請
	8 防災ボランティア活動対策	① 防災ボランティア活動のニーズの把握 ② 防災ボランティアの受付・登録 ③ 防災ボランティア活動の調整 ④ 防災ボランティアの受入体制の整備
	9 災害救助法適用計画	① 被害状況の把握 ② 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 ③ 救助の種類判定 ④ 災害救助実施計画の策定 ⑤ 災害救助法に基づく救助の実施
	10 調査班の編成	① 編成指示 ② 編成 ③ 派遣
	11 機動力及び輸送力の確保	① 災害応急対策用車両等の確保 ② 道路、橋りょう等の被害状況の把握 ③ 道路上の障害物又は災害廃棄物の除去 ④ 道路交通の確保
	12 医療・保健対策	① 応急医療・保健活動の実施 ② 医薬品、医療用資機材の調達あっせん
	13 食料、生活必需品等物資の応急対策	① 食料の調達あっせん ② 被服、寝具その他生活必需品等物資の調達あっせん
	14 給水対策	① 水源の確保及び給水の実施 ② 応急給水用資機材の確保
	15 感染症対策	① 感染症予防活動の実施 ② 食品衛生活動の実施 ③ 感染症予防用資機材の調達あっせん
	16 文教対策	① 応急教育の実施 ② 小中学校等施設の応急対策の実施
	17 農林水産応急対策	① 農林水産被害の把握 ② 病虫害防除の実施 ③ 家畜防疫の実施 ④ 技術指導の実施 ⑤ 動物用医薬品・医療用資機材の調達あっせん
	18 土木応急対策	① 土木関係被害の把握 ② 道路交通応急対策の実施 ③ 上下水道応急対策の実施 ④ 直営工事応急対策の実施 ⑤ 浸水対策の実施 ⑥ 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底 ⑦ 家屋被害調査の実施
	19 陳情要望対策	① 国及び県等への要望書及び陳情書の提出 ② 災害に対する国及び県の動向把握及びその対策

区分		活動項目
災害発生後	20 被災者見舞対策	① 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）の見舞のための職員派遣 ② 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
	21 被災者に対する生活確保対策	① 物価の値上がり防止対策 ② 被災者の住宅対策 ③ 世帯更正資金対策 ④ 農林水産復旧対策 ⑤ 租税及び学校納付会等の減免並びに奨学金の貸与 ⑥ 商工業復旧対策 ⑦ 公共土木施設関係復旧対策 ⑧ 見舞金及び義援金品の受入れ及び配布

4) 廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- 本部長が、町の地域に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき。
- 本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき。

1-3. 緊急初動特別班

勤務を要しない日又は勤務時間外における地震の発生に迅速に対処するため、災害対策本部の活動体制が整うまでの間、役場庁舎付近に住所を有する職員で災害緊急初動特別班を「緊急初動特別班の設置に関する要綱」に基づいて組織し、災害時における初動体制の確立を図る。

[資料編 3-1-3 緊急初動特別班の設置に関する要綱]

1-4. 災害対策本部の動員体制

災害対策本部職員の動員は、本部長の配備指令に基づき、「平泉町災害対策本部の組織」の各部長が、所属職員を動員するものとし、その具体的方法は次のとおりとする。

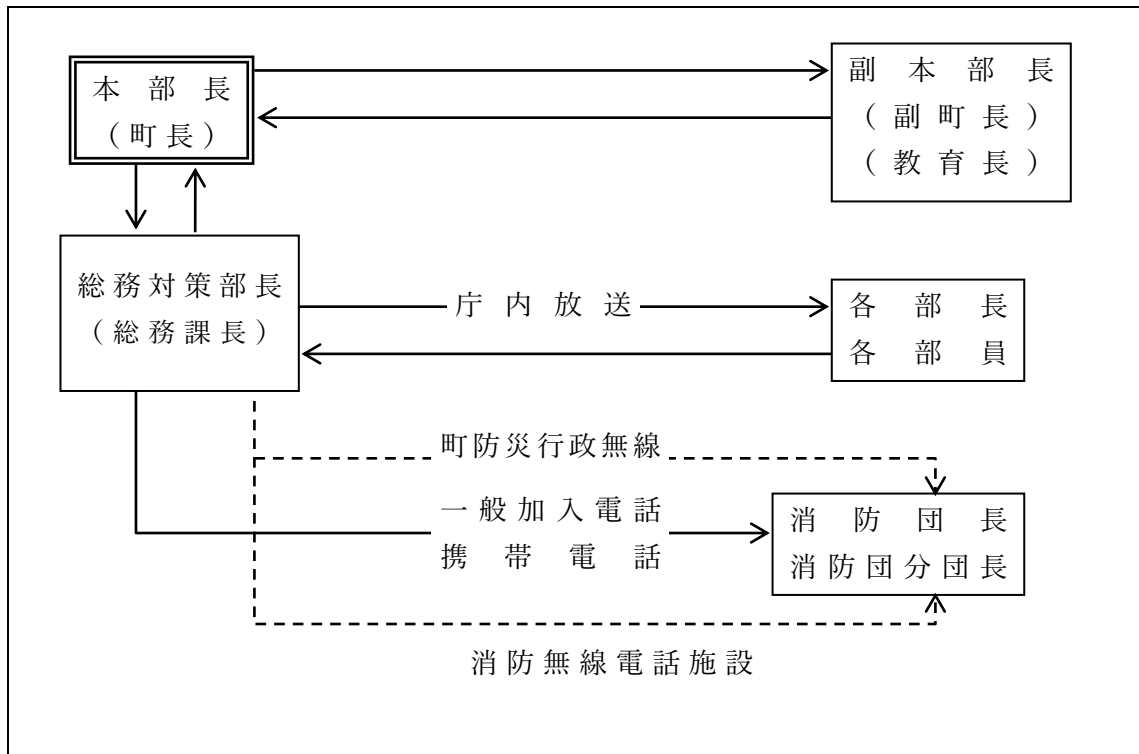
(1) 配備基準の設定

各部長は、本部長から配備体制が指令された場合に応ずる部内の配備に従事する班において勤務に従事する職員数を配備体制ごとにあらかじめ定め、指令を受けた場合に迅速に体制の確立ができるようにする。

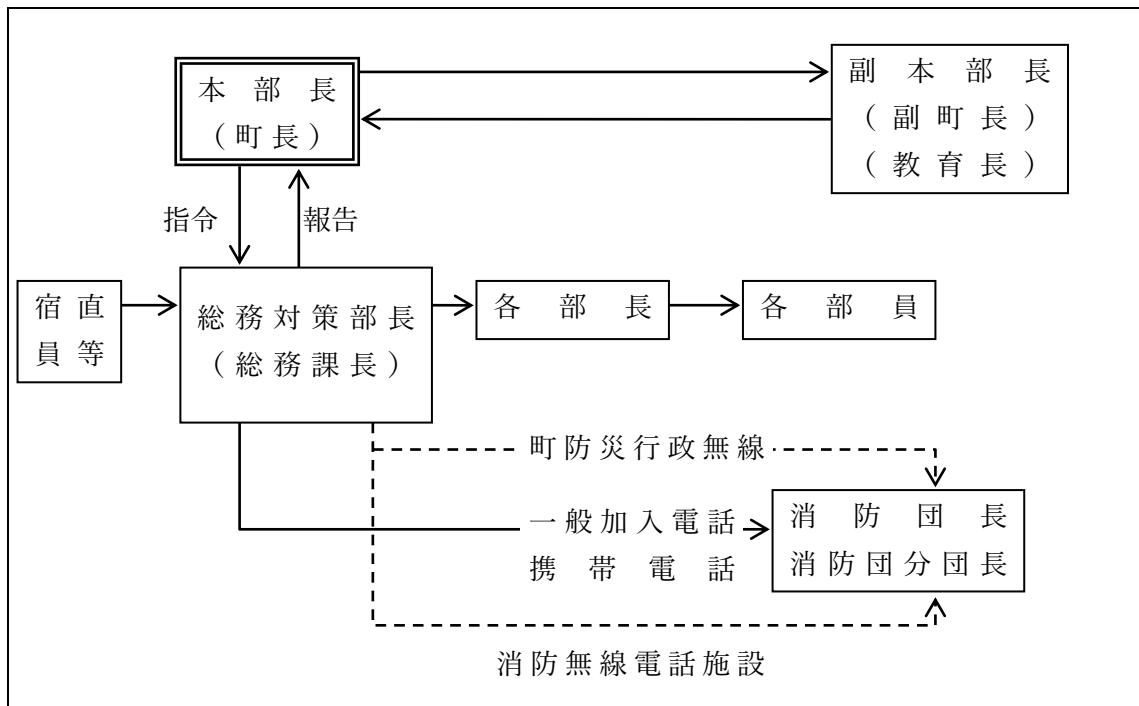
(2) 動員の系統

動員は、次の勤務時間内と勤務時間外の系統によって通知する。

1) 勤務時間内



2) 勤務時間外等



3) 動員通知方法

- 総務対策部長から各部長への伝達内容は、配備指令とする。
- 各部長から各部員への通知の内容は、応急対策業務に対する勤務命令とする。
- 動員の連絡は、電話、町防災行政無線、庁内放送等により行う。

4) 動員の方法

担当	内容
総務対策部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部長の配備指令を受けたときは、次により各部長に伝達する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 勤務時間内における伝達は、伝達系統図により庁内放送、電話又は直接伝令伝達する。 (2) 勤務時間外の伝達は、各部の受命責任者に電話又は町防災行政無線等により伝達する。
各部長、 一関地方支部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部の配備指令がなされたときは、職員非常招集要領により、必要な職員を動員する。
県本部長、 広域支部長、 地方支部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 県本部長又は広域支部長若しくは地方支部長は、必要と認めるときは、被災市町村に現地連絡員を2人以上派遣する。
各部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の動員が迅速、かつ、円滑に行われるように、次の事項を内容とした職員非常招集要領を、あらかじめ定めておく。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 非常招集の系統 (2) 非常招集通知の方法 (3) 職員ごとの出勤所要時間 (4) 非常招集事務担当者 (5) その他必要な事項 ● 所属職員の動員計画（退庁後を含む）を、実情に則した方法によって作成し、総務対策部長に提出しておく。

(3) 自主参集

担当	内容
各配備体制の 対象となる職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに所属部署等に参集する。

(4) 所属部署に参集できない場合の対応

担当	内容
職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、所属部署に参集できないときは、所属部署の長に連絡の上、原則として最寄りの指定避難所に参集する。 ● 参集した職員は、参集先の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
参集先の長	<ul style="list-style-type: none"> ● 到着の報告を受けた参集先の長は、その参集状況を取りまとめの上、速やかに本部長（各班長）に報告する。 ● その後の状況によって、所属以外の職員を所属公所へ移動することが可能と判断した場合は、所属部署の長と調整の上、当該職員の移動を命ずる。

(5) 待機命令

担当	内容
各部の部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の警戒予防についての措置を必要とするときは、担当職員に対して、待機を命ずることがある。

(6) 消防団員の動員

担当	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団員の動員は、本部長の配備命令、指令に基づき、平泉町消防団出動計画の定めるところにより、消防信号又は水防信号によるほか、特命出動については、電話及び町防災行政無線、消防無線電話施設の活用により行う。

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

○災害時における、気象予報・警報等の発表・伝達について、町及び防災関係機関が連携して迅速かつ的確に行うために必要な事項を定める。

主管部署	総務対策部
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

気象の予報、警報等（以下、本節中「気象予報・警報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。

通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

1-2. 実施責任者及び担当部

部	内容
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象予報・警報等の周知 ● 火災警報の発表

1-3. 気象予報・警報等の種類及び伝達の要領

(1) 気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおりである。

(気象業務法に基づくもの)

1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2) 情報の種類

気象現象の異常により災害の発生するおそれがある場合に発表される気象予報・警報等の種類及びその内容は、資料編3-2-1の定めるところによる。

[資料編3-2-1 気象予報・警報等の種類及び発表基準]

(2) 伝達機関等の責務

- ① 気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- ② 気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- ③ 気象予報・警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

1-4. 町の措置

(1) 気象予報・警報等の収集

本部長は、次により気象予報・警報等を収集する。

- ① 法令等により町に伝達されるもの
 - (ア) 気象予報・警報、及び火災気象通報
 - (イ) 地震情報
 - (ウ) 北上川上流洪水予報
 - (エ) 北上川上流水防警報
 - (オ) 県管理河川水防警報、県管理河川避難判断水位情報

[資料編3-2-2 気象予報・警報伝達系統図]
[資料編3-2-3 北上川上流洪水予報伝達系統図]
[資料編3-2-4 北上川上流水防警報伝達系統図]
[資料編3-2-5 岩手県知事の行う水防警報及び避難判断水位情報伝達系統図]
- ② 町が独自に収集するもの
河川情報センターの情報
- ③ 気象予報・警報の受領後は、ラジオ、テレビ等の報道に特に注意するとともに、警察署及び消防本部と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。

(2) 収集した気象予報・警報の伝達

町は、収集した気象予報・警報を次により伝達する。

① 災害対策本部内の伝達

総務課長は、勤務時間内に気象予報・警報を受領した場合は、気象予報・警報通知計画（執務時間内）に定めるところにより、勤務時間外又は休日等において気象予報・警報の通知を受けたときは気象予報・警報通知計画（執務時間外）（資料3-2-6）に定めるところにより関係各課長に通知する。

[資料編 3-2-6 気象予報・警報通知計画]

② 町は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。

(ア) 所在官公署、学校、団体等に対する通知

上記により通知を受けた各課長は、気象予報・警報を町内所在官公署及び団体（資料3-2-7）に定めるところにより通知する。

[資料編 3-2-7 町内所在官公署及び団体]

(イ) 町民に対する広報

町民に対する気象予報・警報の広報は、おおむね次の方法による。

- ・町防災行政無線
- ・広報車
- ・サイレン及び警鐘
- ・電話
- ・自主防災組織等の広報活動
- ・携帯端末の緊急速報メール機能

(3) 火災警報の発表及び伝達

火災警報の発令及び広報は、おおむね次の方法による。

① 火災警報の発表

町長は、火災気象通報を受領したとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定により、「火災警報」を発表することができる。

② 火災警報の伝達

町長は、火災警報を発表し又は解除したときは、関係各課長等に通知する。また、通知を受けた各課長等は、町内所在官公署及び団体（資料3-2-7）に定めるところにより通知するとともに、町防災行政無線、広報車、サイレン及び警鐘（資料3-2-8）により、速やかに町民等に対しその旨を広報する。

[資料編 3-2-8 消防信号]

1-5. 異常現象発生時の通報

(1) 義務

- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに本部長又は警察官に通報する。
- ② 前記の通報を受けた警察官は、その旨を本部長に通報するとともに、担当機関（資料3-2-9）に通報するよう努める。

[資料編 3-2-9 異常現象発見者の通報系統図]

(2) 本部長の通報先

通報を受けた本部長は、次の区分により、担当機関に通報する。

種類	担当機関	通報を要するものの範囲
水防に関するもの	国土交通省岩手河川国道事務所 又は県南広域振興局土木部一関 土木センター、県防災課	通報を要するものの範囲
気象、地象に関するもの	盛岡地方気象台 県防災課	気象、地象に係るすべての現象
その他に関するもの	県防災課	国又は県が予防等の措置を必要とすると認められるその他の現象

(3) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象等に関する異常現象は、おおむね次に掲げるとおりとする。

項目	内容
水防に関する事項	● 堤防の異常
気象に関する事項	● 竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地震関係	● 数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
土砂災害に関する事項	● 溪流 流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り ● がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみだし、地鳴り
その他に関する事項	● 通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 通信情報計画

○災害発生時の通信手段の確保について必要な事項について定める。

主管部署	総務対策部
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

町及び防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡システムを定め、通信手段の確保を図る。

災害時において、役場の通信施設等が損壊を被った場合は、一関西消防署がその代替機能を果たす。一関西消防署も損壊を被る事態が発生した場合は、平泉町災害対策本部が協力して通信を確保する等、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。

災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

1-2. 実施要領

(1) 電気通信設備の利用

通信がふくそうした場合は、指定有線電話を利用し、通信を確保する。

(2) 専用通信施設の利用

実施主体	内容
本部長	災害時における通信連絡に当たっては、町防災行政無線（移動局）、消防防災無線等の専用通信施設を有効に活用する。
町	可搬型地球局、携帯型地球局等の衛星通信施設を活用するほか、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努める。

[参考 3-4 専用通信施設の利用]

参考 3-4 専用通信施設の利用

- | |
|--|
| ① 町と県災害対策本部及び支部との場合
防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信 |
| ② 災害対策本部と他の防災関係機関との場合
インターネット、指定電話、電報、非常通信 |

(3) 災害情報通信のための電話の指定

実施主体	内容
町	災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、東日本電信電話(株)岩手支店から承認を受けた災害情報通信に使用する指定有線電話を定める。 [参考 3-5 指定有線電話]

参考 3-5 指定有線電話

設置者	電話番号
平泉町役場	0191-46-2111
国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所一関出張所	0191-23-2435
県南広域振興局総務部一関総務センター	0191-26-1411
県南広域振興局土木部一関土木センター	0191-26-1418
一関警察署	0191-21-0110
一関市消防本部	0191-25-0119
一ノ関駅	0191-23-4113
一関西消防署 平泉分署	0191-46-0119

[資料編 3-3-1 非常・緊急通話の内容及び利用できる機関]

1-3. 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

(1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策基本法第 57 条及び第 79 条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警察通信設備 (2) 消防通信設備 (3) 鉄道通信設備 (4) 電力通信設備 (5) 自衛隊通信設備 (6) 水防通信設備 (7) 航空保安通信設備 (8) 気象通信設備 ● 上記の通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うが、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用し、又は使用しようとする通信施設 (2) 利用し、又は使用しようとする理由 (3) 通信の内容 (4) 発信者及び受信者 (5) 利用又は使用を希望する機関 (6) その他必要な事項

(2) 応急復旧用通信設備の利用又は使用

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に、通信手段が途絶した場合において、町は、孤立防止を図るため、東日本電信電話(株)が設置した無線設備（孤立防止用無線電話）を使用することができる。

(3) 非常通信の利用

実施主体	内容
本部長、 防災関係機関の 長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。 <p>[参考 3-6 非常通信の利用に関する事項]</p>
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局と、あらかじめ、協議を行う。 <p>[参考 3-6 非常通信の利用に関する事項] [参考 3-7 町内の非常無線施設設置場所]</p>

参考 3-6 非常通信の利用に関する事項

① 非常通信は、地震、台風、洪水、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。
② 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。
③ 非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」に定めるところによる。
④ 非常通信は、最寄りの岩手地区非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。
⑤ 非常通信は、以下の要領により、通信文は電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。
[参考 3-8 非常通信に関する要領]
⑥ 非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、アマチュア無線局に対して協力を求める。

参考 3-7 町内の非常無線施設設置場所

施設の名称	設置場所	目的	責任者
防災平泉	平泉町役場	防災行政	岩手県（平泉町）
せきしょう平泉	一関市消防本部 一関西消防署平泉分署	防災事務	管理者
ひらしょう	平泉町役場	消防	平泉町長

参考 3-8 非常通信に関する要領

- ① あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- ② 字数は、200 字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
- ③ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。
- ④ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(4) 東北総合通信局による通信支援

実施主体	内容
本部長	● 災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(5) 自衛隊による通信支援

実施主体	内容
本部長	● 災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(6) 放送の利用

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては県災害対策本部を通じて、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続に基づき、災害に関する通知・要請、気象予報・警報等の放送を、日本放送協会盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ及び(株)エフエム岩手に対して要請することができる。 ● 主として町の地域の災害に関するものを要請する（ただし、特に緊急を要する場合は、県災害対策本部長が要請する場合もある）。 [参考 3-9 放送の要請] ● 緊急を要する場合は、担当部局に対して電話又は口頭により要請する。 [参考 3-10 担当部局連絡先]

参考 3-9 放送の要請

次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。

- ① 放送を求める理由
- ② 放送内容
- ③ 放送範囲
- ④ 放送希望時間
- ⑤ その他必要な事項

参考 3-10 担当部局連絡先

放送局名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8826	盛岡市上田 4-1-3
(株)IBC岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町 6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸 2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮 5-2-25
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅西通 2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-629-2901	盛岡市内丸 2-10

第4節 情報の収集・伝達計画

○災害発生時における、災害状況及びこれらに対して講じられた処置に関する情報の収集・報告に関する事項について定める。

主管部署	総務対策部
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。

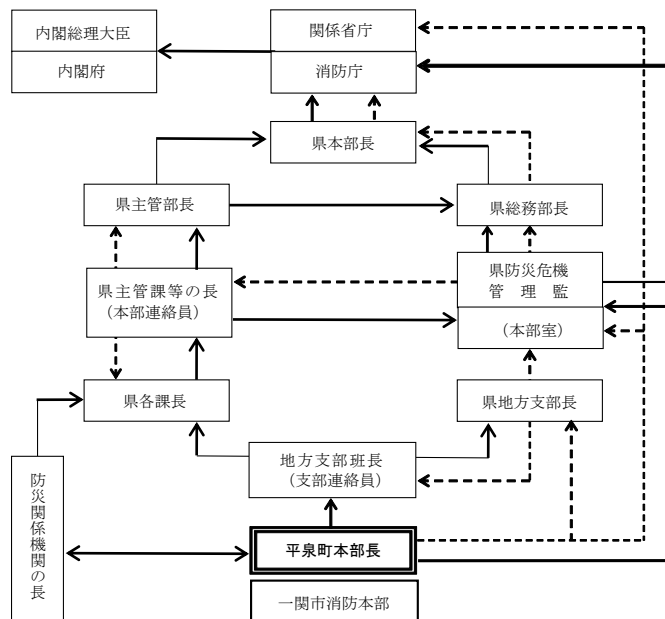
災害情報の収集、伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接な連携を図る。

災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう通信手段の複数化を図る。

災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

町、県及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

災害情報伝達系統図



----- 被害情報のうち初期情報報告、被害額等報告、その他報告
 _____ 被害情報（初期情報報告を除く。）
 _____ 殺到情報、概括情報、直接即報基準に該当する火災・災害等の情報

1-2. 実施責任者及び担当部

部	収集、伝達する災害情報の内容	様式
総務対策部	(1) 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1
	(2) 人的被害及び住家被害の状況	2
	(3) 庁舎等の被害状況	3
	(4) 消防施設の被害状況	6
民生対策部	(5) 社会福祉施設の被害状況	4
	(6) 医療施設、衛生施設の被害状況	5
観光商工 対策部	(7) 観光施設の被害状況	7
	(8) 商工関係の被害状況	8
	(9) 高圧ガス、火薬類施設の被害状況	9
農林振興 対策部	(10) 農業施設の被害状況	10
	(11) 農作物等の被害状況	11
	(12) 家畜等の被害状況	12
	(13) 林業施設、林産物、町有林及び私有林の被害状況	13
土木対策部	(14) 町管理の河川、道路・橋りょうの被害状況	14
	(15) 都市施設の被害状況	15
	(16) 農地農業用施設の被害状況	16
文教対策部	(17) 町立学校に係る児童・生徒及び教職員の被害状況	17
	(18) 町立学校の被害状況	18
	(19) 町指定文化財の被害状況	19
	(20) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4

※ 様式は様式編参照

1-3. 災害情報の収集、報告

実施主体	内容
<p>本部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。 ● 災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。 ● 報告を要する災害及び基準に適合した場合若しくは応急対策を実施するため必要と認めたときは、県本部長、一関地方支部長、その他関係機関に対する迅速正確な連絡・報告を行う。 ● 災害情報の収集に当たっては、一関警察署と緊密に連絡を行う。 [参考 3-11 災害情報等の連絡報告に関する事項] ● 災害の規模及び状況により、災害対策本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、県本部長、地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。 [参考 3-12 応援要請時の伝達事項] ● 被害状況を一関地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接報告する。 ● 県災害対策本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。 ● 火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県本部長に報告する。 ● 直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県災害対策本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後 30 分以内に報告する。 ● 孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。 ● 必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。 [参考 3-13 災害情報の収集報告に関する留意点]

参考 3-11 災害情報等の連絡報告に関する事項

- ① 各部等の長は、災害に関する情報及び被害等の通報を受けた時は、総務対策部長に通報する。
- ② 総務対策部長は、前記の通報又は、直接収集した被害状況を取りまとめ関係部長等に通報するとともに、重要と認める事項については、本部長及び副本部長に報告する。
- ③ 総務対策部長は、通報を受けた被害が後記の「報告を要する被害の基準」に達したときは、県の報告受領機関に報告する。
- ④ 被害状況等の収集と調査は、各部調査班各々の任務分担により関係機関、諸団体及び行政区長等の応援を求めて実施する。

参考 3-12 応援要請時の伝達事項

- ① 職種及び人員数
- ② 活動地域
- ③ 応援期間
- ④ 応援業務の内容
- ⑤ 携行すべき物品等
- ⑥ その他参考事項

参考 3-13 災害情報の収集報告に関する留意点

- ① 災害が初期の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報等の概括情報を報告する。
- ② 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認、未確認別に整理の上、管理する。
- ③ 町が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報について、その情報及び収集方法を明らかにしておく。

1-4. 災害情報収集の優先順位

- ① 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。
- ② 災害発生の当初においては、町民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。
- ③ 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。
- ④ 覚知者、発見者又は通報者から被災等の通報があった場合は、発見者又は通報者の住所氏名電話番号を確認しておく。

1-5. 災害情報の報告要領

(1) 報告を要する災害の基準

報告する災害は、災害対策基本法第2条第1項に掲げる災害（火災報告取扱要領（昭和43年11月11日付消防総第393号）に定める火災を除く。）のうち、おおむね次の基準に合致する。

- ① 町の管轄地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの
- ② 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ③ 県又は町が災害対策本部を設置したもの
- ④ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大発展するおそれのあるもの
- ⑤ 町における災害が軽微であっても、全県的あるいは全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ⑥ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること）を要するもの
- ⑦ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるもの

(2) 被害状況判定の基準

災害による被害の判定基準は、資料編3-4-1の定めるところによる。

[資料編3-4-1 被害状況判定の基準]

(3) 災害情報の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。（様式は様式編参照）

種類	内容	報告様式	伝達手段
初期情報報告	被害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式1	原則として、インターネットや県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXはバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模やその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式2 ～ 19	
被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式2	
その他の報告	前記の報告以外に必要な事項について報告するもの	任意様式	

1-6. 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

実施主体	内容
県、町、 防災関係機関	● 災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（「本編 第3章 第3節 通信情報計画1-2（3）」）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の収集、情報又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

- | |
|--|
| ① 町と県災害対策本部及び支部との場合
防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信 |
| ② 災害対策本部と他の防災関係機関との場合
インターネット、指定電話、電報、非常通信 |
| ③ 防災関係機関相互の場合
専用電話、指定電話、インターネット |

1-7. 報告の系統

本部長は、町内の災害情報を収集・分析し、資料編3-4-2に定める報告区分別系統図に従い県本部長に報告する。

[資料編3-4-2 報告区分別系統図]

第5節 広報広聴計画

○風水害等の災害発生時の災害状況及び災害応急活動状況、被災者の相談等の広報広聴について定める。

主管部署	総務対策部
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するため、広報広聴活動を実施する。

防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力の基に行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。

町は、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。

広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定の上、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮をする。

広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者の相談、要望等について配慮をする。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況 ● 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 ● 町長等が実施した高齢者等避難、避難指示等 ● 避難所の開設状況 ● 医療所、救護所の開設状況 ● 道路及び交通情報 ● 各災害応急対策の実施状況 ● 災害応急復旧の見通し ● 二次災害の予防に関する情報 ● 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 ● 安否情報及び避難者名簿情報 ● 生活関連情報 ● 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 ● 防災ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 ● その他必要な情報

1-3. 広報の実施要領

(1) 広報資料の収集

広報資料は、次の要領によって収集する。

- ① 本部長は、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれのあるときは、総務対策部広報班を直接現場に派遣し、資料の収集にあたらせる。
 - (ア) 災害対策本部広報班が撮影した写真、ビデオ等
 - (イ) 県、防災機関及び町民等が撮影した写真、ビデオ等
 - (ウ) 災害応急対策活動の状況取材した写真、ビデオ等
 - (エ) ヘリコプター等による被災地の航空写真、ビデオ等
- ② 広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過の推移を知ることのできる写真、ビデオテープ等の収集に努める。
- ③ 収集した資料のうち、写真、フィルム、ビデオテープ等については、撮影日時地点等を明らかにした付票を付して「災害原稿」と朱書し、迅速確実に災害対策本部に提出する。
- ④ 送付された写真、ビデオテープ等は、災害対策本部において、必要に応じて使用する。
- ⑤ 本部長は、県本部長に災害に係る広報資料を提供するとともに、適時に更新する。

(2) 町民等に対する広報

実施主体	内容
総務対策部 広報班	● 関係機関との密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の町民等に必要な広報を的確に行う。
報道機関	● 町が災害情報システムからLアラートへ送信した情報について、町民等に広報を行うよう努める。

[参考 3-14 広報の対象]

参考 3-14 広報の対象

災害広報は、次の対象を重点として実施する。

- ① 一般町民（非災害地住民）
- ② 被災住民（災害地住民）
- ③ 関係機関等（一関地方支部、防災関係機関）
- ④ 部内（災害対策本部、部）

(3) 広報の優先順位

- ① 災害広報は、発生後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、広報活動を行う。
[参考 3-15 優先的に実施する広報活動]
- ② 関係機関等に対しては、災害の態様、応急対策の実施方針、実施状況及び災害対策の問題点を強調し、被災の実相を端的に確認し、また、災害対策の理解を求めることを主体とする。
- ③ 部内に対する広報は、各部・班相互の緊密な連絡と、被害及び応急対策の現状等認識の統一を図ることを主体とする。

参考 3-15 優先的に実施する広報活動

- ① 災害の発生状況
- ② 災害発生時の注意事項
- ③ 避難指示等の発令状況
- ④ 道路及び交通情報
- ⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況
- ⑥ 給食、給水の実施
- ⑦ 毛布等の生活関連物資の配給
- ⑧ 安否情報
- ⑨ ライフラインの応急復旧の見通し
- ⑩ 生活相談の受付
- ⑪ 各災害応急対策の実施状況
- ⑫ その他の生活関連情報

(4) 広報の方法

実施主体	内容
総務対策部 広報班	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民に対しては、災害の態様を迅速、かつ的確に伝達し、応急対策の実施方針、その要領等を徹底させるため、町防災行政無線、ラジオ、テレビ、写真、印刷物、ホームページ、公式 SNS、広報車等の広報媒体を利用して行う。 ● 広報手段の多元化については、災害対策本部及び行政区長、各行政区等の協力による広報の確保に努める。 ● 関係機関等に対する災害広報は、写真、掲示、張出等あらゆる広報機能を積極的に活用するとともに、必要と認める場合には、災害対策本部員を派遣してその実情を説明し、徹底を図る。 ● 被災者に対しては、広報車等を利用して、広報の徹底を図る。 [資料編 3-5-1 航空機、車両等による広報] ● 災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。

(5) 報道機関への発表

実施主体	内容
総務対策部 広報班	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、本部長が必要と認めるものについて行う。 ● 発表は、原則として、災害対策本部総務対策部広報班長が記者クラブに対して行う。 ● 災害対策本部総務対策部広報班長は、報道機関に対して発表した情報について、必要と認める各班に送付するとともに、必要に応じて防災機関に提供する。

(6) 広報の活動の時期

実施主体	内容
総務対策部 広報班	● 広報活動は、災害の推移、被害の状態の判明、応急対策の実施の都度、適時に行う。
町災害対策本部	● 町災害対策本部における報道機関に対する被害の発表、資料の提供は、災害の推移に応じ、定期的に行うほか、災害の実相、応急対策の実施について、特別の変化があったとき等においては随時行う。

1-4. 広聴活動

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。 ● 庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。

第6節 交通確保・輸送計画

○災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保・輸送対策について定める。

主管部署	総務対策部、土木対策部、一関警察署
------	-------------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。

本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には優先的に交通の確保を図る。

町その他の防災関係機関は、災害対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。

緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、及び航空輸送の有機的な連携を図る。なお、物資の輸送に当たっては、町及び県の物資集積・輸送拠点を経て、各避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。

町及び県は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。

1-2. 実施責任者及び担当部

(1) 担当部

実施主体	内容
土木対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 町管理道路に係る交通規制及び応急復旧に関すること ● 緊急輸送車両の確保及び配車に関すること
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸送機関との連絡調整に関すること ● 輸送用燃料の確保に関すること

(2) 実施機関（責任者）

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 町管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 ● 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
県	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内の道路に係る交通規制 ● 県管理道路に係る災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 ● 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
東北地方整備局 (岩手河川国道 事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管する一般国道に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 ● 災害対策基本法に基づく県又は町長に対する区間指定の指示
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害派遣要請に基づく緊急輸送 ● 災害派遣活動の実施に係る交通規制
東日本高速道路 (株)東北支社	● 所管する高速自動車道に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧
(一社)岩手県 建設業協会	● 災害時における道路啓開及び応急復旧
東日本旅客鉄道 (株)盛岡支社、 日本貨物鉄道(株) 東北支社	● 鉄道車両による緊急輸送
岩手県交通(株)、 (公社)岩手県 トラック協会	● トラック、バス等の車両による緊急輸送

1-3. 交通確保**(1) 情報連絡体制の確立**

実施主体	内容
本部長	● 通報を受けた本部長は、速やかにその路線の管理者及びその地域を所管する警察関係機関に通報する。
道路管理者、 交通規制実施者	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ、災害時における情報連絡システムを定める。 ● 交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、県本部長に報告する。
職員、町民等	● 災害時に道路、橋りょう等の交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに、警察官又は本部長に通報する。

(2) 防災拠点等の指定

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の集積、輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点及び交通拠点（以下「防災拠点等」という。）を定める。

[参考 3-16 防災拠点等]

参考 3-16 防災拠点等

【防災拠点】

- ① 庁舎、消防署、道の駅

【物資集積・輸送拠点】

- ① 物資集積・輸送拠点

町営駐車場、庁舎、道の駅、学校体育館等

- ② 航空輸送拠点（ヘリポート）

平泉中学校グラウンド、町営長島球場、国土交通省一関水防ヘリポート

【交通拠点】

- ① 庁舎 ----- 県道三日町瀬原線、町道役場線

- ② 一関西消防署平泉分署----- 県道三日町瀬原線

- ③ 一関警察署平泉駐在所----- 県道三日町瀬原線

- ④ 一関警察署長島駐在所----- 主要地方道一関北上線

- ⑤ 町営長島球場----- 県道相川平泉線

- ⑥ 平泉中学校----- 町道中学校線

- ⑦ 平泉小学校----- 主要地方道平泉殿美溪線

- ⑧ 長島小学校----- 県道相川平泉線

- ⑨ 町営毛越寺駐車場----- 主要地方道平泉殿美溪線

- ⑩ 道の駅----- 国道4号

(3) 緊急輸送道路の指定

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。 ● 緊急輸送道路は、県本部長が指定する緊急輸送道路、並びに 1-3（2）の交通拠点に例示した町道を指定する。 ● 緊急輸送道路は、以下のとおり区分する。

[参考 3-17 緊急輸送道路の種別]

参考 3-17 緊急輸送道路の種類

【第1次緊急輸送道路】

防災拠点（県庁舎、地方生活圈中心都市（2次生活圈中心都市含む）、災害拠点病院ほか）、物資集積拠点、輸送拠点（重要港湾、空港ほか）を連絡する道路

【第2次緊急輸送道路】

第1次緊急輸送道路と防災拠点（県地区合同庁舎、生活圈中心都市以外の市町村役場庁舎、災害拠点病院以外の病院、消防本部・消防署、自衛隊駐屯地ほか）、輸送拠点（道の駅ほか）、交通拠点、広域防災拠点、重要物流道路及び代替・補完路が連結する拠点を連絡する道路

1-4. 道路啓開等

(1) 道路啓開等の順位

実施主体	内容
道路管理者等	● 災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

実施主体	内容
道路管理者等	● あらかじめ、町内各地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、（一社）岩手県建設業協会一関支部等と応援協定を締結するなど、災害時における道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

(3) 道路啓開等の方法

- ① 道路上のがれき等の障害物又は災害廃棄物の除去による道路啓開を行う。
- ② 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。
- ③ 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH形鋼、覆工板等により応急復旧する。

1-5. 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により交通規制を実施する。

項目	内容
第1次交通規制	● 災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。
第2次交通規制	● 道路状況に応じて、第1次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。
第3次交通規制	● 道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

- ① 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。
- ② 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。
- ③ 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられたものが当該措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行う（自衛官又は消防吏員にあっては警察官がその場にはいない場合に限る。）。
- ④ 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

実施主体	内容
交通規制の実施者	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通規制を実施した場合は、原則として、「災害対策基本法に基づく車両通行禁止」標示を設置する。 ● 標識を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指示・誘導に当たる。 ● 一般交通に支障が生じないように、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な回路を設定し、必要な地点に案内板を設置する。 ● 規制地周辺において、車両広報により、規制状況や回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。 [参考 3-18 規制標識に表示する事項]
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。 ● 当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

参考 3-18 規制標識に表示する事項

- ① 禁止制限の対象
- ② 規制する区域・区間
- ③ 規制する期間

(4) 報告の系統

実施主体	内容
町道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。 ● 県道路管理者等が管理道路の交通規制を行った場合は、県本部長、他の機関の道路管理者及び地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。
警察関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通規制を行った場合は、県本部長に報告し、及び道路管理者に通知するほか、関係機関に情報提供を行うとともに、住民への周知に努める。
県本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 報道機関を通じ、交通規制に関する情報を住民に提供する。 ● 交通規制が複数の市町村に及ぶことが予想される大規模災害時には、交通規制の実施者が隣接する地域等の道路管理者、警察関係機関へ情報提供を行い、連携を図る。

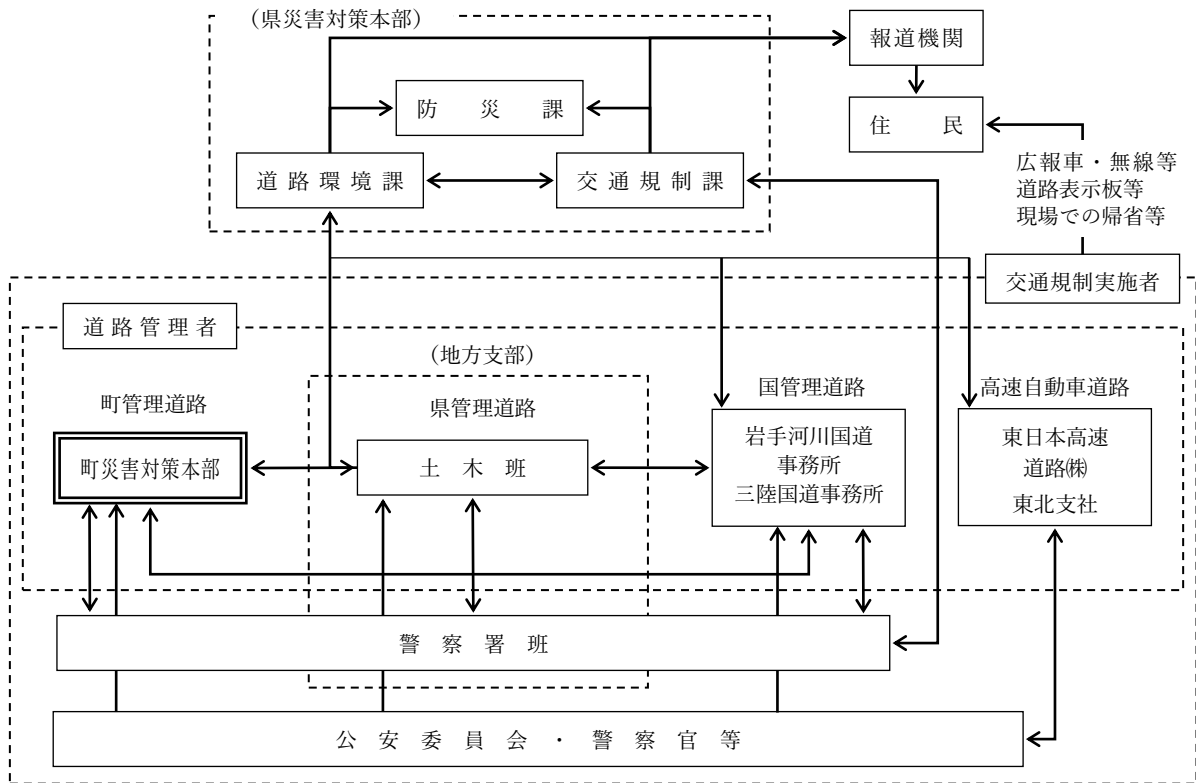
[参考 3-19 災害時等における規制の種類及び根拠]

[参考 3-20 交通規制連絡系統図]

参考 3-19 災害時等における規制の種別及び根拠

- ① 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）
- ② 道路法に基づく規制（同法第46条）
- ③ 道路交通法に基づく規制（同法第4条～第6条）

参考 3-20 交通規制連絡系統図



※この図では、災害対策基本法による交通規制実施者のほか、他法令により交通規制を行う権限を有する道路管理者についても、広義の交通規制実施者として扱っている。

(5) 緊急通行車両等確認証明申請

災害業務の円滑化を促進するため、町所有の公用自動車を緊急通行車両として、次の事項を明らかにして県公安委員会に事前に届出を行い、登録をする。

- ① 番号標に表示されている番号
- ② 輸送人員又は品名
- ③ 使用者の住所及び氏名
- ④ 通行日時
- ⑤ 通行経路（出発地、目的地）

1-6. 緊急輸送

(1) 緊急輸送の対象

実施主体	内容
町、その他防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送事業者等関係団体等との物資輸送に係る災害時応援協定の締結等により、緊急輸送体制を整備する。 <p style="text-align: right;">[参考 3-21 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲]</p>

参考 3-21 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲

- ① 応急復旧対策に従事する者
- ② 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされるもの
- ③ 食料、飲料水その他生活必需品
- ④ 医療品、衛生資材等
- ⑤ 応急復旧対策用資機材
- ⑥ その他必要な要員、物資及び機材

(2) 陸上輸送

1) 車両の確保

実施主体	内容
町、防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ、災害時における輸送車両の運用及び調達方法、また輸送に要する燃料の調達方法を定める。 ● 保有し、又は調達する輸送車両で不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあっせんを要請する。

2) 燃料の確保

実施主体	内容
町、防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

3) 災害対策本部における自動車による輸送

実施主体	内容
災害対策本部	<p>【公用車の集中管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非常配備体制後は、町の所有するすべての自動車及び借上げ自動車等すべての車両については、財政班において、集中管理する。 ● 災害対策本部各部署は、平常時において直接管理している自動車について、非常配備体制が指令されたときは、直ちに財政班に管理を移す。この場合において、平常時に当該自動車を主として運転している者を同時に財政班に配置替えする。 ● ただし、各部長は、本部長に申し出て、当該部が自動車を直接管理することが、所掌する応急対策業務の遂行上、欠くことができないと認められた場合は、移管しないことができる。
各部長	<p>【使用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策のため自動車を使用しようとするときは、公用自動車使用申込書により、総務対策部長に申し込む。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって申し込み、その後において所要の手続をとる。 ● 自動車輸送に当たっては、必ず輸送責任者を同乗させ、輸送移送の確実を期する。
総務対策部長	<p>【運送事業者の保有する自動車の調達】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害に対応し必要とする自動車が集中管理するものでは不足すると認める場合は、次の順位により速やかにその確保を図る。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 応急対策事業に直接関係のない業務を営む公共的団体の車両 (2) 営業者所有の車両 (3) 一般自家用車両 <p>【使用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記の申し込みを受けたときは、速やかに配車する。 <p>【事前準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における自動車の集中管理又は民間等の自動車の動員等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制整備を図る。

(3) 航空輸送

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下に掲げる事態が発生した場合、航空輸送を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 人命、身体の保護上緊急を要するとき (2) その他、輸送又は移送に緊急を要するとき ● 航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、県本部長に対し、航空機のおっせんを要請する。 [参考 3-22 航空機のおっせん要請] ● 自衛隊機を希望する場合における手続は、「本編 第3章 第11節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に定めるところによる。

参考 3-22 航空機のおっせん要請

【要請事項】		
①要請理由	④ 輸送貨物の所在地	⑦輸送貨物の内容、数量
②輸送先	⑤ 輸送日時	⑧ 荷送人
③荷受人	⑥ 着陸希望場所及びその状況	⑨ その他参考事項

(4) ヘリポートの現況

地名	施設	大きさ		町役場 までの 距離 km	近所の 目標 となる 物件	利用可能機			林野火災 対策用 の可否
		縦 m	横 m			自衛隊等のヘリコプター			
						小型	中型	大型	
平泉町 平泉字倉町 23	平泉中学校 グラウンド	120	100	0.3	平泉 中学校 体育館	○	○	○	○
平泉町長島字 砂子沢 167-3	町営長島球場	110	80	3	—	○	○	○	○
平泉町平泉字 塩沢地先	国土交通省 一関水防 ヘリポート	500	50	3	—	○	○	○	○

なお、上記のヘリポートが不足した場合又は使用できない場合は、県の定める設置基準により設置する。

(5) 輸送関係従事命令等

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 前各号に掲げる輸送の実施にあたり、契約等による一般の方法で、緊急輸送の確保等ができない場合は、災害対策基本法第71条の規定に定めるところにより県本部長に対して従事命令の執行を依頼して、その確保を図る。 ● 従事命令の手続は、「本編 第3章 第23節 応急対策要員確保計画」に定めるところによる。 <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"> [資料編 3-6-1 ヘリポートの設置基準] [資料編 3-6-2 給油所一覧表] [資料編 3-6-3 車両燃料等の調達方法] [資料編 3-6-4 緊急通行車両] [資料編 3-6-5 機械機材所有者] </p>

第7節 公安警備計画

○災害時の公安警備対策について定める。

主管部署	一関警察署、消防団
------	-----------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を行う。

1-2. 災害時における警察活動

実施の際の警備体制や方法等は、一関警察署において別に定める災害警備計画の定めるところによる。主な業務内容は次のとおりである。

- ① 情報の収集・伝達
- ② 救出・救助活動
- ③ 避難誘導活動
- ④ 交通規制
- ⑤ 検視・死体調査
- ⑥ 警察災害派遣隊（広域緊急援助隊等）の整備及び応援に係る連絡調整
- ⑦ 大規模災害発生時における他の都道府県警察に対する緊急援助要請
- ⑧ 災害警備用装備資機材の整備
- ⑨ 警察施設等の防災対策の推進
- ⑩ 職員を対象とした防災訓練の実施

1-3. 町

実施主体	内容
町	● 被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、一関警察署・消防団等と連携し、地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。

第8節 消防活動計画

○大規模な火災その他の災害が発生した場合における消火活動について定める。

主管部署	総務対策部、消防本部、消防団
------	----------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

大規模火災発生時においては、消防機関は、防災機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。

町は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。

町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。

本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく一関市消防本部で定める「消防計画」によるものとする。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
本部長	● 火災その他の災害の鎮圧、被害の軽減のため消防機関（「一関市消防本部 一関西消防署、平泉分署及び平泉町消防団」以下同じ。）を活用して、必要な応急措置を実施する。
消防機関	● 本部長の命令又は要請により、消防計画の定めるところにより消防活動を実施する。 [資料編 3-8-1 出火出動計画] [資料編 3-8-2 出火出場要領]
総務対策部	● 消火、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 ● 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等

1-3. 本部長の措置

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 同時多発火災による被害を軽減するため、火災防ぎょ計画を定める。 [参考 3-23 火災防ぎょ計画] ● 災害が発生し、又は発生のおそれがある必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。 ● 災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団員との情報連絡体制を確保する。 ● 消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 ● 消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、「本編 第3章 第11節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。 ● これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

参考 3-23 火災防ぎょ計画

【重要対象物の指定】

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設等の施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

【延焼阻止線の設定】

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

【消防活動計画図の作成】

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

1-4. 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

実施主体	内容
消防機関の長	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。 ● 本部長の命令又は要請を受けたときは、以下の措置をとる。 [参考 3-24 本部長からの要請により実施する措置]
消防職員、団員	<ul style="list-style-type: none"> ● 出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項により行動し、指揮系統を通じて準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
消防機関の長、 消防職員、団員	<ul style="list-style-type: none"> ● 町地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属署（屯所）に非常参集し、所属長の指揮を受ける。

参考 3-24 本部長からの要請により実施する措置

【出動準備命令を受けたときの措置】

- ① 消防職員・団員に対する出動準備命令
- ② 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
- ③ 出動準備終了後における本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

【出動命令又は出動要請を受けた時の措置】

- ① 消防計画に定める命令伝達方法により消防職員・団員に集結場所、時刻及び携帯すべき装具等を指示して出動を命ずる。
- ② 災害発生後に出動命令又は出動要請を受けたときは、被害地域の外に居住する消防職員・団員を優先して出動させる。
- ③ 消防隊の編成を終えたとき、又は活動を開始したときは、部隊編成数、人員、使用装備、活動状況等を本部長に報告する。

【消防警戒区域等の設定】

消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

【措置命令】

消防職員・団員は、警察官がその場にはいない場合に限り、消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するために必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(2) 火災防ぎょ活動

実施主体	内容
消防機関の長	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。 <p style="text-align: right;">[参考 3-25 火災防ぎょ活動の留意点]</p>

参考 3-25 火災防ぎょ活動の留意点

- ① 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
- ② 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
- ③ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。
- ④ 火災が著しく多発し、町民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
- ⑤ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
- ⑥ 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

実施主体	内容
消防機関の長	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ、医療機関、日本赤十字社平泉分会、一関警察署等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について、協議を行い、このための活動計画を定める。 ● 大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。 <p style="text-align: right;">[参考 3-26 救急・救助活動の留意点]</p>

参考 3-26 救急・救助活動の留意点

- ① 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
- ② 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子ども、高齢者、病人及び障がい者を優先する。
- ③ 大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

実施主体	内容
消防機関の長	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよなどに係る活動計画を定める。 ● 避難指示等の伝達、避難誘導については、各行政区及び自主防災組織等との連携を図る。 ● 避難指示等の発令がなされた場合においては、これを町民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、町民を安全な方向に誘導する。 ● 町民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所、避難所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。 ● 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、各行政区等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

実施主体	内容
本部長又は一関地区広域行政組合管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災等、救急、救助事故が発生し、その被害が速報基準に該当するとき、及び当該災害が拡大し同様の被害に達するおそれがあるときは、県本部長に速報する。
消防機関の長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。 ● 一関地区広域行政組合管理者から、「本編 第3章 第2節 気象予報・警報等の伝達計画」に定める火災気象通報を受けたとき、又は町の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認めるときは、消防計画に基づき消防長の指示により火災警報を発令する。

(6) 消防警戒区域等の設定

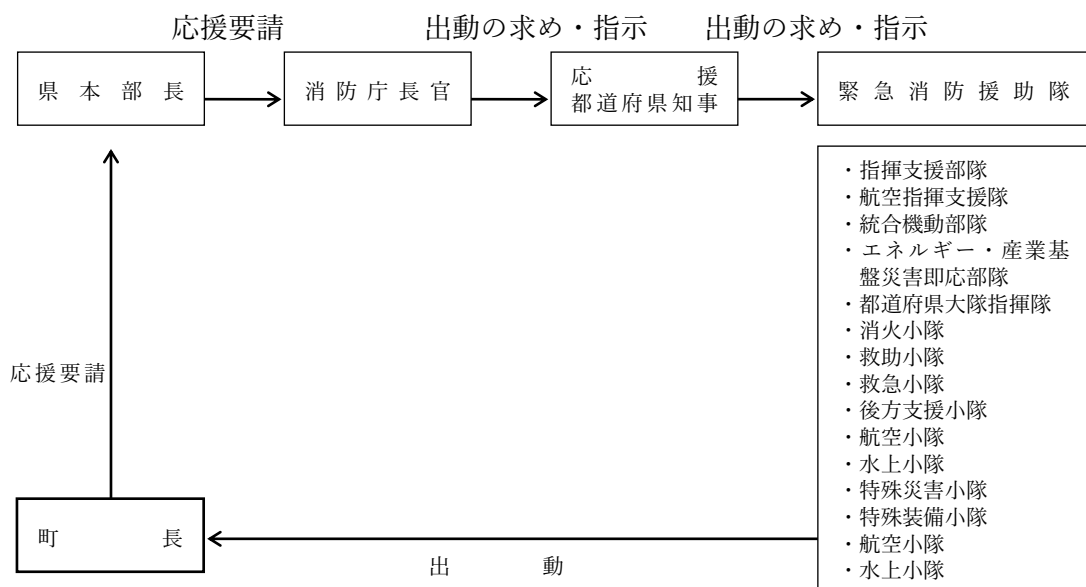
実施主体	内容
消防長、消防署長	<ul style="list-style-type: none"> ● ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

実施主体	内容
消防職員、団員	● 火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

1-5. 緊急消防援助隊

実施主体	内容
緊急消防援助隊	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防組織法第 44 条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊運用に関する要綱並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づき出動する。 ● 被災地において、被災地の平泉町長又はその委任を受けた消防機関の長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第 44 条又は第 44 条の 3 に基づき、部隊の移動を行う場合がある。
県本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部長から要請があった場合、又は災害の範囲が著しく拡大し、町の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するとともに、岩手県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整える。 [参考 3-27 緊急消防援助隊の出動] ● 全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために登録された「緊急消防援助隊岩手県隊」は、次のとおりである。(消防組織法第 45 条に基づく登録部隊) [資料編 3-8-3 緊急消防援助隊岩手県大隊]

参考 3-27 緊急消防援助隊の出動



第9節 水防活動計画

○水害を警戒及び防ぎよし、またこれによる被害を軽減するための水防活動について定める。

主管部署	総務対策部、土木対策部、消防団
------	-----------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

洪水による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。

水防区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに事前配備体制の充実を図る。

水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
総務対策部	● 消防団の出動要請に関すること
土木対策部	● 水防対策全般に関すること ● 水防活動に関すること

1-3. 実施要領

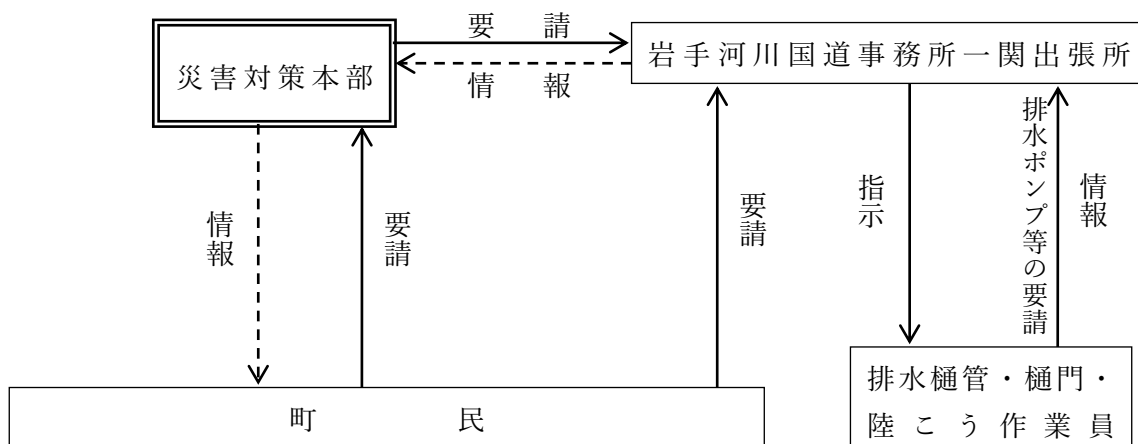
実施主体	内容
土木対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨及び洪水による水災を警戒し、又は防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第 32 条の 1 項の規定による「平泉町水防計画書」に定めるところにより実施する。 ● 水防計画に定めのない地域における豪雨による被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 小河川の永久橋に浮流物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずる。 (2) がけ崩れ等の事態により住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難、誘導等の警戒体制を十分にする。

1-4. 水防活動

(1) 情報の収集及び伝達

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨、洪水等に関する注意報若しくは警報を受領したときは、関係職員等に危険地域を巡視させ、状況の把握に努めるとともに関係機関に情報を伝達する。 <p style="text-align: right;">[参考 3-28 排水樋管・樋門・陸こうの情報伝達]</p>

参考 3-28 排水樋管・樋門・陸こうの情報伝達



(2) 水位、雨量の通報連絡

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨、洪水等に関する注意報若しくは警報を受領したときは、関係職員等に危険地域を巡視させ、状況の把握に努めるとともに関係機関に情報を伝達する。

(3) 堤防巡視及び警戒区域

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象状況の通知を受けたとき、又は自ら危険を予知したときは、所属職員、消防団員等により警戒班を編成し、堤防の巡視警戒にあたらせるとともに、河川の状況によりあらかじめ区域を決定して巡視警戒を厳重にし、水防体制を整える。

(4) 避難指示等

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨、洪水又は上流からの出水が予想され、危険地域住民を避難させる必要があるときは、「本編 第3章 第15節 避難・救出計画」に基づき実施する。

(5) 救助の実施

実施主体	内容
土木対策部、消防団	<ul style="list-style-type: none"> ● 負傷者、病者及び水死のおそれがある者を発見したときは、現地において救助し、最寄りの医療機関又は救護班に引渡して医療を実施する。

(6) 水防活動の実施

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 堤防の決壊、洪水等のおそれがある場合は、速やかに所属職員、消防団員等を水防活動にあたらせる。 ● 水防活動を実施するため、あらかじめ班を編成し実施体制を整えておく。

(7) 洪水警戒体制における情報伝達

実施主体	内容
総務対策部 広報班	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民に対し、孤禅寺水位・流量観測所の水位情報を、町防災行政無線及び広報車等により情報を伝える。

(8) 自衛隊災害派遣要請

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域内の被害が甚大であるため災害対策本部のみでは応急対策等の万全を期し得ないと認めるときは、「本編 第3章 第11節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に基づき自衛隊派遣を県本部長に要請する。

(9) 浸水対策用資機材の確保

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水対策用資機材の確保は、「本編 第2章 第11節 防災施設等整備計画」による。 ● 浸水対策用資機材の確保が町内で調達できない場合は、県本部長に対しあっせん要請を行う。

(10) 浸水防止応急復旧

実施主体	内容
土木対策部	● 河川等が崩壊した場合における応急復旧は、「本編 第4章 第3節 復興計画の作成 1-3」による。

第10節 県・市町村等応援協力計画

○人命又は財産を保護するため、災害時における相互の応援協力の手続等について定める。

主管部署	総務対策部、民生対策部
------	-------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

町は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力をを行う。

町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援に関すること ● 町の地域で発生した災害に係る防災関係機関の行う災害応急対策の応援に関すること
民生対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 義援金の保管に関すること ● 義援物資の受付、保管、配分に関すること

1-3. 実施要領

(1) 市町村の相互協力

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」（資料編3-10-1）に基づき、相互に応援協力する。 [資料編 3-10-1 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定] ● 応援調整市町を通じて、応援要請を行う。 [参考 3-29 市町村への応援要請]

参考 3-29 市町村への応援要請

【応援調整市町】

地域名	構成市町	応援調整市	
		正	副
両磐	一関市、平泉町	奥州市	陸前高田市

【応援の種類】

- ① 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- ② 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③ 被災者の救出、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- ④ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑤ 災害応急活動に必要な職員等の派遣
- ⑥ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ その他、特に要請のあった事項

【被災市町村】

次の事項を明らかにして、電話、FAX等により要請し、後日文書を提出する。

- ① 被害の種類及び状況
- ② 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ③ 応援を希望する職種別人員
- ④ 応援場所及び応援場所への経路
- ⑤ 応援の期間
- ⑥ その他参考事項

【その他の相互応援】

ほかに町が相互応援協定を締結している市町村等については、それぞれの協定に基づき、相互に応援協力する。

[資料編 3-10-2 平泉町一関市消防相互応援協定]

[資料編 3-10-3 岩手県防災ヘリコプター応援協定]

[資料編 3-10-4 岩手・宮城県際市町災害時相互応援協定書]

[資料編 3-10-5 愛知県幸田町との災害時における相互応援に関する協定書]

相互応援協定は、おおむね次の事項を定める。

- | | |
|--------------|--------------------|
| ① 連絡の窓口 | ⑤ 応援の自主出動 |
| ② 応援調整市町村の設置 | ⑥ 応援経費の負担 |
| ③ 応援の種類 | ⑦ 資料の交換 |
| ④ 応援要請の手続 | ⑧ その他協定の実施に必要な施行細目 |

(2) 県による市町村応援

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として、一関地方支部長を通じて、県本部長に応援を求める。被災市町村に代わって県本部長に応援を求めることができる市町村にあっても、同様とする。 ● 応援要請は、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。 <p style="text-align: right;">[参考 3-30 県への応援要請]</p>

参考 3-30 県への応援要請

- ① 被害の種類及び状況
- ② 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ③ 応援を希望する職種別人員
- ④ 応援場所及び応援場所への経路
- ⑤ 応援の期間
- ⑥ その他参考事項

(3) 防災関係機関の相互協力

実施主体	内容
防災関係機関の長	<ul style="list-style-type: none"> ● 県本部長に対して、応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合、又は市町村若しくは他の防災関係機関等の応援のあっせんを依頼しようとする場合は、本部長を通じて県本部防災課総括課長に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。 <p style="text-align: right;">[参考 3-31 防災関係機関への応援要請]</p>
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。 ● 相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

参考 3-31 防災関係機関への応援要請

- ① 被害の種類及び状況
- ② 応援を希望する機関名（応援のあっせんを求める場合のみ）
- ③ 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
- ④ 応援場所及び応援場所への経路
- ⑤ 応援の期間
- ⑥ その他参考事項

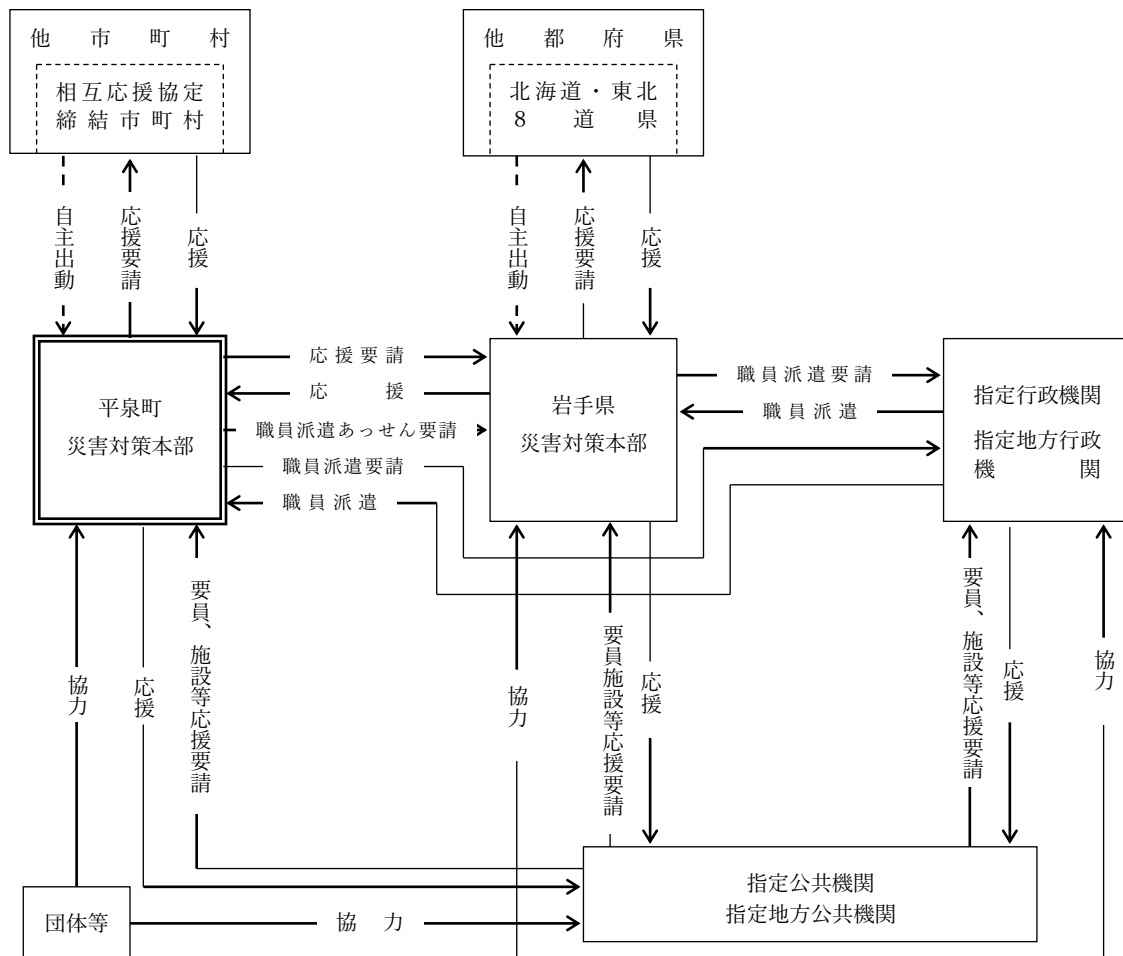
(4) 団体等との協力

実施主体	内容
町、 防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● その所管事務に係る団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。 <p>[資料編 3-10-6 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書] [資料編 3-10-7 災害時における応急対策用燃料の調達等に関する協定書] [資料編 3-10-8 災害時の協力に関する協定書] [資料編 3-10-9 災害に係る情報発信等に関する協定] [資料編 3-10-10 災害時における飲料の確保に関する協定] [資料編 3-10-11 災害時における電動車両等の支援に関する協定書]</p>

(5) 経費の負担方法

- ① 国、都道府県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。
- ② その他の防災関係機関、団体等が町に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互協議して定める。

災害時における相互応援体制



第11節 自衛隊災害派遣要請依頼計画

○災害時において人命又は財産を保護するため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する場合の手続及び派遣内容等について定める。

主管部署	総務対策部
------	-------

1. 実施計画

1-1. 実施計画

災害応急対策のため、自衛隊法第 83 条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請依頼する場合の手続等は、この計画に定めるところによる。

本部長は、災害応急対策のため、自衛隊の派遣の要請依頼を決定したときは、自衛隊に対する災害派遣要請依頼を県本部長に行う。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
総務対策部	● 自衛隊の災害派遣要請依頼及び受入れに関すること

1-3. 災害派遣の基準

(1) 災害派遣の基準

項目	内容
要請派遣	● 災害に際して、県本部長等が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予防派遣	● 災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合
自主派遣	● 大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っている場合は、時機を失すと認められる場合

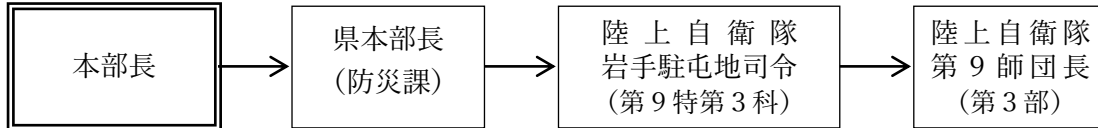
(2) 災害派遣要請依頼の基準

災害派遣要請を依頼する場合は、人命又は財産の保護のため、自衛隊の部隊組織による活動又は自衛隊が保有する機動力、機械力の活用が必要であり、若しくは効果的であると認める場合等とする。

1-4. 災害派遣の要請手続

(1) 要請の系統

自衛隊の災害派遣要請を行う場合の系統は次のとおりである。



注 本部長等は、人命の緊急救助等特に緊急を要する場合で、上記の要請系統を経る時間的余裕のないときは、直接指定部隊等の長に状況について通報することができる。

自衛隊の災害派遣指定部隊

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む）
陸上自衛隊	第9師団長	第3部長 青森（017）781-0161 内線 260	師団当直長 青森（017）781-0161 内線 301、302
	岩手駐屯地司令	第9特科連隊第3科 滝沢（019）688-4311 内線 235、363	駐屯地当直司令 滝沢（019）688-4311 内線 202、302

(2) 災害派遣の要請

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に際しその救援及び応急復旧が、防災機関では明らかに能力が不足するか又は時期を失すると判断した場合、若しくは自衛隊の人員、装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、次に掲げる事項を記載した文書を提出する。この場合において、本部長は、必要に応じ、その旨及び地域の災害の状況を自衛隊に通知する。 [資料編 3-11-1 災害派遣撤収要請依頼書] [参考 3-32 災害派遣要請依頼書] ● 県本部長に対し災害派遣要請をするよう求めた場合は、災害対策基本法第68条第1項後段の規定により、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。 ● 災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手續に準じて、県に変更の手續を申し出る。 ● 通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。 ● 前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

参考 3-32 災害派遣要請依頼書

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、航空機の概数等） |
|--|

(3) 撤収の要請

実施主体	内容
本部長	● 自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を依頼する。
県本部長	● 撤収要請の依頼を受けた場合は、撤収要請を行う。

[資料編 3-11-1 災害派遣撤収要請依頼書]

1-5. 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。 (1) 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。 (2) 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を設置する。 (3) 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備する。 (4) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、連絡調整を図る。 <p style="text-align: right;">[参考 3-33 災害派遣部隊との連絡調整]</p>

参考 3-33 災害派遣部隊との連絡調整

- ① 災害情報の収集及び交換
- ② 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、機関、地区等についての調整
- ③ 町が保有する資機材等の準備状況
- ④ 自衛隊の能力、作業状況
- ⑤ 他の災害復旧機関等との競合防止
- ⑥ 関係市町村相互間における作業の優先順位
- ⑦ 宿泊及び経費分担要領
- ⑧ 撤収の時期及び方法

(2) 作業の分担

実施主体	内容
各主管部長	● 災害派遣部隊と緊密な連携の下に効率的な作業の遂行を図る。

(3) 他の災害復旧機関等との調整

実施主体	内容
総務対策部	● 作業に関係する他の災害復旧機関等との競合を防止するため、事前に協議を行い調整を図る。

(4) 宿泊施設等の準備

実施主体	内容
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害派遣部隊の宿泊施設は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 町内の小・中学校その他町の管理する施設 (2) その他本部長が必要と認めた施設

(5) 町民の協力

実施主体	内容
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民が積極的に協力し、作業の推進に寄与するよう努める。

(6) ヘリコプターの受入れ

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合においては、準備を行う。 <p style="text-align: right;">[参考 3-34 ヘリコプターの受入れ]</p>

参考 3-34 ヘリコプターの受入れ

【事前の準備】

- ① ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- ② ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- ③ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度（岩手県災害対策用地図）によりヘリポート位置を明らかにする。
- ④ 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

【受入れ時の準備】

- ① 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- ② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ、撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。
- ④ ヘリポート付近の町民に対して、ヘリポートの離発着について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

1-6. 災害派遣に伴う経費の負担

- ① 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、町が負担する。
- (ア) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
 - (イ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
 - (ウ) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費
 - (エ) 有料道路の通行料
- ② 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

第12節 防災ボランティア活動計画

○大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な応急措置の実施に防災ボランティアの協力が必要となる場合における受入れについて定める。

主管部署	民生対策部、総務対策部
------	-------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

防災ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

被災地における防災ボランティア活動に対するニーズの把握に努める。

防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その受入体制の整備に努める。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
民生対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災ボランティアの受入体制の整備 ● 防災ボランティア活動に対するニーズの把握 ● 防災ボランティア活動に関する情報の提供 ● 防災ボランティア活動に対する支援 ● 防災ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部平泉分区並びに平泉町社会福祉協議会との連絡調整
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織など関係団体との連絡調整

1-3. 実施要領

(1) 防災ボランティアに対する協力要請

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災地において、防災ボランティアのニーズの把握に努める。 ● 災害時において、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日本赤十字社岩手県支部平泉分区、平泉町社会福祉協議会等と連携して、防災ボランティアに対して協力を要請する。 ● 町の防災ボランティアのほか、さらに多くの防災ボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して情報提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。 <p style="text-align: right;">[参考 3-35 防災ボランティアに対する協力要請]</p>

参考 3-35 防災ボランティアに対する協力要請

- ① 防災ボランティアの活動内容及び人数等
- ② 防災ボランティアの集合日時及び場所
- ③ 防災ボランティアの活動拠点
- ④ 防災ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
- ⑤ その他必要な事項

(2) 防災ボランティアの受入れ

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会、被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。 ● 災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみ等の収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。 ● 平泉町社会福祉協議会と連携をとりながら災害時において防災ボランティアの受付を行い、オリエンテーションを行う。 <p style="text-align: right;">[参考 3-36 防災ボランティアに対するオリエンテーション]</p>

参考 3-36 防災ボランティアに対するオリエンテーション

- ① 防災ボランティア活動の内容
- ② 防災ボランティア活動の期間及び活動区域
- ③ 防災ボランティア活動のリーダー等の氏名
- ④ 防災ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）
- ⑤ 被害状況、危険箇所等に関する情報
- ⑥ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
- ⑦ その他必要な事項

(3) 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

① 炊き出し	⑪ 話し相手
② 清掃	⑫ 引っ越し
③ 後片付け	⑬ 物資仕分け
④ 安否確認、調査活動	⑭ 洗濯サービス
⑤ 入浴サービス	⑮ シート張り
⑥ 募金活動	⑯ 負傷者の移送
⑦ 介助	⑰ 物資搬送
⑧ 避難所の運営	⑱ 移送サービス
⑨ 給食サービス	⑲ その他、応急危険度判定、医療、無線等の
⑩ 理容サービス	専門的知識、技術を活かした活動

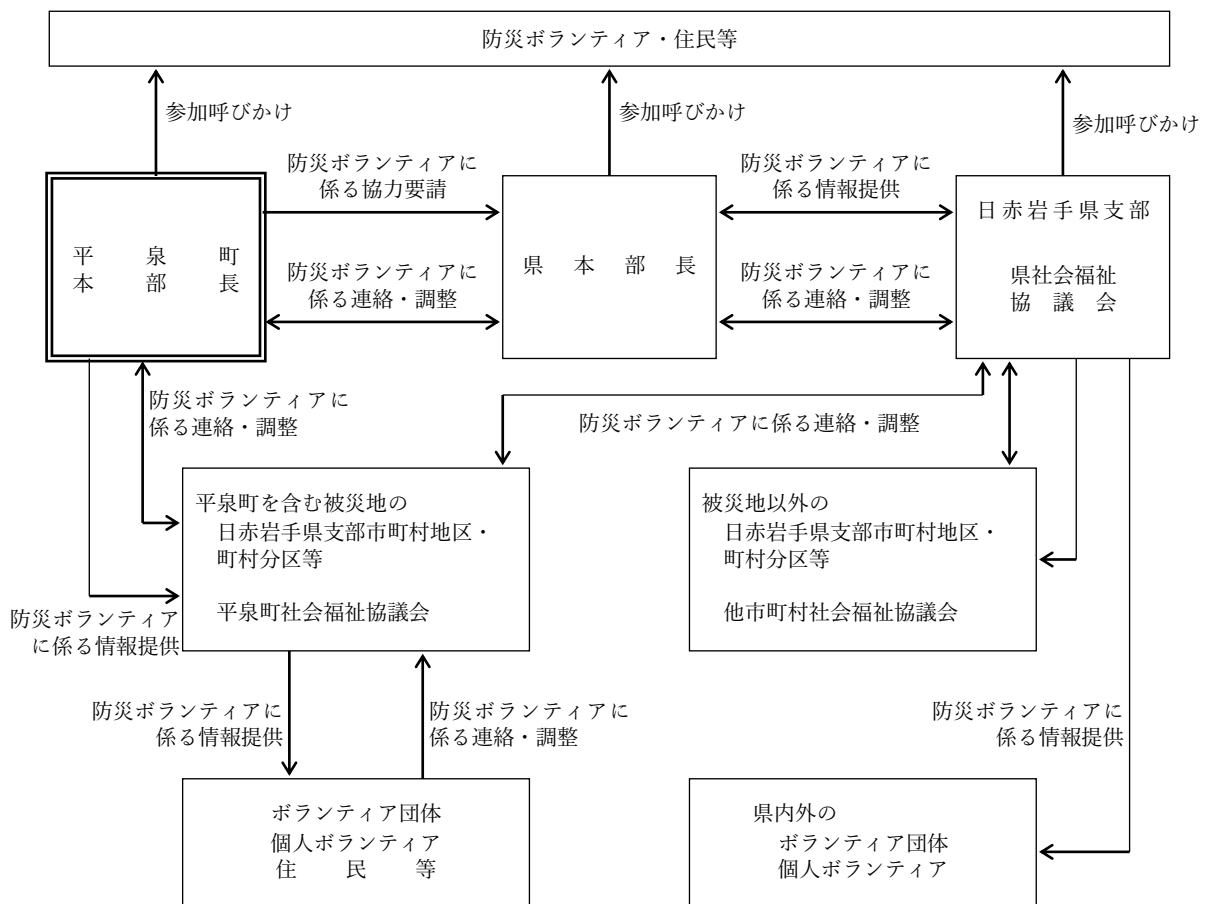
1-4. 奉仕団体の活動基準

項目	内容
編成	<ul style="list-style-type: none"> ● 奉仕団は、災害応急対策に奉仕するおおむね次の団体で構成される。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 日本赤十字社奉仕団 (2) 青年団体 (3) 女性団体 (4) 町内行政区 (5) 高等学校生徒 (6) 中学校生徒 (7) 自主防災組織（各地区自主防災会、婦人消防協力隊） (8) その他 ● 奉仕団に名称を付し、団長、副団長、班長等を置き、従事する奉仕活動の実態に即した編成をする。
奉仕作業	<ul style="list-style-type: none"> ● 奉仕団に奉仕させる作業の内容は、主として次の作業とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 炊き出し、その他の災害救助作業 (2) 清掃作業 (3) 消毒作業 (4) 災害対策用物資の輸送及び配分作業 (5) 上記の作業に類した作業 (6) 軽易な事務の補助 ● 奉仕団を作業に従事させるときは、当該団体の構成員、人員数を考慮して最も適した作業にあたらせ、特に女性、生徒等によって構成される奉仕団には、身体的危険を伴うおそれのある作業に従事させないようにする。

項目	内容
奉仕団員に対する補償	● 奉仕団員が本部長の指示に基づき、災害応急対策奉仕作業に従事し、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者が、これらの原因によって受ける損害を、災害対策基本法第84条の規定する損害補償の例に準じて町は補償の措置を講ずる。

[参考 3-37 防災ボランティア活動に係る連絡調整図]

参考 3-37 防災ボランティア活動に係る連絡調整図



第13節 義援物資・義援金の受付け・配分計画

○災害における被災者の生活安定を促進する救援対策について定める。

主管部署	総務対策部
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

災害時において、被災者に対し県内外から寄せられる義援物資及び義援金について、その受入れ態勢及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
総務対策部	● 義援物資及び義援金の募集、受付及び配分

1-3. 実施要領

(1) 義援物資

1) 義援物資の受付

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握の上、県本部長に報告する。 ● 義援物資の受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。 ● 送付された義援物資を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

2) 配分及び輸送

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 県本部で受け付けた義援物資の被災町に対する配分は、県本部において決定し、町の指定する場所に輸送し、引き受ける。 ● 県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被災者に配分する。

(2) 義援金

1) 義援金の受付

項目	内容
本部長	● 送付された義援金を受け付け、被災者に配分されるまでの間、適切に保管する。

2) 配分

項目	内容
本部長	● 受け付けた義援金の配分については、義援金収集体等を構成員として組織する義援金配分委員会（仮称）において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

(3) 海外からの支援の受入れ

項目	内容
本部長	● 受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県本部長と連携を図る。

第14節 災害救助法の適用計画

○災害救助法の適用に関する事項について定める。

主管部署	民生対策部、関係各部
------	------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

災害時に、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用し、法に基づく救助を実施する。

法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動にあたるが、救助を迅速に行う必要がある場合、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を県本部長は本部長に委任する。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
民生対策部	● 災害救助法の適用手続きに関すること。
関係各部	● 本部長が実施する救助

1-3. 法適用の基準（昭和29.7.7厚発社88号適用基準）

法による救助は、町の区域に、原則として同一原因による災害によって町の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- ① 町の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、下記のいずれかに該当する場合

[参考 3-38 被害世帯に該当する基準]
- ② 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別な事情があり、かつ、被害世帯が多数である場合、被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
- ③ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当する場合
 - (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - (イ) 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

参考 3-38 被害世帯に該当する基準

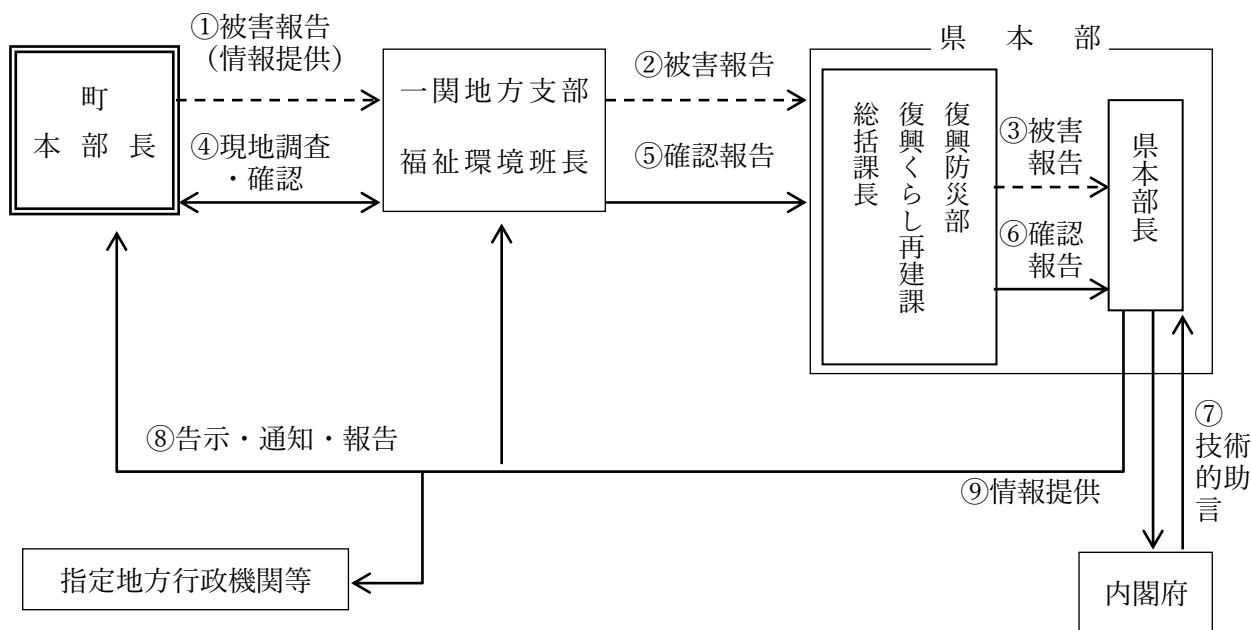
市町村	人口区分	法適用基準		小災害内規運用基準 (滅失世帯)
		市町村人口に応じた滅失世帯 (令1-1-1)	県内 1,500 世帯滅失で 市村人口に応じた滅失世帯 (令1-1-2)	
平泉町	5,000人以上 15,000人未満	40世帯以上	20世帯以上	20世帯以上 40世帯未満
<ul style="list-style-type: none"> ● 県内において、7,000 世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯が滅失した場合 (令1-1-3) ● 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合 (令1-1-4) 				
<p>注) 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。</p> <p>① 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする。</p> <p>② 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とする。</p> <p>③ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)によるものとする。</p>				

(人口は、令和2年国勢調査に基づく)

1-4. 法適用の手続

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨について一関地方支部福祉班長を通じて県本部長に情報提供する。 ● 法の適用基準となる被害世帯数については、「本編 第3章 第4節 情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準(資料編3-4-1)によるものとし、被害状況を取まとめの上、「人的及び住家被害報告」により、一関地方支部福祉班長を通じて県本部長に情報提供する。 <p style="text-align: right;">[資料編 3-4-1 被害状況判定の基準] [資料編 様式 2 人的及び住家被害報告] [参考 3-39 災害救助法適用の手続]</p>

参考 3-39 災害救助法適用の手続



1-5. 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節
避難所の設置	第15節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の供与	第19節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
炊き出しその他による食品の給与	第17節「食料、生活必需品等物資供給計画」
飲料水の供給	第18節「給水計画」
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第17節「食料、生活必需品等物資供給計画」
医療、助産	第16節「医療・保健計画」
被災者の救出	第15節「避難・救出計画」
被災した住宅の応急修理	第19節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
学用品の給与	第24節「文教対策計画」
遺体の搜索	第22節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」
遺体の埋葬、処理	
障害物の除去	第21節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び賃金職員等雇上費	第23節「応急対策要員確保計画」

1-6. 救助の種類、程度、期間等

救助の種類、程度、期間等は、資料編3-14-1のとおりである。

[資料編 3-14-1 救助の種類、程度、期間等]

第15節 避難・救出計画

○大規模災害の発生等に伴う組織的な避難、救出対策について定める。

主管部署	総務対策部、民生対策部
------	-------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

災害発生時および発生のおそれがある場合において、町民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示等を伝達するとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら避難誘導を行う。

救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。

被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

1-2. 実施責任者及び担当部

(1) 避難指示等

実施主体	内容
総務対策部	● 地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 (水防法第29条、災害対策基本法第60条)

(2) 警戒区域の設定

実施主体	内容
総務対策部	● 警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 (災害対策基本法第63条)

(3) 救出

実施主体	内容
総務対策部	● 災害により生命及び身体が危険な状態にある者、若しくは生死が不明の状態にある者の搜索又は救出

(4) 避難所の設置、運営

実施主体	内容
民生対策部	● 避難所の設置及び運営

1-3. 避難指示等

(1) 避難指示等の類型

区分	発令時の状況	町民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生するおそれがある状況。 ● 災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者等※は危険な場所から避難を開始（立退き避難又は屋内安全確保）。 ● 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難を開始。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生するおそれが高い状況。 ● 災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）を開始。
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生又は切迫している状況。 ● 居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保を開始。

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者。

(2) 避難指示等の発令基準

1) 洪水等

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 北上川上流洪水予報のうち、はん濫警戒情報が発表されたとき。 ● 洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現したとき。 ● 堤防に軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。 ● 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）。 ● 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや町民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断したとき。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 北上川上流洪水予報のうち、はん濫危険情報が発表されたとき。 ● 洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現したとき。 ● 堤防に異常な漏水、侵食等が発見されたとき。 ● 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）。 ● 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令）。 ● 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや町民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断したとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 北上川上流洪水予報のうち、はん濫発生情報が発表されたとき。 ● その他河川の水位が堤防高に到達したとき。 ● 洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現したとき。 ● 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。 ● 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。 ● 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき。 <p>（災害発生を確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 堤防の決壊や越水、溢水が発生したとき（氾濫の発生が把握できたとき）。 ● 近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや町民からの通報による地域情報等から、さらに浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断したとき。

2) 土砂災害

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報）となったとき。 ● 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される時。 ● 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）に切り替える可能性が高い旨に言及されているときなど）（夕刻時点で発令）。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき。 ● 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報）となったとき。 ● 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時（夕刻時点で発令）。 ● 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される時（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令）。 ● 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき。 ● 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報）となったとき。 <p>（災害発生を確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害の発生が確認されたとき。

(3) 避難指示等の内容

本部長は、次の内容を明示して、避難指示等を行う。

① 発令者	⑤ 避難対象者及びとるべき行動
② 避難指示等の日時	⑥ 避難先
③ 避難指示等の理由	⑦ 避難経路
④ 避難対象地域	⑧ その他必要な事項

(4) 避難指示等の周知

1) 地域住民等への周知

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。 ● 危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
実施責任者	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示等の内容を、町防災行政無線をはじめ、Lアラート、テレビ、ホームページ、公式 SNS、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。 ● 本町の文化財、観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、あらかじめ伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。 [参考 3-40 避難指示等の地域住民への伝達方法] ● 災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。 ● 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。 ● 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。 ● 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。 ● 感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する。（分散避難） [参考 3-41 避難指示等に使用する信号の種類及び内容]

参考 3-40 避難指示等の地域住民への伝達方法

- ① 町防災行政無線による伝達
- ② サイレンの吹鳴、警鐘の打鐘による信号
- ③ 広報車及び消防車等による伝達
- ④ 電話による伝達
- ⑤ 口頭（メガホン）による伝達
- ⑥ 拡声器による伝達
- ⑦ ラジオ、テレビ放送
- ⑧ その他あらゆる伝達手段の利用

参考 3-41 避難指示等に使用する信号の種類及び内容

災害の種類	種類及び内容		摘要
	鐘音	サイレン	
火災	(連点) ○—○—○—○—○	3秒2秒3秒2秒3秒 △ △ △	近火信号をもって避難信号とする。
水災	(連点) ○—○—○—○—○	3秒2秒3秒2秒3秒 △ △ △	水防法に基づく避難信号

2) 携行品等に対する措置

避難のために立退きを勧告し、又は指示するにあたり、立退きする者の携行品については、次により措置する。

項目	内容
緊急に立退かせる必要があると認める場合	● 現金、貴金属以外の物は、日用品、身の回り品の最小限度の物とするよう指示する。
立退きに時間的余裕がある場合	次の程度の物品を携行するよう勧告する。 ● 寝具-----必要最小限度の毛布、ふとん等 ● 外衣及び肌衣-----着替一揃い程度 ● 身の回り品-----靴、履物、雨具 ● 日用品-----洗面具、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等 ● その他-----応急医薬品等

3) 関係機関相互の連絡

実施主体	内容
本部長	● 避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。 [参考 3-42 報告又は通知事項] [参考 3-43 法令に基づく報告又は通知義務]

参考 3-42 報告又は通知事項

① 避難指示等を行った者	④ 避難対象地域
② 避難指示等の理由	⑤ 避難先
③ 避難指示等の発令時刻	⑥ 避難者数

参考 3-43 法令に基づく報告又は通知義務

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
町長	知事	災害対策基本法第 60 条第 4 項
知事	公示	災害対策基本法第 60 条第 5 項
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第 25 条
水防管理者 知事又はその指示を受けた職員		水防法第 29 条
警察官	町長	災害対策基本法第 61 条第 3 項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第 4 条第 2 項
警察官	大臣の指定する者	自衛隊法第 94 条第 1 項

(5) 避難の方法

① 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合、その他特別の事由がある場合に限る。
② 避難は、できるだけ、事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(6) 避難の誘導

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ、避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。 ● 消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）の避難を優先する。
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。 ● 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難 (2) 在宅の高齢者、障がい者等の避難 ● 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、「本編 第3章 第11節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に定めるところによる。 ● 避難道路には、職員及び消防団員等を配置して誘導にあたらせる。 ● 避難道路に誘導標識を設置していないときは、早急に順路を示す標識等を行う方法を講ずる。 ● 避難誘導に当たっては、できるだけ安全な経路を選んで誘導する。

(7) 避難者の確認等

実施主体	内容
職員、 消防団員、 民生委員等	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険な場合を除き、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。 <p style="text-align: right;">[参考 3-44 避難者等に関する確認事項及び救出等]</p>

参考 3-44 避難者等に関する確認事項及び救出等

<p>【避難場所（避難所）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難した町民等の確認 ② 特に、自力避難が困難な避難行動要支援者の安否の確認 <p>【避難対象地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認 ② 避難が遅れた者等の避難誘導、救出
--

(8) 避難経路の確保

実施主体	内容
本部長	● 避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全性を確保する。
警察	● 避難経路を確保するため、必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。

(9) 避難支援従事者の安全確保

実施主体	内容
本部長	● あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援従事者の安全の確保を図る。

(10) 住民等の自主避難

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民が自主的避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動の支援及び避難所予定施設開放等の措置を行う。 ● 避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに収容できるようにしておく。
住民等	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。 ● 危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の避難行動要支援者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

1-4. 警戒区域の設定**(1) 警戒区域の設定**

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。 [参考 3-45 警戒区域の設定事項] ● 災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

参考 3-45 警戒区域の設定事項

① 発令者	④ 警戒区域設定の地域
② 警戒区域設定の日時	⑤ その他必要な事項
③ 警戒区域設定の理由	

(2) 警戒区域設定の周知

実施主体	内容
本部長、 実施責任者	● 警戒区域設定の内容を、町防災行政無線を始め、Lアラート、テレビ、ホームページ、公式 SNS、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。
実施責任者	● 警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[参考 3-46 報告又は通知事項]

[参考 3-47 法令に基づく報告又は通知義務]

参考 3-46 報告又は通知事項

① 警戒区域設定を行った者	③ 警戒区域設定の発令時刻
② 警戒区域設定の理由	④ 警戒区域設定の地域

参考 3-47 法令に基づく報告又は通知義務

報告又は 通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	平泉町長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊 等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

1-5. 救出

(1) 救出班の編成

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、消防団員、消防職員、町職員、自主防災組織、地域の町民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。 ● 救出を要する者が多数あると認める場合は、その搜索、救出及び収容にあたらせるため、消防職員・団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。

(2) 救出の実施

- ① 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。
- ② 搜索の実施に当たっては、民生児童委員、地域の町民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。
- ③ 本部長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材及び工事中重機等を確保できない場合は、一関地方支部土木班、平泉地区建設業協会等の協力を得て、調達する。
- ④ 本部長は、孤立化した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。
- ⑤ 搜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、「本編 第3章 第11節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に定めるところによる。

(3) 救出したときの措置

実施主体	内容
救出班	<ul style="list-style-type: none"> ● 負傷者等を救出した場合は、医療班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。 ● 遺体を発見した場合は、「本編 第3章 第22節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、「本編 第3章 第14節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

1-6. 避難所の開設

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開設する。 ● 避難場所を開設した場合は、開設日時及び場所等について、住民等に周知する。 ● 避難場所の開設を地域の自主防災組織や行政区等と連携して行うなど、迅速な開設に努める。

1-7. 避難所の設置、運営

(1) 避難所の設置

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ定める避難計画に従い、避難所を設置した場合は、食料、飲料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。 ● 福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。 ● 町が設置する指定避難所をできる限り多く開設する。 ● 町が設置する避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により、避難所の確保に努める。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 隣接市長と協議し、当該市地域内に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借り上げて避難所を設置する。 (2) 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を避難所とする。 (3) 本部長は、所属職員の内から管理者を定め、当該避難所の運営にあたる。 ● 避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、県に報告する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 開設日時及び場所 (2) 開設箇所数及び各避難所の避難者数 (3) 開設期間の見込み ● 避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。 [資料編 3-15-1 避難場所及び避難所一覧表] ● 避難所の設置を地域の自主防災組織や行政区等と連携して行うなど、迅速な設置に努める。 [参考 3-48 避難所の設置に関する事項]

参考 3-48 避難所の設置に関する事項

【避難所での受入れの対象となる者】

- ① 災害により、現に被害を受けた者
 - (ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
 - (イ) 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
- ② 災害により、現に被害を受けるおそれのある者
 - (ア) 避難指示等をした場合の避難者
 - (イ) 避難指示等はないが、緊急に避難することが必要である者

【福祉避難所とは】

福祉避難所とは、一般の避難所では生活に支障を来たす避難行動要支援者が、生活相談や必要な生活支援を受ける等何らかの特別な配慮がされた、安心して生活ができる体制を整備した施設である。また、施設がバリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談のための職員等の確保が比較的容易である老人福祉施設、保健センター、宿泊施設等のほか、身近な福祉避難所として、公民館等のコミュニティ施設が考えられる。

【避難道路、避難場所及び避難所の選定】

- ① 避難道路は、緊急時における混乱を避けるため、あらかじめ家屋等の倒壊、土砂崩壊、河川の洪水その他危険発生のおそれのある箇所を避けて選定するものとし、誘導標識、誘導灯、誘導柵等を設けるとともに、避難に際して障害となるおそれのある施設、物件等を除去する。
- ② 避難場所は、学校のグラウンド、公園緑地等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。また、一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。
- ③ 突発的災害時において、町民等を緊急に避難させるため、避難所を選定しておく。この場合においては、特に次の事項に留意して選定する。
 - (ア) 災害の形態にもよるが、原則として第一次避難所は災害発生のおそれがない至近の安全な場所に緊急避難するものとし、次いで収容避難施設に避難する。
 - (イ) 水害の場合においては、小河川、沢、せき等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所とすること。

(2) 避難所の運営

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ定める避難計画に従い、避難所として指定した施設の管理者と協議を行い次の事項を定め避難所の円滑な運営に努める。この場合において、本部長は、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回等を実施するなど、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。 <div style="text-align: right; font-size: small;">[参考 3-49 避難計画で定める事項]</div> ● 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO等外部支援者等の協力が得られるよう努める。 ● 避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。 ● 避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。 ● 避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、以下の措置をとる。 <div style="text-align: right; font-size: small;">[参考 3-50 避難生活が長期化する場合にとるべき措置]</div> ● 関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。 ● 学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

参考 3-49 避難計画で定める事項

- ① 管理責任者
- ② 職員の動員体制及び事務分担
- ③ 災害対策本部及び各避難所との連絡手段
- ④ 食料、生活必需品等の物資の調達方法
- ⑤ 電気、上下水道等が損壊した場合の復旧方法
- ⑥ 医療機関との連携方法

参考 3-50 避難生活が長期化する場合にとるべき措置

- ① 避難者、住民組織、支援防災ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成
- ② 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
- ③ 生活相談、こころのケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
- ④ ホームヘルパー等による介護の実施
- ⑤ 保健衛生の確保
- ⑥ 避難所のパトロールの実施等による安全の確保
- ⑦ 可能な限りのプライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮
- ⑧ 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

(3) 災害救助法を適用した場合の避難所設置

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、「本編 第3章 第14節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

1-8. 帰宅困難者対策

実施主体	内容
本部長	● 帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所への受入れが必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への受入れを行う。
県本部長、本部長	● 災害の発生に伴い通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。

1-9. 避難所以外の在宅避難者に対する支援**(1) 在宅避難者の把握**

実施主体	内容
本部長	● 自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。
民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等	● 要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を本部長に提供する。

(2) 在宅避難者に対する支援

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 町役場における配布や在宅避難者等がいる集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。 ● 在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施、被災者生活支援に関する情報提供等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
総務対策部 広報班	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

1-10. 居住地以外の市町村へ避難する町民等に対する情報等の提供体制

居住地以外の市町村に避難する被災者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

1-11. 広域避難**(1) 県内広域避難**

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。
協議元市町村 本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
協議元市町村 本部長、協議先 市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ● 法に基づく報告又は通知を行う。
協議先市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。 ● 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
県本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

(2) 県外広域避難

実施主体	内容
協議元市町村 本部長	● 県外広域避難の必要があると認める市町村本部長（以下、本号中「協議元市町村本部長」という。）は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
県本部長、協議元市町村本部長	● 法に基づく報告又は通知を行う。
県本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本節中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。 ● 当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。 ● 協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。 ● 必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、避難者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

1-12. 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

実施主体	内容
協議元市町村 本部長※	<ul style="list-style-type: none"> ● 協議先市町村長に対し、避難者の受入れを協議する。 ● 当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。
協議先市町村長 ※	● 受け入れる被災者の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。
協議元市町村 本部長又は 協議先市町村長	● 法に基づく報告又は通知を行う。 [資料編 3-15-2 広域一時滞在に関する報告又は通知義務]

※協議先市町村長・・・応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長
協議元市町村本部長・・・災害の規模、避難者の受入状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた本部長

(2) 県外広域一時滞在

実施主体	内容
協議元市町村 本部長※	● 県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。
県本部長、協議 元市町村本部長	● 法に基づく報告又は通知を行う。

※協議元市町村本部長・・・県外広域一時滞在の必要があると認める本部長

(3) 他都道府県からの広域一時滞在受入れ

実施主体	内容
協議先市町村長 ※	● 被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。 ● 受入施設を決定し、提供する。
県本部長又は 協議先市町村長	● 法に基づく報告又は通知を行う。
県本部長	● 他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

※協議先市町村長・・・県本部長の協議を受けた本部長

(4) 広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制

県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

1-13. 住民等に対する情報等の提供体制

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。 ● 安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 ● 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。

実施主体	内容
県本部長、被災者を受け入れた市町村	● 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

1-14. 浸水想定区域の避難体制

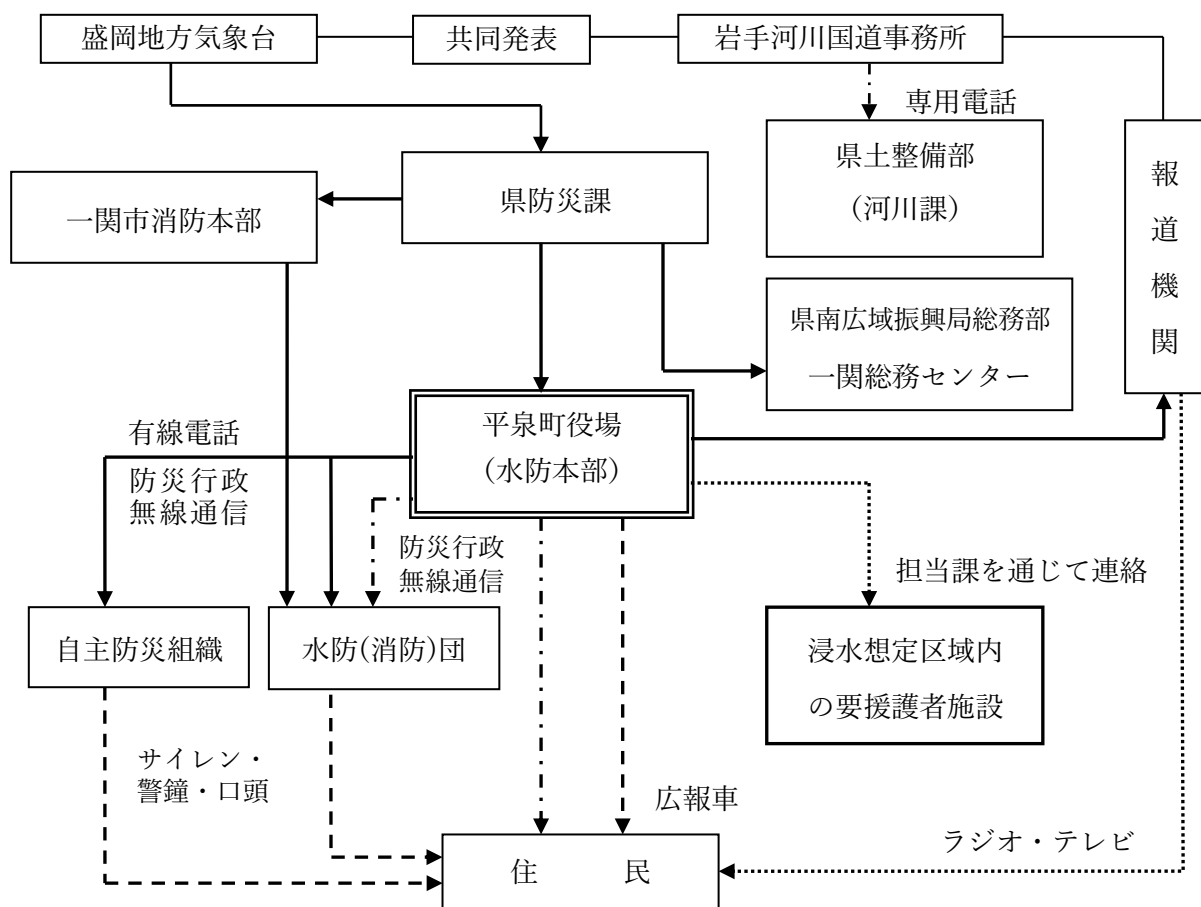
町は、水防法第14条及び第15条により、北上川、太田川、衣川の浸水想定区域について、平泉町防災マップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達方法、避難所等の避難措置について、住民への周知徹底を図る。

(1) 洪水予報等及び避難情報等の伝達方法

洪水予報等及び避難情報等は、町防災行政無線（固定式・半固定式（移動系））、広報車、電話、FAX、テレビ、ラジオなどにより、住民に対し確実に伝達する。

[参考 3-51 洪水予報伝達方法系統図]

参考 3-51 洪水予報伝達方法系統図



(2) 避難行動要支援者利用施設への伝達方法

主として避難行動要支援者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、FAX等による洪水予報等の伝達体制を整備する。避難行動要支援者施設の範囲は以下のとおりとする。また、避難行動要支援者施設一覧については、資料編3-15-3による。

[資料編 3-15-3 避難行動要支援者施設一覧表]

【避難行動要支援者施設の範囲】

- ① 老人福祉施設、救護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設等の社会福祉施設
- ② 医療施設（有床に限る。）
- ③ 幼稚園

1-15. 土砂災害警戒区域の避難体制

土砂災害警戒区域等の避難体制については、「本編 第2章 第18節 土砂災害予防計画 1-3」及び「1-4」を参照するとともに、情報伝達方法、伝達先については前記「1-14」に準ずる。

第16節 医療・保健計画

○災害のため生命及び身体が危険な状態にある者等の救急・医療、保健活動等の対策について定める。

主管部署	民生対策部、総務対策部
------	-------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

救急・救助の初動体制を確立し、災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMA T」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。

多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。

効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。

精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手D P A T」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。

被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。

動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
民生対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療・助産及び保健に関すること。 ● 救護所の設置に関すること。 ● 医療班の編成及び連携に関すること。 ● 医療薬品、衛生材料及び医療器材の確保に関すること。 ● 医療機関並びに医療関係者の動員に関すること。 ● 他の医療機関に対する応援要請に関すること。 ● 保健活動班の編成に関すること。
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 救助救出活動に関すること。

1-3. 初動医療体制

(1) 医療救護班・歯科医療救護班の編成

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、常時より医療班編成について町内の医療機関と協議を行いその体制整備に努めるとともに、県医師会班の編成による「医療班」と密接な連携を図る。 ● 災害の規模に応じて救急医療班の編成を行う。 [参考 3-52 救急医療班の担当する医療の範囲] [参考 3-53 救護所の設置基準] [参考 3-54 救急医療対象者の搬送に関する順位及び後方医療機関] ● 応急医療及び救護のため、国及び他の都道府県等並びに自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、それぞれ、「本編 第3章 第10節 県・市町村等応援協力計画」及び「第11節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に定めるところによる。

参考 3-52 救急医療班の担当する医療の範囲

項目	内容
診療	疾病の状態を判断するために行う聴診、打診、触診、視診、問診のほか特殊機械、器具による診察、薬剤（造影剤）による診察等
薬剤又は治療材料の支給	包帯、ガーゼ等治療のための直接的又は間接的に必要な消耗品、材料及び輸血用液等
処置及び手術等	包帯の巻替、薬の塗布、患部の洗浄、応急的人工呼吸、酸素吸入及び患部の切開、縫合及び切除等
看護	傷病者に対する治療のために必要な医学的世話ないし介護

参考 3-53 救護所の設置基準

- ① 災害現場に近く、かつ道路に面していること。
- ② おおむね負傷者 100 名につき 1 箇所とすること。
- ③ 開設に必要な資器材は次のとおりとすること。
 - (ア) 資材は、主に天幕、折たたみベッド、担架、毛布、机いす、標識、照明器具等
 - (イ) 医療用器材は、主に応急用包帯、ガーゼ、酸素ボンベ等
- ④ 救護所の標識は、できるだけ簡単に判別できるものを定めて広報しておくこと。

参考 3-54 救急医療対象者の搬送に関する順位及び後方医療機関

負傷者の 搬送順位	搬送する 車両等の 順位	搬送先順位	救急指定病院	
			名称	優先 ベッド数
1 重傷者	1 救急車	1 救急指定病院	県立磐井病院	—
2 中軽傷者	2 公用車	2 公的医療機関		
	3 借上車	3 その他の医療機関		
		4 公民館、学校等公共的施設		

※災害時における医療・健康管理活動の流れは「参考 3-56」による。

(2) 岩手DMATの派遣等

岩手DMATは、岩手DMAT運営要綱の規定に基づく県本部長の要請に応じて、あらかじめ指定された医療機関の長が派遣する。

【編成基準】

医師	1名以上
看護師	2名
事務職員兼運転手	1名

(3) 現場医療救護所及び救護所の設置

本部長は、被害の状況及び規模に応じて、災害現場に現場医療救護所を設置するほか、次の場所に救護所を設置する。

- | | | | |
|----------|-------|--------|----------|
| ① 緊急避難場所 | ② 避難所 | ③ 医療施設 | ④ 保健センター |
|----------|-------|--------|----------|

(4) 医薬品及び医療資機材の調達

実施主体	内容
本部長	● 必要な医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）を調達できない場合は、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。
本部長、 県本部長	● 地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手DMAT及び医療救護班が使用する医薬品等について、相互に供給を行う体制を整備する。
岩手DMAT	● 医薬品等は、岩手DMATが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。
救護所責任者	● 患者移送の必要を認めるときは、患者移送車の調達のため、速やかに必要な車両台数について、災害対策本部総務対策部に連絡する。

1-4. 傷病者の搬送体制

(1) 傷病者の搬送の手続

実施主体	内容
本部長、県本部長又はその他の関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 傷病者搬送の要請を受けた本部長、県本部長又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。
岩手DMAT、医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ● 傷病者の搬送を行う場合には、本部長、県本部長その他の防災関係機関と密接な連携を図る。 ● 傷病者の搬送は、原則として岩手DMAT又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、本部長、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。

(2) 傷病者の搬送体制の整備

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。 ● あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制の整備に努める。
本部長、県本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、県広域災害・救急医療情報システムを活用し、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。
本部長 (消防機関)、 一関警察署	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急医療対象者の救出、搬送について、自らの判断により必要と認める場合又は事故発生機関から要請があった場合は、災害の規模内容を検討し、直ちに必要な人員資機材等を現場に出動させ、救助にあたる。

1-5. 個別疾患体制

(1) 人工透析

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害による水道、電気等のライフラインが機能停止した場合は、県本部長と連携し、透析に必要な水及び医薬品等を確保して、透析施設に提供する。

(2) 難病等

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 難病患者等に使用する医薬品等の調達又はあっせんを県本部長に要請する。

1-6. 災害中長期における医療体制

(1) 健康管理活動の実施

実施主体	内容
本部長、 県本部長	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、「健康管理活動班」を編成し、健康管理活動を行う。 <p style="text-align: right;">[参考 3-55 健康管理活動班が行う業務]</p>

参考 3-55 健康管理活動班が行う業務

- ① 保健師2名の編成基準とする。
- ② 医療班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として、救護所の同一の場所に保健相談室を設置して行う。
- ③ 必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。
- ④ 健康管理活動班は、おおむね次の業務を行う。
 - (ア) 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア
 - (イ) 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育
 - (ウ) 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

1-7. 災害救助法を適用した場合の医療、助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、「本編 第3章 第14節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

[資料編 3-16-1 医療機関一覧表]

[資料編 3-16-2 助産機関一覧]

[資料編 3-16-3 歯科医療機関一覧]

[資料編 3-16-4 医療品販売店一覧]

[参考 3-56 災害時における医療・精神医療・健康管理活動の流れ]

[参考 3-57 救急医療対策に要する費用負担度分表]

参考 3-57 救急医療対策に要する費用負担度分表

救急医療対策に要する費用負担項目		大規模な火災の場合	大規模な交通事故の場合	大規模な工場災害の場合
治療に要する費用	診察	① 災害救助法が適用された場合はこれによる。	① 事故発生責任機関が負担する。	同左
	薬剤又は治療材料の支給	② ①が適用にならない場合は国民健康保険法等関係法により負担する。	② 災害救助法が適用された場合はこれによる。	
	処置、手術 その他の治療	③ ①、②により処理することができないものについては当該災害が発生した市町村において負担する。	③ ②が適用されない場合は国民健康保険法等関係法による。	
	病院又は診療所への収容		④ 上記①、②、③によることができずそれを放置することにより傷病者の生命身体が危険とみなされるときは災害が発生した市町村において負担することがある。	
	看護			
	移送			
遺体収容に要する費用	遺体検案料	同上	同上	同上
救出に要する費用	消防署、団員等の出動手当、その他人件費	町	同上	同上
	救出用資器材の損料等	同上	事故発生責任機関	同上

[資料編 3-16-6 業務分担表]

1-8. 愛玩動物の救護対策

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、以下の救護対策を講じる。また、関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 <p style="text-align: right;">[参考 3-58 愛玩動物に対する救護対策]</p>

参考 3-58 愛玩動物に対する救護対策

- ① 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
- ② 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。
- ③ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
- ④ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第17節 食料、生活必需品等物資供給計画

○災害時における被災者等に対する食料、生活必需品等の供給対策について定める。

主管部署	農林振興対策部、観光商工対策部、民生対策部
------	-----------------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

災害時において、被災者等に対する食料、被服、寝具等の生活必需品等及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。

災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

県、町その他の防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
農林振興対策部 観光商工対策部	● 食料品（主食、副食、調味料）の調達に関する事。
民生対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 炊き出しの手配及び給食に関する事。 ● 主食料の確保及び配給に関する事。 ● 副食及び調味料の配給に関する事。 （主食料及び副食等の確保については、農林振興・観光商工対策部との連携により実施する。） ● 被災者に対する物資の調達及び支給 （農林振興・観光商工対策部との連携により実施する。）

1-3. 実施要領

(1) 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。

- ① 避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
- ② 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
- ③ 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者
- ④ 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
- ⑤ 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とする者

(2) 物資の種類

- ① 物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて、支給する。
- ② 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- ③ 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- ④ 食料の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、難病患者・透析患者・その他の慢性疾患患者、食物アレルギーを有する者等に配慮する。
- ⑤ 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

(3) 物資の確保

実施主体	内容
<p>本部長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により前記1-3(1)に掲げる物資支給対象者が出たと認めるときは、別記資料3-17-1「世帯構成員別 被害状況」及び別記資料3-17-2「物資購入（配分）計画表」を作成し、購入する。 <small>[資料編 3-17-1 世帯構成員別 被害状況]</small> <small>[資料編 3-17-2 物資購入（配分）計画表]</small> ● 被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握する。 ● 物資等の調達確保については、町内業者及び農業協同組合等関係者から行う。町内において調達が困難な場合は、他の市町村長及び県本部長に調達のあっせんを求める。この場合、災害の状況により、物資等の引受場所を指定することができる。 <small>[資料編 3-17-3 米穀取扱業者等一覧表]</small>

(4) 物資の輸送及び保管

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 物資の保管に当たっては、必要に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。 ● 残余物資等があるときは、その保管を適切に行い、県本部長の指示を受けて処理する。 ● あっせんされた物資を輸送する。ただし、災害の規模又は態様により本部長が行うことが困難であると認めたときは県本部長が行う。 <p style="text-align: right;">[参考 3-59 輸送に当たっての留意点]</p>

参考 3-59 輸送に当たっての留意点

- ① 県内の輸送に当たっては、原則として自動車輸送とすること。
- ② 自動車輸送に当たっては、責任者が同乗し、輸送の安全を期すること。
- ③ 輸送物資の引渡しに当たっては、別記資料 3-17-4 の「災害救助用物資引渡書」を作成し、受領を明確にすること。

[資料編 3-17-4 災害救助用物資引渡書]

(5) 物資の支給等

項目	内容
物資の支給等	<ul style="list-style-type: none"> ● 物資は原則として支給するものとし、本部長が指定したものに限り貸与する。 ● 物資の支給には、受給者の便宜及び物資の適正な配分に留意し、町役場、物資集積・輸送拠点等における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。
食料の供給における留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部長は、あらかじめ、炊出し方法を定める。 ● 炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託して行う。 ● 炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、「本編 第3章 第11節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に定めるところによる。 ● 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に食料の供給ができないときは、本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

(6) 町民等への協力要請

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要と認めるときは、被災住民・自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

(7) 物資の需給調整

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。 ● 上記により物資の需要量と供給量を把握し、取りまとめの上、需給バランスの均衡を図り、必要とされる物資が中断なく支給されるよう努める。 ● 上記により物資の需要量と供給量を把握し、一関地方支部総務班長を通じて県本部長に報告する。

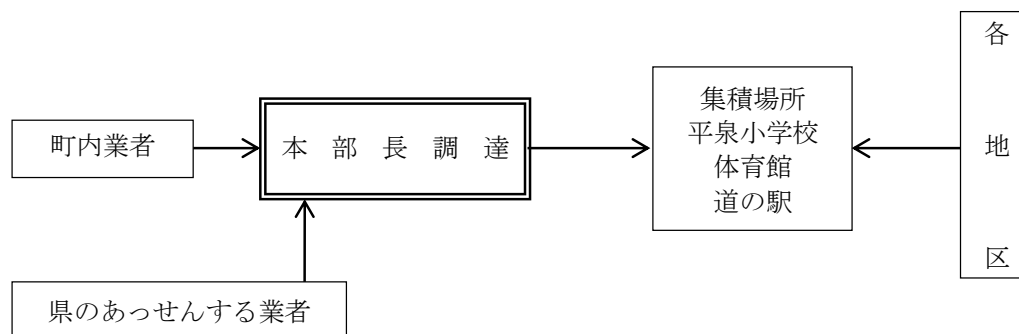
(8) 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、「本編 第3章 第14節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

1-4. 災害救助法が適用されない場合の被服、寝具、その他生活必需品等の給与又は貸与基準

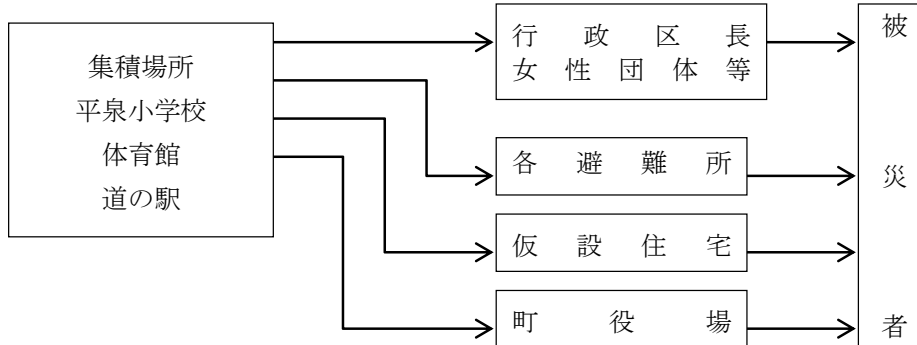
実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法は適用されないが、これに準ずる災害に際して必要であると認めるときは、前記1-3に掲げる基準に準じて日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品を失い又はき損し、災害により地域における物資の販売供給機構の混乱が生じ直ちに入手することのできない者に対して、一時的に生活を維持するに必要な程度の物資を供給して応急的な保護の措置をとる。

1-5. 物資の調達及び供給系統図



1-6. 物資の集積場所及び供給経路

(1) 供給経路



(2) 物資輸送に要する車両

大型 2台 小型 2台

(3) 配給の方法

- ① 救援物資は集積所に集積し、被災程度、被災者、人数等に基づく配給基準により配分する。(配給基準は担当の係より指示する。)
- ② 配分は被災地に配分所を設け、行政区長等の協力により被災者に配給する。

第18節 給水計画

○災害により機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。

主管部署	土木対策部
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
土木対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲料水の供給 ● 県本部長の指示に基づく生活用水の供給 ● 水道施設の応急復旧に関すること。 ● 水道施設の応急復旧資材の確保に関すること。 ● 水道施設の被害調査に関すること。

1-3. 給水

(1) 水源の確保

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、工業用水等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水班を編成し、給水業務を行わせるとともに、給水業務、飲料水の水質検査、汚染水の使用禁止・停止及び制限等の措置を行う。

(3) 給水応援の要請

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、以下の事項を明示し、一関地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。 <p style="text-align: right;">[参考 3-60 給水の応援要請時の伝達事項]</p>

参考 3-60 給水の応援要請時の伝達事項

① 給水対象地域	④ 給水機関
② 給水対象人数	⑤ その他参考事項
③ 職種別応援要員数	

(4) 自衛隊災害派遣要請依頼計画

給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、「本編 第3章 第11節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に定めるところによる。

1-4. 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に給水施設等の破損等の復旧のため、資材として、給・配水管、各種弁類、折損補修継手等最小限の確保をする。なお、復旧工事用機械とし、その他必要な資材、機械等は、町指定給水装置工事事業者から借り上げをする。 ● 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に給水施設の破損等の被害が予想されるときは、町指定給水装置工事事業者に対し、応急対策に必要な器具、機械等の保管、又は供給を求め、緊急調達にそなえる。 ● 応急給水用資機材の緊急調達を行う場合は、災害対策基本法 64 条 1 項の規定により調達する。 ● 調達した器具、機材を受領するときは、担当職員をして品名、数量等を確認して受領し、保管させる。

(2) 応援の要請

本部長は、前記（１）の措置によって応急給水用資機材を調達することが困難なとき、又は不十分なときは、次の事項を明示して、一関地方支部保健環境班長を經由して、県本部長に対して応援を求める。

- | |
|------------------|
| ① 応急給水用資機材の種別、数量 |
| ② 使用期限 |
| ③ 運搬先 |
| ④ その他参考事項 |

1-5. 給水の方法

給水は、被災地域の状況、給水対象人口等現地の実情により、給水可能地域、断水地域に区分し、おおむね次の方法により行う。

項目	内容
水道水の給水	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災した水道施設の復旧に努め、給水可能地域の拡大を図り、応急給水を行う。 ● 一関市との「災害等緊急時の応援給水に関する協定」に基づき、緊急時用連絡管により給水量の確保を図り、応急給水を行う。 ● 被災の状況に応じ、水源、浄水場及び適所に仮設給水栓を設置し直接給水及び搬送給水を行う。
水の消毒及び給水器具の衛生的処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ塩素剤により遊離残留塩素を $0.2\text{mg}/\ell$ 以上になるよう消毒する。 ● 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を $0.2\text{mg}/\ell$ 以上に確保する。 ● 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。
給水車等が運行可能な地域の給水	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、給水袋、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。
給水車等の運行不可能な地域における給水	<ul style="list-style-type: none"> ● 浄水基地を設け、浄水基地から直接給水を受けることのできる者には、給水袋、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。 ● 浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄化した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、舟艇又は軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。
医療施設等への優先的給水	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。 ● 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

1-6. 水道施設被害汚染対策

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。 ● 水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害をうけたときは、直ちに次の事項に留意して必要な措置を講じる。 ● 建設水道課の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示して一関地方支部保健環境班長を通じて県本部長に応援を要請する。 <p style="text-align: right;">[参考 3-61 水道施設の被害及び汚染に対する措置]</p>

参考 3-61 水道施設の被害及び汚染に対する措置

【給水施設の災害が発生し、又は発生するおそれのあるときの措置】

- ① 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。
- ② 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
- ③ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

【水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害をうけたときの措置】

- ① 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を講じる。
- ② 水道水が汚染され、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認められるときは、直ちに使用禁止の措置をとる。ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができると思われるときは、使用範囲の制限を行う。
- ③ 水道施設が被災し、又は水道水が汚染し飲料水の供給ができなくなったときは、直ちに必要な応急措置をとるとともに、本部長に被害の状況及び応急対策の方法等を報告する。

【建設水道課の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認め、応援を要請する際の明示する事項】

- ① 水道被害の状況（施設の破損、水道水の汚染状況）
- ② 給水対象地域
- ③ 給水対象世帯・人員
- ④ 人員、資材、種類、数量
- ⑤ 応援を要する期間
- ⑥ その他参考事項

1-7. 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

(1) 災害救助法の適用

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、「本編 第3章 第14節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

(2) 国庫負担の対象となる費用の限度

災害救助法に基づく、国庫負担の対象となる費用の限度については1人1日3リットル摂取するものとして、この量を供給するに必要な次の経費とする。

- | |
|-----------------------------------|
| ① 浄水器、その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費 |
| ② 浄水用の薬品及び資材費 |

(3) 給水期間

災害救助法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく給水期間は、次のとおりとする。

区分	給水期間
災害救助法適用の場合	● 災害発生の日から7日間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律適用の場合	● 生活用水供給源としての井戸、その他の施設が復旧し、汚染の危険性がなくなったときまで

(4) 期間の延長

実施主体	内容
本部長	● 災害救助法に基づく給水期間を延長しようとするときは、期間内に県本部長に申請し、県本部長が厚生労働大臣の承認を得たときは、その期間を延長する。

1-8. 上水道施設の防災配備要員

災害応急対策活動に必要な要員は、建設水道課の分掌事務をもって確保する。ただし、職員が被災し、確保できないときは、その他の職員及び町指定給水装置工事事業者に応援を求める。

[資料編 3-18-1 水道施設の区域]

[資料編 3-18-2 平泉町指定給水装置工事事業者]

第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

○災害時における被災者等の住宅の確保対策について定める。

主管部署	土木対策部
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

本部長は、災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。

本部長は、災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。

災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。

被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
土木対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災住宅の応急修理に関すること。 ● 応急復旧用住宅資材の確保に関すること。 ● 応急仮設住宅の供与に関すること。 ● 公営住宅への入居のあっせんに関すること。 ● 県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営 (要配慮者対策については、民生対策部と連携をとること。)

1-3. 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

応急仮設住宅の供与対象者は、次に掲げる被災者のうちから選定する。

- ① 住宅が全壊（焼）し、又は流失した世帯であること。
- ② 仮住居がなく、又は借家等の借り上げもできない世帯であること。
- ③ 自己の資力では住宅を確保することができないと認められる者であること。
 - (ア) 生活保護法による被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者
 - (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯
 - (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障がい者
 - (オ) 特定の資産のない勤労者
 - (カ) 特定の資産のない小企業者
 - (キ) 前各号に準ずる経済的弱者等

(2) 供与対象者の調査、報告

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅について被害確定の日から5日以内に前記（1）の対象者を応急仮設住宅入居者選定調査書（別紙様式）により調査する。 ● 前記による調査書を作成したときは、直ちに一関地方支部福祉班長を通じて県本部長に報告する。

(3) 建設場所の選定

- ① 本部長は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を指定する。
- ② 敷地は、公有地を優先して選定し、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。
- ③ 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。
- ④ 被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討し適地を選定する。
- ⑤ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 資材の調達

- ① 資材は、当該工事の請負業者の手持又は調達資材によることを原則とする。
- ② 請負業者に手持資材がないとき、又は調達困難と認めるときは、県本部長に確保のあっせん又は調達を依頼する。

(5) 応急仮設住宅の建設

項目	内容
設置数の基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置戸数は、災害救助法適用市町村単位の被害世帯戸数の3割以内とする。本部長又は一関地方支部福祉班長は、やむを得ない事情により3割を超え設置する必要があると認めたときは、県本部長に基準以上の建設を申請する。 ● 建設規模、構造等の基準は、要配慮者へ配慮する。 <p style="text-align: right;">[参考 3-62 応急仮設住宅の建設規模、構造等の基準]</p>
工事の期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事は、災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。
期間の延長	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部長は、災害の規模及び状況等により上記による期間を延長しようとするときは、期間内にその旨を県本部長に申し出、指示を得なければならない。

参考 3-62 応急仮設住宅の建設規模、構造等の基準

<p>① 面積の限度 規格1戸あたり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。</p> <p>② 費用の限度 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条の2の規定により知事が定める額とする。</p> <p>③ 設計、仕様内訳（資料編3-19-1）</p> <p style="text-align: right;">[資料編 3-19-1 災害応急仮設住宅建築工事設計書]</p>

(6) 応急仮設住宅の入居

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 県の実施する応急仮設住宅の入居者の選定に協力する。ただし、県知事より委任された場合は、本部長が行う。 ● 仮設住宅の入居者の決定に当たっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。 ● 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

(7) 応急仮設住宅の管理運営

本部長は、県の実施する応急仮設住宅の管理に協力する。

(8) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、「本編 第3章 第14節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

1-4. 住宅の応急修理供与

項目	内容
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住家が半壊、半焼、又は一部流失したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。 (2) 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯であること。 (3) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯であること。 ● なお、対象選定についての留意事項及び生活程度の例示については、本節1-3(1)③の供与対象者の項を参照する。
対象者の調査、選考	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部長は、住宅について被害確定の日から5日以内に上記の対象者を調査選考する。
修理の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 修理の範囲は、居所、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 ● 修理戸数は、災害救助法適用市町村単位の被害世帯数の3割以内とする。ただし、本部長は、被害の規模及び状況により、これを超えて応急修理を必要とするときは、県本部長に基準以上の修理を申請する。 ● 県本部長は、被災地域が数市町村に渡る場合において、市町村ごとの修理戸数を調整し、1市町村について3割を超えて応急修理を認めることがある。また、県全体において被災世帯数の3割を超えて修理する必要があるときは、厚生労働大臣に申請し、承認を得て修理戸数の限度を引き上げる。
修理期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生の日から1ヵ月以内とする。本部長は、1ヵ月以内に修理することができないと認められたときは、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が内閣総理大臣の同意を得たときは期間を延長する。
災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、「本編第3章第14節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

1-5. 公営住宅への入居のあっせん

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。 ● 公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等も含めて入居のあっせんを行う。 ● 要配慮者を優先的に入居させるよう配慮する。

1-6. 被災者に対する住宅情報の提供

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

1-7. 被災宅地の危険度判定

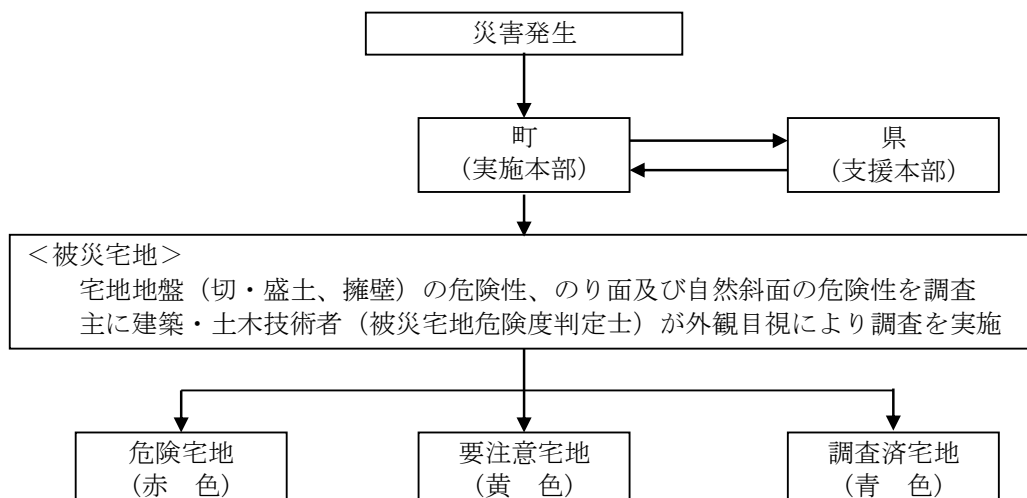
本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、事前に登録した被災宅地危険度判定士の協力を得て、次により被災宅地の危険度判定を行う。

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要と認めた場合、県本部長を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、被災宅地危険度判定を行う。 ● 判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。 <p style="text-align: right;">[参考 3-63 実施本部の業務（被災宅地の危険度判定）]</p>
被災宅地危険度判定士	<ul style="list-style-type: none"> ● 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。 ● 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。 ● 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。 ● 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。 <p style="text-align: right;">[参考 3-64 被災宅地の危険度判定]</p>

参考 3-63 実施本部の業務（被災宅地の危険度判定）

- ① 宅地に係る被害情報の収集
- ② 判定実施計画の作成
- ③ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- ④ 判定結果の調整及び集計並びに本部長への報告
- ⑤ 判定結果に対する町民等からの相談への対応
- ⑥ その他判定資機材の配布

参考 3-64 被災宅地の危険度判定



1-8. 被災建築物の応急危険度判定

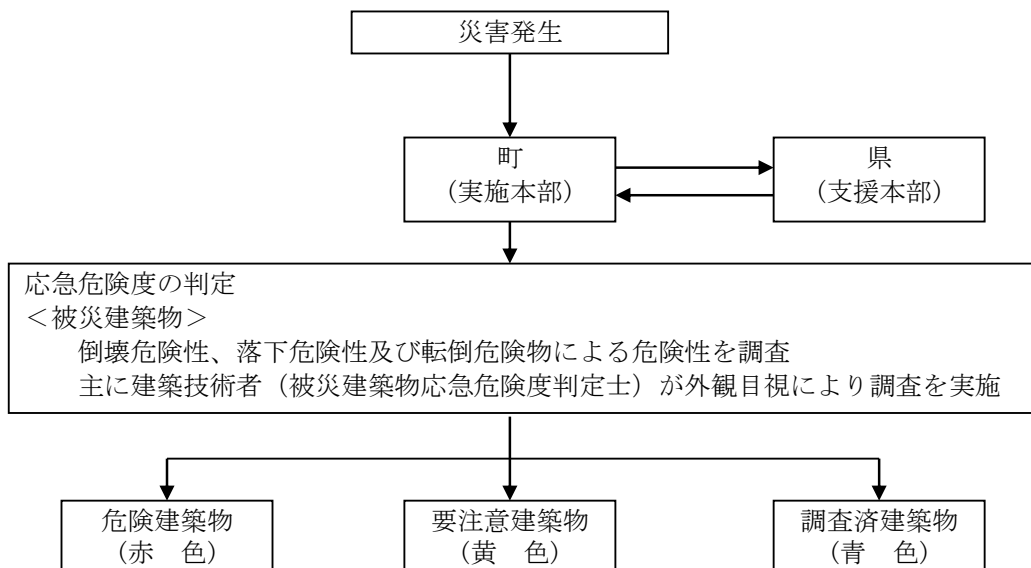
本部長は、災害により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）に基づき、措置を行う。 ● 判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。 [参考 3-63 実施本部の業務（被災宅地の危険度判定）]
被災建築物応急危険度判定士	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。 [資料編 3-19-2 応急仮設住宅入居者選定調査書] [参考 3-65 実施本部の業務（被災建築物の応急危険度判定）] [参考 3-66 被災建築物の応急危険度判定]

参考 3-65 実施本部の業務（被災建築物の応急危険度判定）

- ① 被災状況の把握
- ② 判定実施計画の策定
- ③ 県本部長への支援要請
- ④ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- ⑤ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- ⑥ 町民への広報
- ⑦ その他判定資機材の配布

参考 3-66 被災建築物の応急危険度判定



第20節 感染症予防計画

○災害時における被災者等の感染症予防について定める。

主管部署	民生対策部
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、必要な措置を講じる。
本部長は、災害により、感染症のまん延を防止するため関係機関との連携のもとに、必要な措置を講じる。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
民生対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 消毒班、疫学調査協力班の編成に関すること。 ● 疫学調査班への協力に関すること。 ● 感染症情報の収集及び広報活動に関すること。 ● 臨時予防接種の実施に関すること。 ● 消毒及びねずみ等昆虫駆除に関すること。

1-3. 感染症予防の実施体制

(1) 消毒班

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 所属職員による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。 <p style="text-align: right;">[参考 3-67 消毒班の編成基準]</p>

参考 3-67 消毒班の編成基準

区 分	人 員
衛生技術者	1名
事務職員	1名
作業員	3名
備考：医師を含めた場合は、医療班を兼務して編成できる。	

(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班

実施主体	内容
本部長	● 「疫学調査協力班」を編成し、疫学調査班に協力する。 [参考 3-68 疫学調査協力班]
県本部長	● 地方支部保健環境班において「疫学調査班」を編成する。

参考 3-68 疫学調査協力班

疫学調査班		疫学調査協力班	
区分	人員	区分	人員
医師	1名	—	—
看護師又は保健師	1名	看護師又は保健師	1名
助手	1名	助手	1名
備考：消毒班又は医療班を兼務して編成できる。		備考：消毒班を兼務して編成できる。	

(3) 感染症予防班

実施主体	内容
本部長	● 県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

1-4. 感染症予防用資機材の調達

実施主体	内容
本部長	● あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。 ● 町内において必要数量を調達することができないとき、又は困難なときは、一関地方支部保健環境班長を通じて県本部長にその調達又はあっせんを求める。 [参考 3-69 感染症予防用資機材調達又はあっせん要請時の伝達事項]

参考 3-69 感染症予防用資機材調達又はあっせん要請時の伝達事項

- ① 感染症予防用資機材の数量
- ② 送付先
- ③ 調達希望日時
- ④ その他参考事項

1-5. 感染症情報の収集及び広報

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症予防班、地区衛生組織、保健推進員、その他の関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の的確な把握に努める。 ● 「本編 第3章 第5節 広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症に関する広報を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 疫学調査、消毒の実施等被災者と接する機会を通じての広報を行う。 (2) 避難所、仮設住宅等の巡回を通じて被災者個々に広報を行う。

1-6. 実施方法

(1) 清潔方法（消毒班）

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び「本編 第3章 第21節 廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の町民に清潔方法を指導する。

(2) 消毒方法（消毒班）

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、同法施行規則第14条の定めるところにより、県本部長が指示した場所について消毒を実施する。

[参考 3-70 消毒の実施内容]

参考 3-70 消毒の実施内容

- ① 実施回数は、原則として床上浸水地域にあっては3回以上、床下浸水地域にあっては2回以上とする。
- ② 床上浸水地域、床下浸水地域及び必要と認められる地域に対しては、被災直後に行政区長、公衆衛生連合会等を通じてクレゾール、クロール石灰等を配布して、床、壁の拭浄、手洗設備及び便所の消毒等を行わせる。

(3) ねずみ族、昆虫等の駆除（消毒班）

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により県本部長が定めた地域内で、県本部長の指示に基づき同法施行規則第15条の規定に定めるところによりねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(4) 生活の用に供される水の供給（消毒班）

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき県本部長の指示に従い生活の用に供される水の供給を行うものとし、給水は「本編第3章第18節給水計画」の定めるところによる。 ● 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災であっても、井戸水、水道水の衛生的処理について指導する。

(5) 臨時予防接種（感染症予防班）

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症予防上必要があると認められたときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種法第6条の規定に基づいて、県本部長の指示に従い自ら臨時予防接種を実施する。 ● その実施ができないとき、又は困難なときは、県本部長にその実施を求める。

(6) 患者等に対する措置（疫学調査班及び疫学調査協力班）

本部長は、被災地域に感染症又はその疑いのある患者が発生したときは、次の措置をとる。

- ① 感染症予防班により患者輸送車、トラック、舟艇、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定病院に収容する。
- ② 交通途絶等のため感染症指定病院に収容することができないとき、又は困難なときは、被災地域以外の場所の感染症指定病院に収容する。
- ③ 止むを得ない理由により感染症指定病院に収容することができない患者等に対しては、感染症指定医療機関以外の医療機関であって、県本部長が適当と認める医療機関に収容する。

(7) 避難所の感染症予防指導等（主に感染症予防班及び疫学調査班）

本部長及び県本部長は、週に1回以上避難所を巡回し、次の方法により感染症予防指導等を行う。また、避難所における過密抑制に配慮する。

- ① 避難者の健康状況を1日1回以上確認する。
- ② 避難所の自治組織を通じて感染症予防についての指導の徹底を図る。
- ③ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。
- ④ 飲料水等については、消毒班又は一関地方支部保健環境班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。

(8) 健康診断

県の疫学調査班により、必要があると認める町民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項の規定に基づく健康診断を実施する。

第21節 廃棄物処理・障害物除去計画

○災害により発生したがれき（災害廃棄物）、障害物等の処理の対策について定める。

主管部署	民生対策部、土木対策部
------	-------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。

ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者等との連携を図る。

本部長は、被災町民の日常生活に直接障害となっている障害物又は災害廃棄物（以下、本節中「障害物」という。）及び道路、河川等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。

本部長は廃棄物の処理及び障害物の除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

1-2. 実施責任者及び担当部

(1) 廃棄物処理

実施主体	内容
民生対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 清掃班、し尿処理班及び死亡獣畜処理班の編成に関すること。 ● ごみの収集運搬及び処分に関すること。 ● し尿の収集運搬及び処分に関すること。 ● 死亡獣畜処理に関すること。 ● 屋外仮設便所の処置に関すること。

(2) 障害物除去

実施主体	内容
土木対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路障害物の除去に関すること。 ● 河川障害物の除去に関すること。

1-3. 廃棄物処理要領

(1) 廃棄物処理方法

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。 ● 災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。 ● 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療施設 (2) 社会福祉施設 (3) 避難所 ● 汚物、死亡獣畜等の処理を行うため、一関地区広域行政組合等の協力を得て所要の清掃班を編成する。 ● 清掃用車両は、総務対策部等に連絡の上、確保するものとし清掃班の作業員については、奉仕団の動員又は就労者を雇用する。 ● 関係機関と連携を図り、廃棄物処理を行う。 <div style="text-align: right; font-size: small;">[参考 3-71 廃棄物処理の内容]</div> ● 災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業系一般廃棄物について、自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する。 ● 自己処理又は委託処理が困難なときは、一関地方支部保健環境班長に報告し、処理方法について指示を受ける。

参考 3-71 廃棄物処理の内容

区分	処理内容
第1次対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 ● 最終処分場等での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨時ごみ集積所に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、最終処分地等へ搬入する。
第3次対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 ● 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第2次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

【その他、留意事項】

- 腐敗しやすい廃棄物を優先的に収集する。
- 収集したものについては、可燃物、不燃物に分別し、焼却処分、又は埋立、覆土処分する。これら廃棄物の収集及び処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条に定めるところにより行う。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ、一関地区広域行政組合及び一般廃棄物処理業（塵介）許可業者と協議を行い、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。 ● 自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。 ● 必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、一関地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。 <p style="text-align: right;">[参考 3-72 廃棄物収集運搬用資機材調達又はあっせん要請時の伝達事項]</p>

参考 3-72 廃棄物収集運搬用資機材調達又はあっせん要請時の伝達事項

区分	明示事項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

(3) 臨時ごみ集積所の確保

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、臨時ごみ集積所を確保するものとし、あらかじめ、所有管理者等と調整する。

(4) 臨時ごみ集積所等の衛生保持

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて薬剤散布等の消毒を実施し、廃棄物の臨時ごみ集積所及び最終処分地等の清掃保持に努める。 ● 消毒方法については、「本編 第3章 第20節 感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒班と連携して行う。

(5) 町民等への協力要請

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要と認めるときは、被災町民、自主防災組織等の住民団体及び防災ボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。 ● 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。 ● 地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

1-4. し尿処理実施要領

(1) 処理方法

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。 ● 災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。 [参考 3-73 し尿処理に関する計画] ● し尿処理は、次の施設を優先して行う。また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。 (1) 医療施設 (2) 社会福祉施設 (3) 避難所 ● 被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、し尿処理を行う。 [参考 3-74 し尿処理の内容]
し尿処理班	民間し尿処理業者（許可業者）に委託、又は雇上げ処理を要する地域、数量等に応じて、所要の班を編成する。

参考 3-73 し尿処理に関する計画

- ① 浸水地域のうち滞水していない地域については、各戸の便所を使用できるようにするため便槽内のし尿の汲み取りをする。
- ② し尿は、し尿処理施設に投入する。この収集及び処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条に定めるところによる。
- ③ 被災地における屋外仮設便所の設置については、立地条件を考慮し、環境汚染等第二次公害の発生防止に努め、早急に設置する。また、閉鎖に当たっては、完全消毒を徹底し、埋立て処理等の処置をする。

参考 3-74 し尿処理の内容

区分	し尿処理の方式
医療施設 福祉施設 避難所	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 ● 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ● バキュームカーにより、し尿処理を行う。
町内	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付きの仮設トイレを設置する。 ● 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ● バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一般家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 ● 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ● 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ● バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 ● 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ● バキュームカーにより、し尿処理を行う。

(2) し尿処理用資機材の確保

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ、一関地区広域行政組合及び町内の一般廃棄物処理業（し尿）許可業者、リース業者等と協議を行い、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。 ● 自らのし尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市のし尿処理施設にその処理を依頼する。 ● 必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、一関地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。 <p style="text-align: right;">[参考 3-75 し尿処理用資機材調達又はあっせん要請時の伝達事項]</p>

参考 3-75 し尿処理用資機材調達又はあっせん要請時の伝達事項

区分	明示事項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

1-5. 障害物除去実施要領

(1) 処理方法

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 所属職員、消防団員等をもって、障害物除去班を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して、障害物を除去する。 ● 障害物の除去は、次に掲げるものを優先して行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害応急対策の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所に至る道路にある障害物 (2) 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物 (3) 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物 (4) 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物
本部長、 道路等の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の障害物の処理を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住居関係障害物の除去 (2) 道路関係障害物の除去 (3) 河川関係障害物の除去

[参考 3-76 各種障害物の処理方法]

参考 3-76 各種障害物の処理方法

【住居関係障害物の除去】

- ① 本部長は、「障害物除去対象物名簿」を作成し、障害物を除去する。
- ② 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は「本編 第3章 第14節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。

【道路関係障害物の除去】

- ① 本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。
- ② 本部長及び道路管理者は、道路上の障害物の状況を、「本編 第3章 第4節 情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。
- ③ 県本部長は、本部長又は道路管理者からの報告に基づき、除去計画を定め、必要に応じて調整を行うとともに、所管する道路上の障害物を除去する。

【河川関係障害物の除去】

- ① 河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

実施主体	内容
本部長	● 自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、(一社)岩手県建設業協会一関支部等と応援協定等を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

(3) 応援の要請

実施主体	内容
本部長、 道路等の管理者	● 所属の職員並びに施設、設備及び機材をもってしては障害物の除去ができず、又は著しく困難なときは、近隣市町村長、あるいは、一関地方支部福祉班長又は土木班長を通じて県本部長に、応援を要請する。 [参考 3-77 障害物の除去に関する応援要請]

参考 3-77 障害物の除去に関する応援要請

- ① 障害物除去に必要な職種及び人員
- ② 障害物除去用資機材の種類・数量
- ③ 応援を要する期間
- ④ 障害物除去地域、区間
- ⑤ その他参考事項

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

実施主体	内容
本部長	● 災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第 64 条第 1 項及び同法施行令第 24 条の規定により、他人の土地を、一時使用する。
本部長、 道路管理者	● あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。 ● 臨時集積場所は、おおむね次の事項に配慮して、選定する。 (1) 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。 (2) 公有地を選定できないときは、(1)に準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

(5) 除去後の障害物の処理

項目	内容
土砂、がれき	● あらかじめ選定した集積所のほか、町民の日常生活又は農耕、その他生産活動に支障がない場所若しくは埋立て予定地に集積する。この場合において、汚水の浸透した土砂等の消毒は、充分に行う。
竹木、家具、家財等の可燃物	● 漂着、流入して堆積し、又は破壊、残存している家具、家財及び竹木等の可燃物で、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の障害物で加工、修理しても使用し得ないと認められるものは、集積場所等において焼却処理をする。
除去障害物の保管等	● 本部長は、障害物のうち加工、修理を加えて使用可能な工作又は物件を除去したときは、災害対策基本法第 64 条第 2 項から第 6 項及び同法施行令第 25 条から第 27 条に定めるところにより保管その他の措置をとる。

1-6. 死亡獣畜の処理

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊等）の処理は、一関保健所と協議し、移動できるものは適当な場所に集め埋立処分する。

移動が困難なものについては関係機関と協議の上、条件を付けて個々に処理させる。

又、犬、猫等の小動物の死体の処理については、一関地区広域行政組合「釣山斎苑」で焼却処分する。

1-7. 薬剤散布等

清掃班の行う清掃後の薬剤散布等の消毒方法については、消毒班と緊密な連携の基に、「本編 第3章 第20節 感染症予防計画」の定めるところに準じた方法で行う。

1-8. 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、「本編 第3章 第14節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第22節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

○災害のため生命及び身体が危険な状態にある者や、行方不明の状態にある者を搜索、及び遺体の収容・処理・埋葬に係る対策について定める。

主管部署	総務対策部、民生対策部
------	-------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
総務対策部	● 行方不明者、遺体の搜索に関する事。
民生対策部	● 遺体収容所の確保及び遺体の処理に関する事。 ● 身元不明の遺体の一時安置に関する事。 ● 遺体の埋葬に関する事。

1-3. 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 搜索の手配

実施主体	内容
本部長	● 災害による行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、一関警察署長に手配を行うとともに、手配した内容等を一関地方支部総務班長を通じ県本部長に報告する。 (1) 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等 (2) 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者等が発生した地域及び行方不明者数 ● 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。 ● 行方不明者として把握した者が、外国人の場合には、県本部長に連絡する。
一関警察署長	● 手配の要請を受け、又は自ら行方不明者等のあることを知ったときは、所属班員に搜索を行うとともに、公安部警備課に手配する。

(2) 捜索の実施

1) 捜索班の編成

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 多数の行方不明者が発生した場合においては、その捜索、収容にあたるため、所属職員及び消防団員等を主体とする「捜索班」を編成する。

2) 捜索の実施

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて自主防災組織等の住民組織及び防災ボランティア団体に対して、捜索班への協力を要請する。 ● 死者又は行方不明者等があると認められる地域を中心に、遺体の埋没、漂着の疑いのある場所を重点として、組織的、かつ、綿密に捜索する。 ● 捜索は、警察官、捜索班員、死者又は行方不明者等の家族、知人、縁戚の者（以下本節において「家族等」という。）と相互に緊密に連絡して行う。 ● 捜索を行うにあたり、地域の住民、旅行者、滞在者に発見、通報の協力を求めるため、発見したときの通知先を明らかにして積極的に広報する。 ● 必要に応じて、一関警察署長に対して、航空機等による広域的な捜索の実施を要請する。

3) 発見したときの措置

実施主体	内容
捜索班	<ul style="list-style-type: none"> ● 捜索班員、警察官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、DMAT又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。 ● 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。 ● 捜索班が遺体を発見し、又は家族等、町民からの発見の通知を受けたときは、直ちに警察官又は遺体処理班に通知する。その際、発見場所、発見状況等が分かるよう、可能な限り写真撮影又は簡易な図面を作成するほか、所持品等身元確認資料を確実に保全する。

1-4. 遺体収容

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害によって多数の死者が発生し、遺体のあった場所で遺体の処理が困難であると認めるときは、「遺体収容所」を設ける。 <p style="text-align: right;">[参考 3-78 遺体収容所設置に関する留意事項]</p>
搜索班	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺体の収容は、搜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わったあとに収容させる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 異常遺体に関する検視 (2) 医師の検案 (3) 遺体請書の徴収

参考 3-78 遺体収容所設置に関する留意事項

- ① 遺体収容所は、病院、診療所、寺院、公共施設等とし、遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
- ② 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利な所を選ぶこと。
- ③ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。
- ④ 遺体の数に相応する施設であること。
- ⑤ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。

1-5. 遺体の処理

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。 ● 遺体処理用資機材は、従事する医療機関関係者（医療機関）の手持品をもって繰返し使用するものとし、手持品がなく、又は不足したときは、町等において調達する。 ● 遺体処理用資機材の調達ができない場合は、一関地方支部保健環境班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請する。

1-6. 遺体の埋葬

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋葬用品等の調達ができない場合は、一関地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。
県本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 要請を受けた場合は、県葬祭業協同組合の協力を得て、調達又はあっせんを行う。

1-7. 遺体埋葬の広域調整

実施主体	内容
本部長	● 遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回る事等により、自ら火葬ができない場合にあっては、一関地方支部保健環境班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

1-8. 災害救助法を適用した場合の遺体の捜索、処理及び埋葬

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、「本編 第3章 第14節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第23節 応急対策要員確保計画

○災害が発生したときの応急対策要員の確保について定める。

主管部署	総務対策部、土木対策部
------	-------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
総務対策部	● 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整に関すること。
土木対策部	● 一般労務者及び技術者（土木関係・建築関係）の要員の確保に関すること。

1-3. 要員の確保

(1) 災害応急対策の各実施機関における要員の確保

- ① 要員の雇上げは、本部長がその所属の職員、他の機関からの応援職員及び自主防災組織等の住民組織並びに防災ボランティア等による奉仕団等によっても不足する場合、又は応援職員、奉仕団等の来援を待つ余裕がない場合に行う。
- ② 災害対策基本法に基づく従事命令及び協力命令は、本部長が災害対策基本法第65条第1項の規定により行うもので、前記による適当な要員が確保できない場合で、応急措置を実施するため特に必要であると認める場合に行う。

(2) 要員確保の方法

- ① 要員の雇上げは、一関公共職業安定所長を通じて日雇労務者及び一般求職者を対象として行う。
- ② 本部長が、一関公共職業安定所長に要員雇上げの申し込みを行う場合は、次の事項を明示して行う。
- (ア) 雇上げの目的
 - (イ) 作業の内容
 - (ウ) 必要技能
 - (エ) 必要労務者数
 - (オ) 雇上げ期間
 - (カ) 就労場所
 - (キ) その他参考事項
- ③ 雇上げ要員に対する賃金は、法令その他に特別な定めがある場合を除き就労地域における慣行料金（当該地域の公共職業安定所の業種別標準賃金）とする。

(3) 要員の従事命令等

項目	内容
従事命令の 執行者及び種類	<ul style="list-style-type: none"> ● 従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要であると認めるときに行う。 <p style="text-align: right;">[参考 3-79 従事命令の執行者及び種類] [参考 3-80 命令の対象者]</p>
公用令書の交付	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部長は、災害対策基本法第 71 条第 2 項の規定に基づき県本部長から権限の委任を受け、従事命令を発するとき及び発した命令を変更し又は取消すときは、災害対策基本法第 81 条及び災害救助法第 24 条第 4 項において準用する同法第 23 条の 2 第 2 項に規定するところにより公用令書を交付する。
従事できない 場合の届出	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部長から公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により、作業に従事することができない場合は、次に挙げる書類を添付して本部長に届出する。 <p>(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合は医師の診断書</p> <p>(2) 前記以外の事故により従事することができない場合は、関係市町村長、警察官、その他適当な公務員の証明書</p>
損害補償	<ul style="list-style-type: none"> ● 従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く）により、災害応急対策に従事させた者が、そのため死亡し、負傷し若しくは病気にかかり、又は廃疾となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者が、これらの原因によって受ける損害を、法令の定めるところにより補償する。

参考 3-79 従事命令の執行者及び種類

執行作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策作業 (災害救助法適用作業以外の作業)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条	県本部長
災害救助作業 (災害救助法適用作業)	従事命令 協力命令	災害救助法第7条 災害救助法第8条	
災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条 第1項	本部長
		災害対策基本法第65条 第2項警察官職務執行法 第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は 消防団員
	協力命令	消防法第35条の10	救急隊員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者
			水防団長又は 消防機関の長

参考 3-80 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による 県本部長の従事命令)	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師、歯科医師又は薬剤師 ● 保健師、助産師又は看護師 ● 土木技術者又は建築技術者 ● 大工、左官又はとび職 ● 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事 ● 地方鉄道業者及びその従業者 ● 自動車運送事業者及びその従業者
災害救助作業（協力命令）	● 救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業（災害対策基本法に よる町長、警察官の従事命令）	● 町の区域内の町民又は当該応急措置を実施すべ き現場にある者
消防作業	● 火災の現場付近にある者
水防作業	● 区域内に居住する者又は水防の現場にある者、 災害により生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業（警察官職務執行法 による警察官の従事命令）	● その場に居合せた者、その事物の管理者その他 の関係者

1-4. 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等については、「本編 第3章 第14節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第24節 文教対策計画

○災害により学校施設等が被害を受け、また児童生徒等が被災するなど、通常の教育を実施できない場合において、児童生徒等の生命及び身体の安全並びに応急的な教育活動の確保を図るための対策について定める。

主管部署	文教対策部
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。

災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童・生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
文教対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校施設の被害調査及び応急復旧対策 ● 教育施設の被害調査及び応急、復旧対策 ● 被災児童・生徒の被害調査 ● 応急給食物資の供給 ● 教職員の被害調査と応急配置対策 ● 学用品の給与 ● 応急教育 ● 社会教育施設の被害調査及び応急対策 ● 社会体育施設の被害調査及び応急対策 ● 文化財の被害調査

1-3. 学校施設の対策

(1) 学校施設の応急対策

実施主体	内容
本部長、 県本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

(2) 応急教育予定場所の設定

実施主体	内容
本部長、 県本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、応急教育の場所を確保する。 [参考 3-81 学校が被害を受けた場合の応急教育予定場所] ● 学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては、他の学校又は公共施設を使用し、応急教育を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 町立学校 町立学校が、隣接市立学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続により当該施設管理者の協力を得る。 [参考 3-82 他の学校又は公共施設を使用する場合の手続] ② 他の学校又は公共施設の使用に係る協力又はあっせん要請は、次の事項を明示して行う。 [参考 3-83 他の学校又は公共施設の使用に係る協力又はあっせん要請に当たっての伝達事項]

参考 3-81 学校が被害を受けた場合の応急教育予定場所

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	● 当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きいが、校舎等の一部が使用可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 ● 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は同町内の他の学校の校舎若しくは地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。 ● 校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
町内の教育施設の確保が困難な場合	● 他の市町村の学校の校舎又は公民館等の公共施設等を使用する。

参考 3-82 他の学校又は公共施設を使用する場合の手続

区分	手続
町内の施設を利用する場合	● 災害対策本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所班管内の他市町施設を利用する場合	● 本部長は、一関地方支部教育事務所班長に対して、施設のあっせんを要請する。 ● 一関地方支部教育事務所班長は、対象施設の区域を管轄する市町に協力を要請する。
他の教育事務所班管内の施設を利用する場合	● 一関地方支部教育事務所班長は、管内に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあっせんを要請する。 ● 県本部長は、要請に応じて、適当な施設の存する区域を管轄する教育事務所長にあっせんを要請する。 ● 当該教育事務所長は当該市町村に協力を要請する。

参考 3-83 他の学校又は公共施設の使用に係る協力又はあっせん要請に当たっての伝達事項

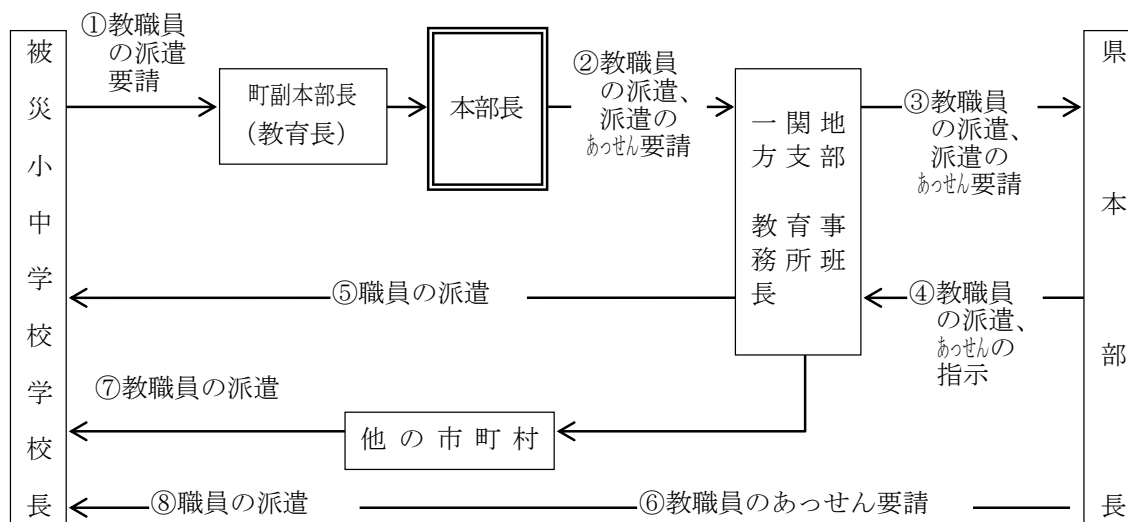
① あっせんを求める学校名
② 予定施設名又は施設種別
③ 授業予定人員及び室数
④ 予定期間
⑤ その他参考事項

(3) 教職員の確保

災害により、被災した小中学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

実施主体	内容
校長	● 学校内で解決できないときは、校長は、副本部長（教育長）を通じて本部長に教職員派遣を要請する。この場合、本部長は、一関地方支部教育事務所班長（一関教育事務所長）を経由して県本部長に教職員の派遣又はあっせんを求める。 [参考 3-84 被災小中学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ] ● 教職員派遣の応援要請に当たっては、以下の事項を明示して行う。 [参考 3-85 教職員派遣の応援要請に当たっての伝達事項]
本部長	● 上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

参考 3-84 被災小中学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ



参考 3-85 教職員派遣の応援要請に当たっての伝達事項

- ① 派遣を求める学校名
- ② 授業予定場所
- ③ 教科別（中学校）派遣要請人員
- ④ 派遣要請予定期間
- ⑤ 派遣要請職員の宿舎その他の条件
- ⑥ その他必要な事項

(4) 応急教育の方法

正規の授業は困難であっても、速やかに応急授業の実施に努める。応急教育の実施は、次の事項に留意して行う。

- ① 児童・生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
- ② 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童・生徒の学習に支障がないように考慮する。
- ③ 教育の場が公民館等学校施設以外の場合は、教育の方法に留意する。
- ④ 通学道路等の被害状況に応じ、危険防止の指導に努める。
- ⑤ 学校が、避難所に利用される場合は、避難者に対し、学校経営の支障とならないよう指導する。
- ⑥ 授業が不可能となる事態が予想されるときは、家庭学習の方法を講じ、教育に支障のないようにする。
- ⑦ 授業の不可能な期間が長期にわたるときは、学校と児童・生徒との連絡方法、組織（子供会等）の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

(5) 学用品等の給与

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。 ● 学用品等の給与が困難である場合は、一関地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあっせんを要請する。 ● 調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と町災害対策本部の通常の方法による。

[参考 3-86 学用品等の給与]

参考 3-86 学用品等の給与

【給与の種別】

① 災害救助法による給与

災害救助法適用世帯の児童・生徒に対しては、災害救助法に定める「学用品の給与」による。

② 災害救助法適用災害時で町民が被災しなかった場合のあっせん

災害救助法が適用されたが、教科書を失った児童・生徒の属する世帯の被害が床下浸水以下の場合は、経費は本人の負担とするが、調達の方法は災害救助法適用と併せて行う。

【調達、給与の実施】

本部長は、教科書及び文房具の調達及び給与を行う。

ただし、災害対策本部限りで処理できないときは、県本部に調達、あっせんを依頼するが、輸送は業者と町の通常の方法による。

【学用品の割当及び給与】

学用品の調達、輸送を受けた本部長は、次の方法により割当をし、給与する。

① 割当

本部長は、県本部長から学用品支給基準（1人当たり）の通知を受けたときは、児童・生徒別に次に掲げる割当台帳により割当する。

なお、割当に当たっては児童・生徒の被害程度を、災害対策本部の被災台帳による被害程度と照合し、正確を期す。

[資料編 様式③ 学用品割当台帳]

② 給与

(ア) 本部長は、受領書と引換えに学用品を一括して学校に交付し、学校長は、各児童・生徒別に給与する。

(イ) 各学校長は、学用品の支給を受けたときは、配給計画書を作成して給与する。

[資料編 様式④ 学校別教科書及び文房具等配給計画書]

(6) 災害救助法による学用品の支給基準

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度及び期間等は、「本編 第3章 第14節 災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

1-4. 授業料等の減免、育英資金の貸与

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて、被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減免を行う。 ● 被災生徒が授業料の減免、育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続きは、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、罹災証明書を添付する。

1-5. 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

本部長は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。

- ① 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食が実施できない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。
- ② 原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、本部長は県本部長に連絡し、その指示を受け、物資調達を図り実施すること。
- ③ 学校が避難所として使用される場合、給食施設が被災者用炊出し施設として利用されている場合においては、学校給食と被災者炊き出しとの調整を図る。
- ④ 本部長は、被害による経済的理由により、給食費の支払いが困難と認められる児童・生徒について調査の上、県本部長に報告しなければならない。

(2) 被害物資対策

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 給食用原材料品に被害を受けた場合は、県からの物資の処分方法等について指示があるまで保管する。

1-6. 学校保健安全対策

本部長は、災害時における児童・生徒の保健及び安全の確保に当たっては、次の事項に留意して行う。

- ① 欠席児童・生徒の家庭訪問等を行うことにより事故、疾病の状況を把握すること。
- ② 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合は、校医又は一関地方支部保健環境班長に連絡し、その判断に基づき、給食の停止、休校等の適宜な処置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。
- ③ 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。
- ④ 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

1-7. 社会教育施設及び体育施設の対策

災害時においては公民館等の社会教育施設・体育施設は、災害応急対策のため（特に避難所、対策本部）に利用される場合が多いので、本部長は、被害状況の把握に努めるとともに、その応急修理等速やかに適宜の処置を行う。

1-8. その他文教関係の対策

(1) 文化施設の対策

実施主体	内容
本部長	● 文化施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2) 文化財の対策

本部長は、被災文化財について、平泉町文化財調査委員の意見等を参考にし、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 文化財の避難 ② 文化財の補修、修理 ③ 二次災害からの保護措置の実施 |
|---|

1-9. 報告

実施主体	内容
各学校長	● 災害時における被害児童・生徒の状況を速やかに副本部（教育長）を通じ本部長に学校被害報告をしなければならない。 [資料編 様式20 学校被害報告]

1-10. 被災児童・生徒の受入れ

実施主体	内容
本部長	● 被災地の市町村又は県本部長を通じて他の都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童・生徒の受入れを行う。

第25節 農畜産物応急対策計画

○災害発生時の農林畜産業に関する対策について定める。

主管部署	農林振興対策部
------	---------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

被災地域における病虫害の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。
--

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
農林振興対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災地域における病虫害防除実施 ● 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置

1-3. 防除対策

(1) 防除の実施

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の事項を定め、防除措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 防除時期 (2) 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量 (3) 防除体制（人員、車両等の動員、配置） ● 業務を円滑に実施するために、班を編成する。 [参考 3-87 防除措置に関する班編成]
県本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 本部長に対し、一関地方支部農林班長を通じ、防除に関する必要な指示、指導を行うとともに、本部長からの応援の要請に応じて、防除上必要な措置を講ずる。

参考 3-87 防除措置に関する班編成

<p>① 調査班 巡回調査を行い、病虫害の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除等の把握に努める。</p> <p>② 指導班 防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病虫害の発生による被害防止に努める。</p>

(2) 防除資機材の調達

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。 ● 防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、一関地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 資機材の種類別数量 (2) 送付先 (3) 調達希望日時（期間） (4) その他参考事項

1-4. 畜産対策

(1) 協力機関

実施主体	内容
本部長、一関地方支部農林班	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 全国農業協同組合連合会岩手県本部 (2) 県農業共済組合 (3) 農業協同組合 (4) 県獣医師会 (5) 地域自衛防疫協議会

(2) 家畜の診療

災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 家畜の診療は、本部長が実施するが、それが困難な場合は、一関地方支部農林班長に応援を要請する。
一関地方支部農林班長	<ul style="list-style-type: none"> ● 要請を受けた一関地方支部農林班長は、家畜診療班を現地に派遣し、応急診療を実施する。
家畜診療班	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて被災地内に診療詰所を設け、常時待機する。 ● 応急診療の範囲は、次による。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 診療 (2) 薬剤又は治療用資器材の支給 (3) 治療等の処置

(3) 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により実施する。

- ① 畜舎等の消毒（家畜伝染病予防法第9条及び第30条）
- ② 緊急予防注射の実施（家畜伝染病予防法第6条及び第31条）
- ③ その他の防疫措置

地方支部農林班長は、家畜の死亡、家畜伝染病のまん延の防止等の措置が必要と認めた場合は、家畜伝染病予防法の定めるところにより実施する。

(4) 家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

実施主体	内容
本部長	● 一関地方支部農林班長から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等の家畜を避難させるよう指導する。

(5) 飼料等の確保

実施主体	内容
本部長	● 避難家畜に対する飼料、わら等が現地において調達できないときは、一関地方支部農林班長に確保のためのあっせんを次により要請する。 (1) 要請する飼料の種類及び数量 (2) 納品又は引継ぎの場所及び時期 (3) その他参考事項

(6) 青刈飼料等の対策

実施主体	内容
本部長	● 風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、以下の応急措置を実施する。 <div style="text-align: right;">[参考 3-88 飼料作物、牧草等の応急対策]</div>

参考 3-88 飼料作物、牧草等の応急対策

- ① 全滅又は回復の見込がない場合は、速やかに再播措置について指導する。
- ② 一部の被害で回復の見込のあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をするよう指導する。
- ③ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、一関地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあっせんを要請する。

(7) 牛乳の集乳対策

実施主体	内容
本部長	● 酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、一関地方支部農林班長に対し集乳運搬について協力を要請する。
一関地方支部 農林班長	● 受入業者その他関係機関と連絡し、牛乳処理施設への搬送ができるよう協力を要請する。

第26節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画

○災害により被害を受けた施設等について、災害直後の豪雨によりさらにその破壊が進み危険性が高くなる可能性があることから、こうした危険を防止する対策について定める。

主管部署	土木対策部
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防等施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

1-2. 実施責任者及び担当部

公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施責任者及び担当部は、次のとおりとする。

(1) 道路施設

実施主体	内容
本部長 (土木対策部)	● 町道の道路施設
国土交通省 (岩手河川国道事務所)	● 国道4号の国土交通省東北地方整備局関係河川国道事務所所管の道路施設
東日本高速道路 (株)東北支社	● 東日本高速道路(株)東北支社の東北自動車道の道路施設
県本部長	● 上記以外の一般国道及び県道の道路施設

(2) 河川管理施設

実施主体	内容
本部長 (土木対策部)	● 準用河川及び普通河川の河川管理施設
国土交通省 (岩手河川国道事務所)	● 北上川系の国土交通大臣管理区間の河川管理施設
県	● 一級河川の指定区間及び二級河川の河川管理施設

(3) 砂防施設

実施主体	内容
県	● 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域の砂防等施設

1-3. 実施要領

(1) 共通事項

1) 被害状況の把握及び連絡

実施主体	内容
本部長	● 被害の発生状況を把握し、県本部及び防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

2) 二次災害の防止対策

実施主体	内容
本部長	● クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。
町	● 二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、「本編 第3章 第15節 避難・救出計画」に定める避難指示等の発令等の措置をとる。

3) 要員及び資機材の確保

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な要員及び資機材を確保するため、関係機関と相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られるよう体制を整備する。 ● 関係業者等に対する応援協力要請は、次の事項を明示して行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 資機材の種類及び数量 (2) 職種別人員 (3) 場所 (4) 期間 (5) 作業内容 (6) その他参考事項

4) 関係機関との連携強化

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急復旧の実施に当たっては、関係機関と広域的な応援体制をとるよう努める。 ● 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2) 道路施設

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路について重点的に応急復旧を実施する。 ● 応急対策用資機材を確保する。

[参考 3-89 応急対策用資機材確保の方法]

参考 3-89 応急対策用資機材確保の方法

- ① 本部長は、手持ちの資機材若しくは地元の業者を通じて確保する。
- ② 災害の規模状況により本部長が資機材を確保することが不可能又は困難なときは、実施責任者相互において融通、調達、あっせん等の手段を講じて確保する。
- ③ 業者の請負に付して工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負業者が確保する。

(3) 鉄道施設

鉄道施設の災害の応急対策については、東日本旅客鉄道(株)盛岡支社、日本貨物鉄道(株)東北支社の定めによる。

第27節 ライフライン施設応急対策計画

○上水道、下水道、電力、ガス、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図るものとする。

主管部署	土木対策部
------	-------

1. 上水道施設

○災害により機能が停止した上水道の早期復旧のための対策について定める。

1-1. 基本方針

上水道施設の管理者は、災害時における活動体制を確立するとともに、応急対策を実施し、水道の確保を図る。

上水道施設の管理者は、町外で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
土木対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 上水道施設に係る被災状況の把握 ● 上水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

1-3. 実施要領

(1) 防災活動体制

1) 給水対策本部の設置

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、水道事業部内に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。 ● 給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

2) 動員体制の確立

実施主体	内容
本部長	● 災害時における飲料水の確保、上水道施設復旧及び情報連絡活動に従事する職員の配備体制を確立する。
従事職員	● 上記の従事職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

3) 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

実施主体	内容
本部長	● あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負会社及び町指定水道工事店等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

(2) 情報連絡活動

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。 ● 水道施設に被害が発生した場合は、「本編 第3章 第4節 情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 通信手段 <ul style="list-style-type: none"> 一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内の連絡は、通信の疎信状況を勘案し、おおむね次の通信手段を用いて行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・町防災行政無線（移動系） (2) 通信時期、内容等 <ul style="list-style-type: none"> 給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除く、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。

(3) 応急対策

1) 復旧対策用資機材の整備

<ul style="list-style-type: none"> ① 復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連において、保有しておくことが適当なものについては、水道事業者が事前に確保しておく。 ② 水道施設の被災により材料が不足した場合には、メーカー及び他の水道事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。 ③ 本部長は、必要な資機材を調達できない場合においては、一関地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

2) 施設の点検

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、施設ごとに実施する。 (2) 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。 (3) 次の管路等については、優先的に点検する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要総配水管路 ・ 貯水槽及びこれに至る管路 ・ 河川、鉄道等の横断箇所 ・ 医療機関等に至る管路

3) 応急措置

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 取水、導水、浄水施設及び給水所 <ul style="list-style-type: none"> 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。 (2) 送・配水管路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。 ・ 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。 (3) 給水装置 <ul style="list-style-type: none"> 倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 復旧対策

1) 取水・導水施設等の復旧

- ① 取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。
- ② 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

2) 送・配水管路の復旧

- ① 復旧に当たっては、随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のためにもっとも有効な管路から順次、復旧対策を実施する。
- ② 復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- ③ 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内容
第1次指定路線	● 送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	● 重要配水管として指定した第1次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

3) 給水装置の復旧

- ① 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- ② 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申し込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設などを優先して実施する。
- ③ 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申し込みの有無にかかわらず実施する。

(5) 道路管理者等との連携

実施主体	内容
本部長	● 各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

実施主体	内容
本部長	● 被災地域における町民等の苦情、相談を受け付けるため、移動相談所を開設する。
町	● 町民等に対する広報は、復旧状況を主体として、町防災行政無線、広報車、報道機関等を通じて行う。

2. 下水道施設

○災害により機能が停止した下水道の早期復旧のための対策について定める。

2-1. 基本方針

下水道施設の管理者は、災害時における活動体制を確立するとともに、応急対策を実施し、下水道の確保を図る。

下水道施設の管理者は、町外で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。

2-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
土木対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道施設に係る被災状況の把握 ● 下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 ● 農業集落排水施設に係る被災状況の把握 ● 農業集落排水施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

2-3. 実施要領

(1) 災害時の活動体制

本部長は、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時における下水道施設復旧及び情報連絡活動に従事する職員の配備体制を確立する。 ● あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負会社等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。
従事職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記の従事職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

(2) 応急対策

1) 災害復旧用資機材の確保

- ① 下水道施設及び農業集落排水施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係事業者等から調達する。
- ② 本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、一関地方支部土木班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

2) 応急措置

- ① マンホールポンプ、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないよう対処する。
- ② 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- ③ 工事施工中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

下水道施設及び農業集落排水施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、取付管等の復旧を行う。

項目	内容
処理場・マンホールポンプ	● 処理場・マンホールポンプにおいて、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機又はディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。
管渠施設	● 管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合には既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を利用して復旧に努める。

(4) 災害広報

実施主体	内容
町	● 町民等に対する広報は、復旧状況を主体として、町防災行政無線、広報車、報道機関等を通じて行う。

3. 電力、ガス、電気通信施設等

○災害により機能が停止した電力、ガス、電気通信施設等のライフライン施設の早期復旧のための対策について定める。

3-1. 基本方針

電力、ガス、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。

3-2. 実施責任者及び担当部

事業区分	実施機関	内容
電力施設	東北電力ネットワーク(株)	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管する電力施設に係る被災状況の把握 ● 被災した電力施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 ● 被災地域における広報の実施
ガス施設	(一社)岩手県高圧ガス保安協会	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管するガス供給施設に係る被災状況の把握 ● 被災したガス供給施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 ● 需要家等に対する広報の実施
電気通信施設	東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	<ul style="list-style-type: none"> ● 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 ● 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

3-3. 実施要領

電力、ガス、電気通信施設等のライフライン施設の災害時における活動体制並びに応急対策の実施については各事業者の実施計画の定めによる。

第28節 危険物施設等応急対策計画

○災害時における危険物施設等の保安及び応急対策について定める。

主管部署	観光商工対策部
------	---------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。

自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請依頼する。

1-2. 実施責任者及び担当部

(1) 石油類等危険物

実施主体	内容
観光商工対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災状況の把握 ● 災害の発生又は拡大防止のための応急措置

(2) 火薬類

実施主体	内容
観光商工対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災状況の把握 ● 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 (総務対策部との連携を図る。)

(3) 高圧ガス

実施主体	内容
観光商工対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災状況の把握 ● 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 (総務対策部との連携を図る。)

(4) 毒物・劇物

実施主体	内容
観光商工対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災状況の把握 ● 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 (民生対策部との連携を図る。)

1-3. 石油类等危険物

(1) 危険物施設責任者

項目	内容
被害状況の把握と連絡	● 災害発生後、直ちに、災害対策本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。
要員の確保	● 防災要員を確保できるよう、あらかじめ、事業所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。
応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。 (2) タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 (3) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
情報の提供、広報	● 災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺町民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに町民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2) 本部長

危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、「本編 第3章 第8節 消防活動計画」に定めるところにより対処する。

1-4. 火薬類

(1) 火薬類保管施設責任者

項目	内容
被害状況の把握と連絡	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生後、直ちに、災害対策本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。
応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 (2) 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。 (3) 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。 (4) 火薬庫入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。 (5) 災害の状況により周辺町民の避難が必要と認めるときは、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害による避難について、町民に周知する。 ・ 当該施設従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。 (6) 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。 (7) 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防機関に通報する。

(2) 本部長

火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、「本編 第3章 第8節 消防活動計画」に定めるところにより対処する。

1-5. 高圧ガス

(1) 高圧ガス保管施設責任者

項目	内容
被害状況の把握と連絡	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生後、直ちに災害対策本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。
応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。 (2) 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。 (3) 充填容器等を安全な場所に移す。 (4) 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害による避難について、町民に周知する。 ・当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置をとる。 (5) 充填容器等が外傷又は火災による被害を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又はその充填容器等とともに、被害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。 (6) 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 本部長

高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、「本編 第3章 第8節 消防活動計画」に定めるところにより対処する。

1-6. 毒物・劇物

(1) 毒物・劇物保管施設責任者

項目	内容
被害状況の把握と連絡	● 災害発生後、直ちに本部長、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。
応急措置	● 災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。 (1) タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 (2) 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
情報の提供、広報	● 災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺町民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 本部長

毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては「本編第3章 第8節 消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。

災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第29節 林野火災応急対策計画

○林野火災防ぎよの応急活動の対策について定める。

主管部署	総務対策部、農林振興対策部
------	---------------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

林野火災発生時には、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎよ活動等を行う。

町は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防ぎよ計画を定める。

町は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防広域応援基本計画」に定めるところにより消防相互応援を行う。

本計画に定めのないものについては消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
本部長	● 火災その他の災害の鎮圧、被害の軽減のため消防機関（「一関市消防本部 一関西消防署、平泉分署及び平泉町消防団という。」以下同じ。）を活用して、必要な応急措置を実施する。
消防機関	● 本部長の命令又は要請により、消防計画の定めるところにより消防活動を実施する。

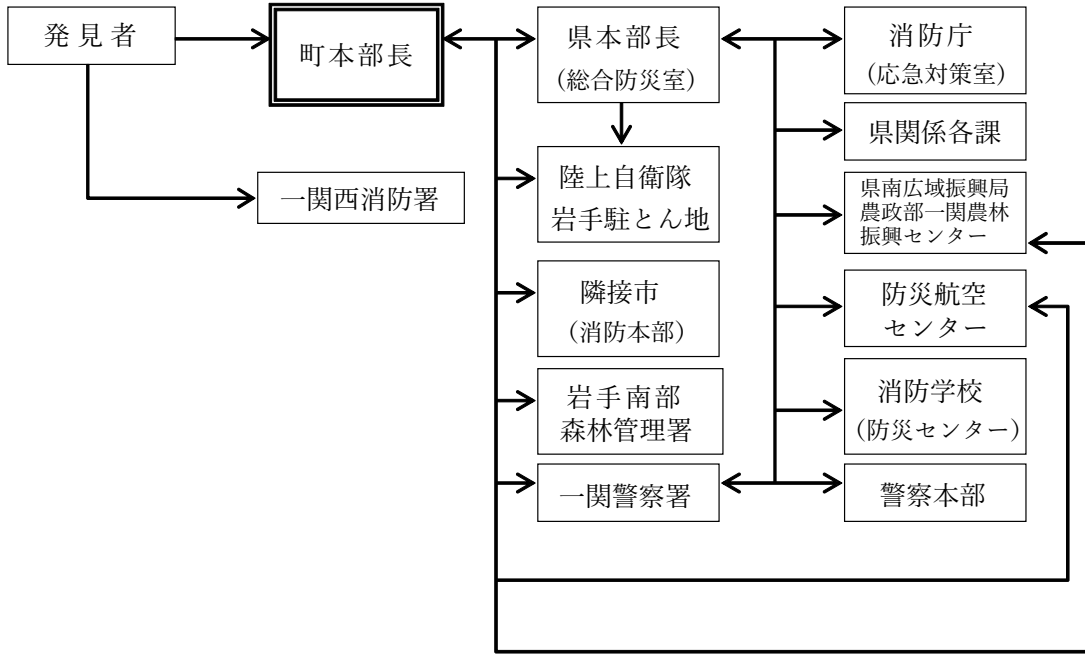
林野火災に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施責任者及び担当部は、次のとおりとする。

実施主体	内容
総務対策部	● 消火、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 ● 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
農林振興対策部	● 農業施設・農作物、農林関係の被害情報収集に関すること。

1-3. 実施要領

(1) 通報連絡体制

防災関係機関における通報連絡は、次により行う。



(2) 本部長の措置

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 林野火災による被害を軽減するため、林野火災防ぎょ計画を定める。 [参考 3-90 林野火災防ぎょ計画の内容] ● 林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。 ● 消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 ● 消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、「本編 第3章 第11節 自衛隊災害派遣要請依頼計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請依頼を行う。

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、「本編 第3章 第30節 防災ヘリコプター等活動計画」に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。 ● これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

参考 3-90 林野火災防ぎょ計画の内容

項目	内容
重要対象物の指定	● 林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、町民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。
延焼阻止線の設定	● 林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。
消防活動計画図の作成	● 消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

(3) 消防機関の長の措置

1) 応急活動体制の確立

実施主体	内容
消防機関の長	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。 ● 本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防職員・団員に対する出動準備命令 (2) 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令 (3) 出動準備終了後における本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
消防機関の長、消防職員、団員	● 地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。
消防職員、団員	● 出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

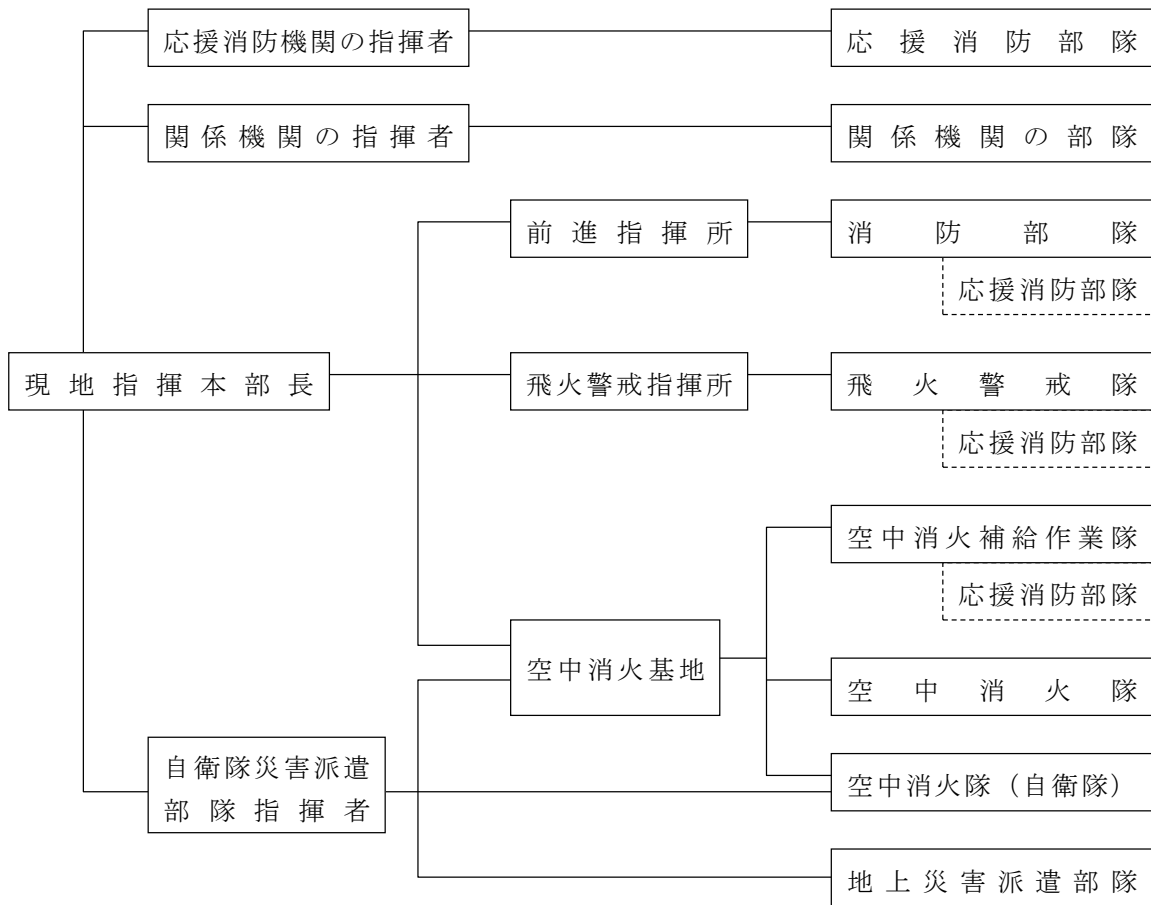
2) 火災防ぎょ活動

実施主体	内容
消防機関の長	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。 ● 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮の基に円滑な消防活動が実施できるよう、現地指揮本部を設置する。 ● 現地指揮本部は、付近一体が見渡せる風横または風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。 ● 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。 ● 現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。 ● 林野火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。 ● 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。 ● 現地指揮本部の指揮系統は、おおむね次頁のとおりとする。 ● 火災防ぎょ活動に当たっては、以下の点に留意する。 <p style="text-align: right;">[参考 3-91 火災防ぎょ活動の留意事項]</p>

参考 3-91 火災防ぎょ活動の留意事項

- ① 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
- ② 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
- ③ 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。
- ④ 林野火災が多発し、町民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
- ⑤ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
- ⑥ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

現地指揮本部の指揮系統



3) 救急・救助活動

実施主体	内容
消防機関の長	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。 ● 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。 (2) 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、高齢者、病人及び障がい者を優先する。 (3) 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

4) 避難対策活動

実施主体	内容
消防機関の長	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。 ● 避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。 ● 避難指示等がなされた場合においては、これを町民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、町民を安全な方向に誘導する。 ● 町民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。 ● 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、行政区等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

5) 情報収集・広報活動

実施主体	内容
消防機関の長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

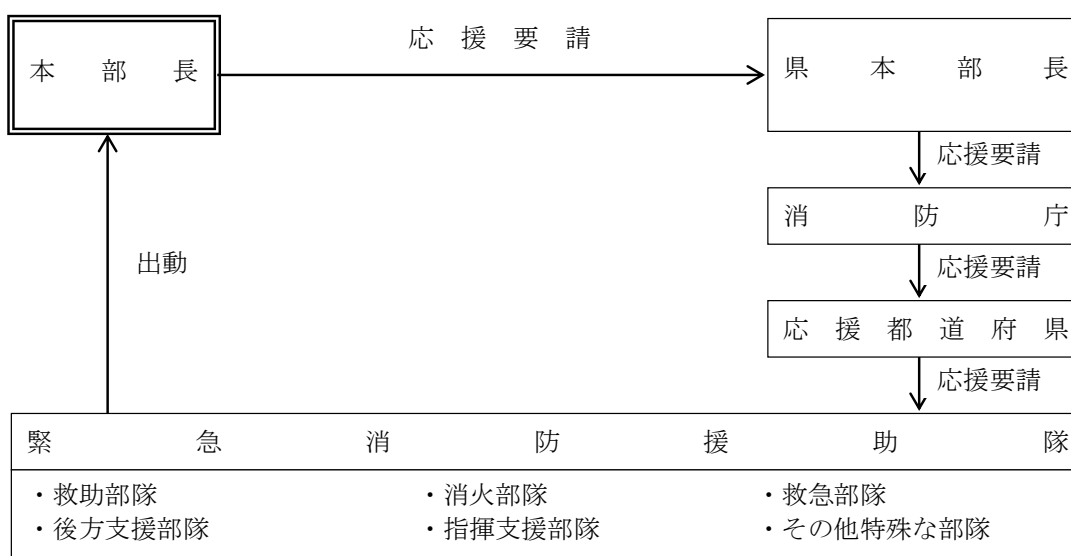
6) 消防警戒区域等の設定

実施主体	内容
消防職員、団員	<ul style="list-style-type: none"> ● 林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

(4) 緊急消防援助隊

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> 大規模林野火災が発生し又は災害の範囲が著しく拡大し、町の消防力をもって対処できないと認めるときは、県本部長に緊急消防援助隊の派遣について要請するとともに、岩手県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整える。

緊急消防援助隊の出動



第30節 防災ヘリコプター等活動計画

○災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る防災ヘリコプターによる活動対策について定める。

主管部署	総務対策部
------	-------

1. 実施計画

1-1. 基本方針

大規模災害時において、ヘリコプター等（ヘリコプター又は固定翼機をいう。以下この節において同じ。）を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行いながら災害対策活動等を実施する。

1-2. 実施責任者及び担当部

実施主体	内容
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災ヘリコプターの応援要請 ● 防災ヘリコプターの活動に対する支援

1-3. 実施要項

(1) 活動体制

- 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要綱」に定めるところにより、本部長の要請に基づき活動する。
- 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本部長の要請にかかわらず、自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

(2) 活動条件

防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に活動する。

項目	内容
公共性	● 災害等からの町民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。（災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動）
緊急性	● 差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、町民の生命、身体及び財産に、重大な支障が生じるおそれがある場合）
非代替性	● 防災ヘリコプターによる活動が最も有効であること。（既存の資機材、人員等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

(3) 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。

項目	内容
災害応急対策活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災状況の偵察及び情報収集 ● 救援物資及び人員等の搬送 ● 災害に関する情報、警報等の伝達等の災害広報
消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 林野火災における空中消火 ● 偵察及び情報収集 ● 消防隊員及び資機材等の搬送
救助活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 中層建築物等の火災における救助 ● 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助 ● 高速自動車道等の道路上の事故における救助
救急活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通遠隔地からの傷病者の搬送 ● 高度医療機関へ転院搬送 ● 交通遠隔地への医師及び機材等の搬送

(4) 応援要請

実施主体	内容
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、後日、文書を提出する。

[参考 3-92 応援要請の内容]

参考 3-92 応援要請の内容

<p>【防災ヘリコプター応援要請時の伝達事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害の種別 ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 ③ 災害発生現場の気象状況 ④ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法 ⑤ 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援体制 ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量 ⑦ その他必要な事項 <p>【応援要請先】</p> <p>岩手県復興防災部消防安全課（岩手県防災航空センター）</p> <p>電 話 0198 (26) 5251</p> <p>F A X 0198 (26) 5256</p>
--

(5) 受入態勢

応援を要請した本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入態勢を整える。

- ① 離着陸場所の確保及び安全対策
- ② 傷病者等の輸送の場合は、搬送先の離着陸場所及び医療機関等への搬送手配
- ③ 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- ④ その他必要な事項

第31節 原子力災害対策計画

○町は、原子力災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図るため、国・県の方針に基づき、除染対策等について定める。

主管部署	放射線対策部
------	--------

1. 実施計画

1-1. 実施方針

(1) 原子力事故発生直後の町の防災対策

- ① 原子力事故発生の影響を想定した情報及び避難に関する情報の収集
- ② 原子力事故に対する警戒、避難対策
- ③ 住民へのわかりやすい情報伝達
- ④ 緊急時モニタリング活動と結果公表
- ⑤ 避難、その他の防護対策、被災地避難者の受入対応

(2) 原子力災害発生時の町の防災対策（影響が地域に及ぶ場合）

- ① 住民の避難
- ② 被ばく医療対策及び飲食物の安全性の確保
- ③ 除染計画の立案、除染対策の実施

第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 公共施設等の災害復旧計画

1. 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

2. 災害復旧事業計画

2-1. 基本方向の決定

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。 ● 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。 <p style="text-align: right;">[参考 4-1 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施における留意事項] [参考 4-2 公共施設の災害復旧事業]</p>

参考 4-1 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施における留意事項

- ① 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- ② 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
- ③ 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
- ④ 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
- ⑤ 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
- ⑥ 事業の実施に当たっては、暴力団排除を徹底すること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。

参考 4-2 公共施設の災害復旧事業

① 公共土木施設災害復旧事業計画 （ア）河川公共土木施設災害復旧事業計画 （イ）砂防設備災害復旧事業計画 （ウ）林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 （エ）地すべり防止施設災害復旧事業計画 （オ）急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 （カ）道路公共土木施設災害復旧事業計画 （キ）公園公共土木施設災害復旧事業計画 （ク）下水道公共土木施設災害復旧事業計画	② 農林水産業施設災害復旧事業計画 ③ 都市施設災害復旧事業計画 ④ 上水道施設災害復旧事業計画 ⑤ 社会福祉施設災害復旧事業計画 ⑥ 公立学校施設災害復旧事業計画 ⑦ 公営住宅災害復旧事業計画 ⑧ 公立医療施設災害復旧事業計画 ⑨ その他の災害復旧事業計画
---	--

2-2. 激甚災害の指定

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。 ● 激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。 ● 県が実施する調査等に協力する。

2-3. 緊急災害査定促進

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生した場合、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定を緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速が期されるよう努める。 ● 激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。 ● 県が実施する調査等に協力する。

2-4. 緊急融資等の確保

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。 ● 町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて財源の確保を図る。

(1) 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業に関する法令等は、次のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑨ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について
(昭和39年8月14日建設省都市局長通達)
- ⑩ 生活保護法
- ⑪ 児童福祉法
- ⑫ 身体障害者福祉法
- ⑬ 知的障害者福祉法
- ⑭ 障害者総合支援法
- ⑮ 売春防止法
- ⑯ 老人福祉法
- ⑰ 水道法
- ⑱ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について
(平成2年3月31日厚生省事務次官通知)
- ⑲ 下水道法
- ⑳ 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- ㉑ 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- ㉒ と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- ㉓ 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
- ㉔ 社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について
(昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知)

(2) 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

- | | |
|----------------|------------|
| ① 補助災害復旧事業債 | ⑤ 火災復旧事業債 |
| ② 直轄災害復旧事業債 | ⑥ 小災害復旧事業債 |
| ③ 一般単独災害復旧事業債 | ⑦ 歳入欠かん債 |
| ④ 公営企業等災害復旧事業債 | |

(3) 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- | |
|--|
| ① 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置 |
| ② 普通交付税の繰上交付措置 |
| ③ 特別交付税による措置 |

第2節 生活の安定確保計画

○災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。

1. 実施計画

1-1. 基本方針

災害により被害を受けた町民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救済物資、災害弔慰金の支給、被災者生活再建支援制度、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、町民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

1-2. 被災者の生活確保

(1) 生活相談

町及び関係機関は、被災者、町民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者のための相談所を庁舎、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 ● 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。 ● 県その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 ● 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。
県	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生した場合、応急対策の実施と同時進行の形で、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 ● 相談、苦情等のたらいまわしの防止及び応急対策等に係る情報を町民へ効果的に提供するため、被災者総合相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。 ● 発災初期の混乱が終息したときは、一関地方支部を窓口として、避難所等を巡回し、又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係部に速やかに連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討し一関地方支部長が決定する。 (2) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣する。 (3) 町その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 ● 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。 ● 相談業務は、各部から精通した者の派遣又は外部団体の協力を得て、適切な対応を図る。

実施主体	内容
警察	● 警察本部及び警察署、交番、駐在所又は現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関、指定地方行政機関等	● 支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

(2) 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

(3) 罹災証明の交付

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。 ● この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続等についての広報に努める。 ● 罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(4) 災害弔慰金等の支給

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害弔慰金の支給等に関する法律及び町条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。 <p style="text-align: right;">[参考 4-3 災害弔慰金等の支給]</p>
県	● 小災害見舞金交付内規に基づき、見舞金を交付する。

参考 4-3 災害弔慰金等の支給

資金名		支給対象	支給額	
			生計維持者	その他の者
災害弔慰金		政令で定める災害により死亡した町民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金		政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある町民	250万円以内	125万円以内
小災害見舞金	り災見舞金	災害救助法が適用されない災害の発生に際し、当該災害によるり災者及びり災住民の救助を行った市町村	災害救助法施行細則第6条別表第2の3の（3）に掲げる季別及び世帯区分による金額に減失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額	
	市町村見舞金		災害救助法適用災害に係る同法第23条に規定する救助の種類（第23条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類救助について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額	

(5) 被災者生活再建支援制度の活用

県が実施主体となり、町が申請書類の受付け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された（公財）都道府県センターが実施する。

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害によりその居住する住宅が全壊等の被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。 ● 申請を迅速かつ的確に処理するための体制の整備等を図る。 <p style="text-align: right;">[参考 4-4 被災者生活再建支援制度] [参考 4-5 支援金の支給]</p>

参考 4-4 被災者生活再建支援制度

【対象となる災害の程度】

対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
- ⑤ ①から③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村

【支援金の支給対象】

支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯とする。

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

【支援金の申請から支給まで】

- ① 住宅の被害の程度を確認する。
- ② 住民票を取得する。
- ③ 申請書を作成する。
- ④ 必要書類を用意する。
- ⑤ 町役場に申請する。
- ⑥ 支給金の支給。

【支援金の申請期間】

基礎支援金・・・災害のあった日から13ヶ月の間

加算支援金・・・災害のあった日から37ヶ月の間

参考 4-5 支援金の支給

<複数世帯の場合>

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

<単数世帯の場合>

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

【基礎支援金】 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

【加算支援金】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(6) 住宅資金等の貸付

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により住居・家対等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。また、住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。 <p style="text-align: right;">[資料編 4-2-1 災害復興住宅融資] [資料編 4-2-2 生活福祉資金] [資料編 4-2-3 災害援護資金貸付制度] [資料編 4-2-4 平泉町災害復興住宅新築等補助金交付要綱]</p>

(7) 住宅の再建

災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

(8) 職業のあっせん

実施主体	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により、収入の道を失い、他に就職する必要がある場合には、関係機関と協力して、その実情に応じた適職、求人の開拓を行う。 ● 職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得を図る。 ● 公共職業安定所職員を相談所又は現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

(9) 租税の徴収猶予及び減免等

実施主体	内容
税務署	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税に関する法律に基づくすべての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予を行う。
県	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び岩手県税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。また、市町村においても適切な対応がなされるよう指導する。
町	<ul style="list-style-type: none"> ● 町が賦課する税目に関して、地方税法及び町税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。

1-3. 中小企業への融資

町は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期の経営の安定が図られるよう、次の措置を講じる。

- ① 政府系中小企業金融機関（株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請
- ② 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請
- ③ 被災した中小企業者への円滑な融資を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請
- ④ 金融機関に対する、被害の状況に応じた貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別な取扱の要請
- ⑤ 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
- ⑥ 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
- ⑦ 市町村及び中小企業関係団体と連携した、災害時の特別措置についての中小企業者への広報、相談窓口の設置

1-4. 農林漁業関係者への融資

町は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被災組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講じる。

- ① 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被災組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせん
- ② 被害農林漁業者又は被災組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- ③ 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資のあっせん及び既往貸付期限の延長措置
- ④ 農業災害補償法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確・迅速化の要請
- ⑤ 林業・木材産業改善資金助成法に基づく、被害森林整備資金の融通
- ⑥ 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速・適正化の要請

1-5. 郵便事業株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- ① 災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。
また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物通常はがき又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。
なお、取り扱う郵便局等については、別途郵便事業株式会社東北支社長が指定し、その旨公示する。
- ② 郵便事業株式会社東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用の物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

第3節 復興計画の作成

○著しい被害を受けた被災地域における町民の速やかな生活の安定、及び被災地域の創造的な復興を総合的に推進するため、復興計画を策定するに当たっての基本的な考え方及び手順等について定める。

1. 実施計画

1-1. 基本方針

町は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

1-2. 復興方針・計画の作成

(1) 計画作成組織の整備

学識経験者、産業界、地区町民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

(2) 計画策定の目標

被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

(3) 復興計画の作成

- ① 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- ② 計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- ③ 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- ④ 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- ⑤ ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- ⑥ 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

1-3. 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ⑨ 障害者支援施設等災害復旧事業
- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑫ 感染症予防事業
- ⑬ 医療施設等災害復旧事業
- ⑭ 堆積土砂排除事業
(ア) 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業
(イ) 市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業
- ⑮ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用）
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例
- ⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例